

浦添市立中央公民館

令和5年度 館報



浦添市教育委員会 社会教育推進課

発刊のあいさつ

浦添市立中央公民館

館長 長濱 京子

令和5年度版館報の発刊にあたりご挨拶申し上げます。コロナの収束がなかなか見えない令和4年度を振り返り、新年度の社会教育の充実・発展につながる館報にしていけたらと考えます。

さて、浦添市立中央公民館本館・分館は、長年にわたり社会教育の核としての役割を担い事業を展開しています。施設の老朽化という課題はありますが、市民が「集い・学び・つながる」拠点としての公民館でありたいと願っております。子どもから大人までの学びの成果発表の場として昭和62年からスタートした公民館まつりを、令和4年度は「公民館ミニまつり 2022」として展示部門・サークル体験会を実施しました。戦後70年の節目の年（平成27年）始まった平和講座は、学校教育と社会教育の学社連携・融合事業の出前講座『平和キャラバン』として小学校8校に提供し、児童の平和を考える機会としました。また、令和4年度の公民館講座（全28回）は「日本復帰50年講座」「浦添八景ってなかに水彩画チャレンジ」、「公民館アンチエイジング玄関掲示板に彩りを」、「ハンドボール日本伝来100年記念夢をおいかけハンドボールと私」等で参加者累計 5,745人でした。市内41の自治公民館では、公民館が助成する自治公民館講座を活用して地域課題や市民の学習ニーズに応える学びの提供を展開しています。令和4年度も多くの自治公民館が工夫を凝らした講座を62回開き、多様な学びを深めています。これからも、自治公民館講座の充実にむけて、自治公民館と連携を深めてまいります。

本年度は、人の動きが活発になったことを踏まえ、市民の学びの輪をさらに広げるための工夫をし、社会教育の充実を目指す所存でございます。また、昨年度社会教育協働係が担当していました家庭教育支援講座と自主企画まなび助成制度も公民館系の役割に加わりましたので、本年度の家庭教育支援講座の年間テーマを「金銭教育」として充実を図っていきます。出前講座「平和学習キャラバン」は、デジタル紙芝居を1作品増やし、戦争体験者、戦争体験継承者に、平和教育講師を加えて小中学校に提供していきます。さらに、本年度は、公民館まつりの名称を「うらそえ社会教育いきいきまつり」に変更し、公民館登録団体（サークル）及び放課後子ども教室、公民館舞台発表講座などの参加者が「てだこ小ホール」に集って実施します。

人は、一人で解決できないことを多くの知恵をつなげて解決し生活を豊かにしてきました。一人ひとりが学び続けることは、自身の豊かさと地域の活性化につながる一つだと考えます。皆様が公民館で「集い、学び、つながり」自分らしい豊かな人生にしていけたらと思います。本市の社会教育のめざす方向の一つとして「だれもが生きがいを感じて、学習できるよう、学習内容及び推進体制の充実」とあります。公民館として令和5年度も皆様の学びの支援ができれば幸いです。

目 次

I. 浦添市立中央公民館の概要	
1 運営の基本方針と令和5年度重点目標	1
2 令和5年度 公民館運営事業	2
3 公民館の利用について	4
4 施設の概要(本館・分館)	6
II. 中央公民館講座	
1 令和5年度中央公民館講座予定一覧	15
2 令和4年度中央公民館講座実績	16
3 令和5年度自治公民館講座のてびき	45
4 令和5年度自主企画まなび助成制度	52
III. 浦添市立公民館だより「いきいき」	
第313号(令和4年 7月 発行)	57
第314号(令和4年11月 発行)	61
第315号(令和4年12月 発行)	65
第316号(令和5年 3月 発行)	69
IV. 浦添市立中央公民館利用者(団体・サークル)への支援	
1 浦添市立中央公民館利用団体登録制度について	73
2 浦添市立中央公民館における社会教育関係団体登録要綱	75
3 浦添市立中央公民館・分館のサークル活動に関する基準	79
4 令和5年浦添市立中央公民館活動団体 (登録 定期利用団体等)一覧表	81
V. 公民館審議会・協議会関係	
1 浦添市立中央公民館運営審議会	85
2 浦添市自治公民館長連絡協議会	87
3 那覇地区公民館連絡協議会	92
4 沖縄県公民館連絡協議会	97
5 公民館研究大会及び機関誌に関するワーキングチーム	103
6 那覇地区社会教育指導員連絡協議会	106
7 沖縄県社会教育指導員連絡協議会	111
VI. 公民館のあゆみ	
1 浦添市立中央公民館のあゆみ	117
2 中央公民館 歴代館長	126
3 浦添市立中央公民館利用者団体協議会 歴代会長	125
4 学習の成果発表	128
5 公民館関係表彰一覧	135

VII. 各種統計

1 中央公民館利用状況(本館・分館)	139
2 中央公民館予算の推移	142
3 公民館講座アンケート分析(令和4年度)	144

VIII. 資料

令和5年度 社会教育推進課組織図・公民館係事務分掌	147
社会教育法 「第5章 公民館」	150
浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例	153
浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則	158

I . 浦添市立中央公民館の概要

- 
- 1 運営の基本方針と令和5年度重点目標
 - 2 令和5年度 公民館運営事業
 - 3 公民館の利用について
 - 4 施設の概要(本館・分館)

I -1 運営の基本方針と令和5年度重点目標

多様な価値観に対応した社会教育の場を提供しているよう、市民の社会教育活動の拠点施設としての運営の基本方針と重点目標を下記の通りとする。

1 運営の基本方針

- (1) 公民館は、市民一人ひとりや地域に開かれた社会教育施設としての機能が発揮できるよう「集い・学び・つながる公民館」をキーワードに、その活動の場と機会を提供する。
- (2) 時代に沿った生活・地域課題と市民のニーズを分析把握し、学習及び地域活動の拠点としてその役割と機能を高め、効果的な学習支援を目指す。
- (3) 公民館施設・設備等の環境を整備し、公民館利用の促進を図る。
- (4) 公民館の将来像を見据え、中央公民館と分館の機能を統合し、社会教育活動の拠点施設として職員体制の強化を図り更なる市民サービスの向上を目指す。

2 令和5年度重点目標

- (1) 講座の在り方を工夫し、各種講座の充実を図る。
 - ・ 30代～50代が参加できる講座の工夫
 - ・ 地域、郷土の理解を広める講座の工夫
 - ・ 平和教育(誰かに伝える平和教育)講座の工夫
 - ・ 「シニアをデジタルの世界へ」講座の工夫
- (2) 自治公民館講座の実施に向けた支援に努め、自治公民館との連携を深める。
 - ・ 公民館広報誌『いきいき』で実施講座を紹介
 - ・ 自治公民館へ出向いて講座等の支援
- (3) 社会教育関係団体(公民館定期利用団体)の学習活動を推進する。また、学習の成果発表等の在り方を工夫する。
 - ・ 公民館定期利用団体の学習活動支援
 - ・ 成果発表等の場としての「うらそえ社会教育いきいきまつり」の充実

I-2 令和5年度 公民館運営事業

(1) 公民館講座

地域・現代的ニーズ(必要課題)と市民のニーズ(要求課題)を捉えた講座を企画し、学習の機会を提供する。また、家庭教育支援に関する講座、浦添市学力向上推進としての学社連携・教育協働の視点で小中学校への平和教育出前講座「平和キャラバン」の充実を図る。

(2) 自治公民館講座 ※市内全自治公民館対象

自治公民館が主体となった講座の開設を支援し、学習活動を通じた自治公民館活動の活性化及び地域連帯意識の向上を図る。

(3) 自主企画まなび助成制度

18歳以上の成人グループ(5名以上)で企画した学習会の講師謝礼金を助成し、市民の主体的な学習活動の活性化を図る。

(4) 定期利用団体(公民館サークル)及び各種関係団体の活動支援

団体の施設利用をはじめ、学習相談やボランティア活動等について支援を行う。

(5) うらそえ社会教育いきいきまつり ※旧公民館まつり

定期利用団体(公民館サークル)、社会教育関係団体、放課後こども教室、各種講座で学んだ市民の学習活動の成果を発表する機会を設け、浦添市の社会教育の広がりと充実を目指す。

(6) 浦添市自治公民館長連絡協議会への補助金交付

自治公民館相互の情報交換をはじめ、自治公民館の運営や地域住民の学習支援において新しい視点を学ぶため各種研修会への参加を促す等、自治公民館長としての資質向上を図る。

(7) 浦添市立中央公民館運営審議会 ※浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例17条

館長の諮問機関として、識見を有する学校教育・社会教育・家庭教育等の関係者や学識経験者等10名以内で構成。公民館の運営や各種事業について、幅広い意見を聴取する。

(8) 公民館報(年報)・公民館だより『いきいき』の発行

運営方針、沿革、施設概要、施設案内、事業(講座)報告等、公民館活動を記録した館報の発行をはじめ、公民館独自の広報誌として、公民館講座・自主企画まなび助成制度を活用した講座・自治公民館講座の様子や、公民館サークル、利用者の声等を『いきいき』で紹介する。

(9) 公民館講座関係図書の提供

浦添市立図書館と連携し、公民館講座関係図書の情報を提供する。

(10) その他

市の広報誌やホームページ、館内掲示板、マスコミ等を活用し、公民館講座をはじめとする各種事業の紹介及び公民館サークルや自治公民館の社会教育活動の紹介を行う。

I-3 公民館の利用について

浦添市立中央公民館 | 浦添市安波茶1丁目1番2号 TEL 098-879-5503
浦添市立中央公民館分館 | 浦添市牧港3丁目40番6号 TEL 098-879-6640

開館時間 午前9時～午後9時

※ 窓口対応 | 土日・祝祭日を除く平日午前8時30分～午後5時まで

※ 年末年始(12月28～1月3日)休館、その他施設点検等による制限有り

※ 令和5年度施設点検日(6月30日・9月29日・3月29日)

(1) 利用手続きに関して

① 利用希望者は、公民館窓口にて、所定の様式により申請

② 申請後、券売機にて使用料を納付後、許可書を発行

③ 利用受付期間は次のとおり

【公民館登録団体(サークル)】

利用しようとする日の属する月の二カ月前から、申請可能。

【一般利用者】

市内 | 利用しようとする日の属する月の前月の1日から、申請可能。

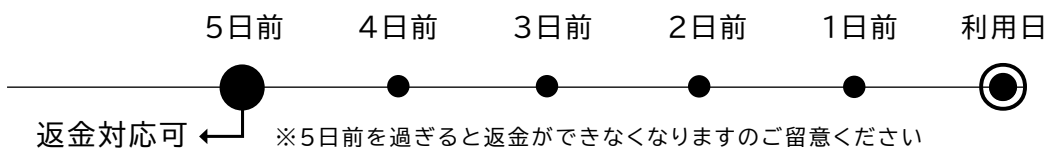
市外 | 利用しようとする日の属する月の前月の11日から、申請可能。

※ 市内利用者の区分について

市内在住・在学・在勤者が半数を超える場合及び市内の事業者が利用する場合

(2) キャンセル(返金)について

利用日の5日前までに、「利用許可変更(取消)申請書」の提出が必要



(3) 施設利用の不許可事項について

- ・ 私塾としての利用(受講料の発生する学習会 ※但し、保険料・材料費等の実費負担は可とする)
- ・ 勧誘活動(宗教、政治等の勧誘含む)
- ・ 販売促進(製品販売、宣伝を主たる目的とするもの)
- ・ 契約を伴う利用(事前事後に金銭等の授受が発生する可能性があるもの)

浦添市立中央公民館 施設使用料一覧

区 分	室 名	定 員	室 料 (市外料金)	冷房料
本 館	ホ ー ル	200名	1,600円 (2,080円)	500円
	第1研修室	50名	500円 (650円)	200円
	第2研修室	20名	250円 (325円)	100円
	視聴覚室	30名	450円 (585円)	150円
	パソコン室	20名	300円 (390円)	100円
	料理実習室	30名	550円 (715円)	200円
	和 室	20名	300円 (390円)	100円
	幼 児 室	15名	200円 (260円)	100円
	第3研修室	10名	150円 (195円)	—
分 館	ホ ー ル	200名	1,350円 (1,755円)	450円
	第1研修室	20名	300円 (390円)	100円
	第2研修室	40名	400円 (520円)	150円
	第3研修室	40名	400円 (520円)	150円
	工 作 室	10名	200円 (260円)	—

備 考

- 1 使用料は、1時間当たりとします。
- 2 1時間未満の利用の場合は、1時間とします。
- 3 市外利用者は、室料が3割増しとなります。
- 4 使用料の計算において、10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

I-4 施設の概要(本館・分館)

(1) 浦添市立中央公民館(本館)

所在地 | 浦添市安波茶一丁目1番2号
 098-879-5503(公民館直通)
 098-876-1305(課直通)
 FAX 098-879-5530

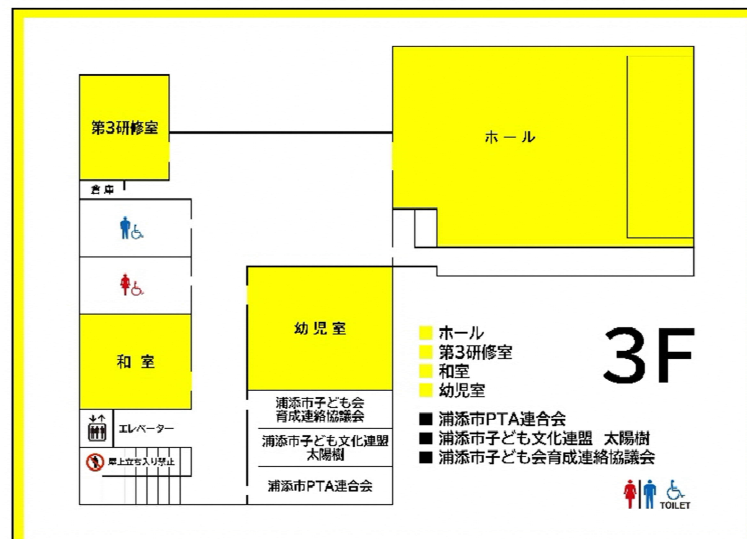
敷地面積 | 5,580.44㎡ ※水道庁舎敷地も含む
 建床面積 | 1,503.86㎡ ※1階老人福祉センターは除く

開館 | 昭和54年4月(昭和53年12月条例制定)

収容人数 | 430人

施設 | 2F(第1研修室、第2研修室、視聴覚室、パソコン室、料理実習室)
 3F(ホール、第3研修室、和室、幼児室)

利用時間 | 午前9時～午後9時 ※年末年始は休館



(2) 浦添市立中央公民館(分館)

所在地 | 浦添市牧港三丁目40番6号
098-879-6640(兼 FAX)

敷地面積 | 2,395.01㎡

建床面積 | 1,632.22㎡

開館 | 平成17年10月供用開始
(同年9月条例制定)

旧浦添商工会議所(昭和57年3月竣工)

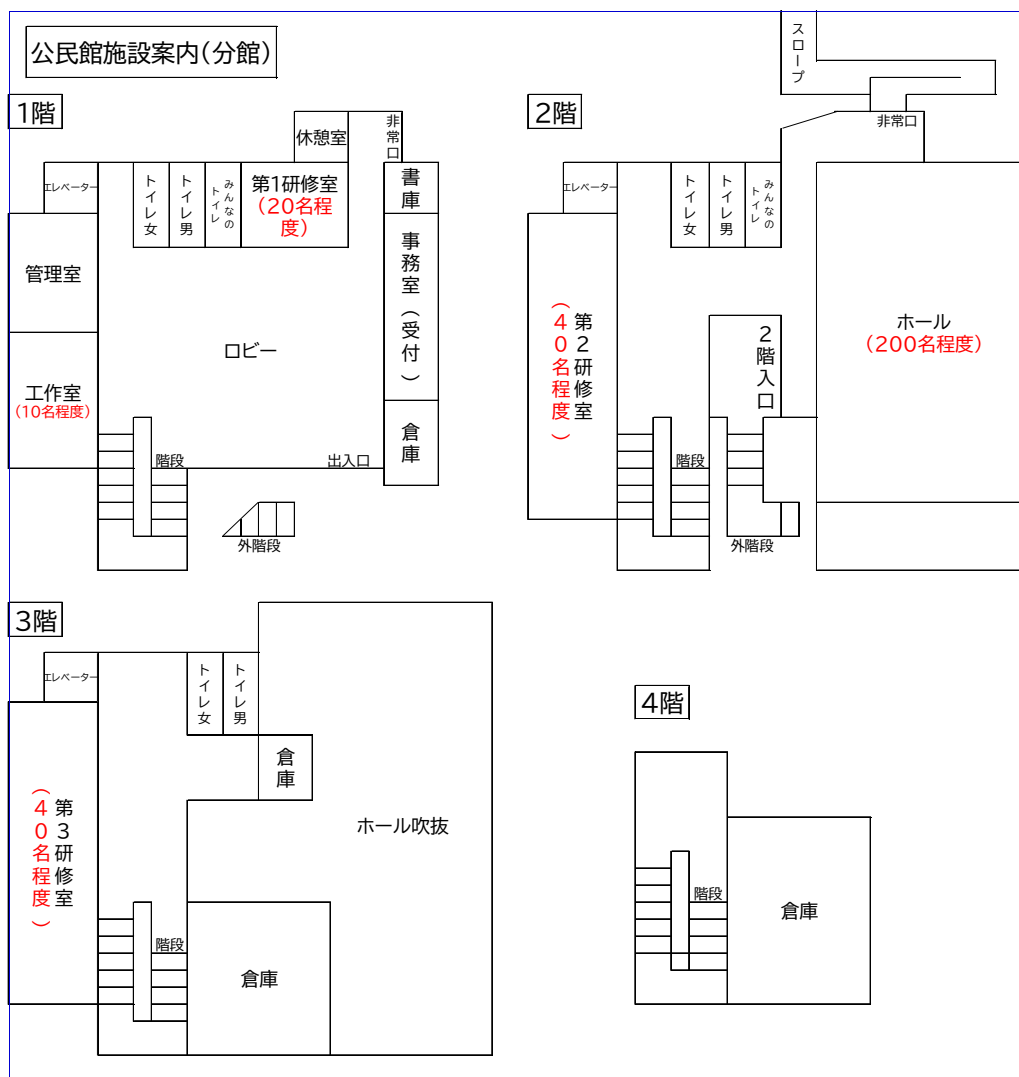
収容人数 | 310人

施設 | 1F(第1研修室、工作室)

2F(ホール、第2研修室)

3F(第3研修室)

利用時間 | 午前9時～午後9時 ※年末年始は休館



(3) 中央公民館(本館) 各施設案内

2F 社会教育推進課 事務室		2F ロビー	
			
社会教育協働係 公民館係 窓口時間 午前8時30分～午後5時 ※土日祝休み		放課後子ども教室コーディネーター事務室	
2F 第1研修室		2F 第2研修室	
			
部屋の大きさ	約100㎡	部屋の大きさ	約60㎡
定 員	50名	定 員	20名
備 考	演台	備 考	椅子20脚・テーブル10台
使用料 1時間あたり	室 料 500円 冷房料 200円	使用料 1時間あたり	室 料 250円 冷房料 100円

2F 料理実習室		2F 視聴覚室	
			
部屋の大きさ	約105㎡	部屋の大きさ	約75㎡
定 員	30名	定 員	30名
備 考	コンロ・冷蔵庫ほか	備 考	段差あり・土足禁止
使用料 1時間あたり	室 料 550円 冷房料 200円	使用料 1時間あたり	室 料 450円 冷房料 150円

2F パソコン室	
	
部屋の大きさ	約50㎡
定 員	20名
備 考	Wi-Fi 有・PC 持ち込み
使用料 1時間あたり	室 料 300円 冷房料 100円

3F ホール		3F 第3研修室	
			
部屋の大きさ	約330㎡	部屋の大きさ	約30㎡
定 員	200名	利用可能人数	10名
備 考	舞台(間口10.8m×奥行4.5m) ※緞帳なし スクリーン(縦2.4m×横6.4m) グランドピアノ1台	備 考	椅子10脚・テーブル4台
使用料 1時間あたり	室 料 1,600円 冷房料 500円	使用料 1時間あたり	室 料 150円 冷房設備なし

3F 和室		3F 幼児室	
			
部屋の大きさ	約50㎡	部屋の大きさ	約35㎡
定 員	20名	定 員	15名
備 考	段差あり・茶道具一式あり	備 考	段差あり・土足禁止
使用料 1時間あたり	室 料 300円 冷房料 100円	使用料 1時間あたり	室 料 200円 冷房料 100円

(4) 中央公民館(分館) 各施設案内

1F 分館事務室	1F ロビー
	
公民館係 窓口時間 午前8時30分～午後5時 ※土日祝休み	
1F 第1研修室	1F 工作室
	
部屋の大きさ 約64㎡	部屋の大きさ 約70㎡
定員 20名	定員 10名
備考 椅子16脚 テーブル14台	備考 —
使用料 1時間あたり 室料 300円 冷房料 100円	使用料 1時間あたり 室料 200円 冷房設備なし

2F ホール		2F 第2研修室	
			
部屋の大きさ	約220㎡	部屋の大きさ	約102㎡
定 員	200名	定 員	40名
備 考	椅子250脚 テーブル35台 グランドピアノ1台	備 考	椅子40脚 テーブル20台
使用料 1時間あたり	室 料 1,350円 冷房料 450円	使用料 1時間あたり	室 料 400円 冷房料 150円

3F 第3研修室	
	
部屋の大きさ	約102㎡
定 員	40名
備 考	椅子40脚 テーブル20台 アップライトピアノ1台
使用料 1時間あたり	室 料 400円 冷房料 150円

(5) 本館建設費

① 敷地面積 5,580.40 m²(水道庁舎敷地も含む)
 用地買い上げ 昭和51年10月31日
 価格 247,429,467 円

② 工期 昭和51年度 建築設計
 昭和52年度 躯体工事
 昭和53年度 内装工事

③ 工事費 ()内数字は、起債額

(千円)

		昭和51年度 (設計)	昭和52年度 (躯体工事)	昭和53年度 (内装工事)	合 計
老人福祉センター	国庫補助	1,570	16,449	42,873	60,892
	(起債)	(0)	(27,200)	(22,800)	(50,000)
	市負担	876	31,372	37,608	69,856
	総事業費	2,446	47,821	80,481	130,748
中央公民館	国庫補助	4,345	45,496	117,320	167,161
	(起債)	(0)	(21,100)	(0)	(21,100)
	市負担	289	45,872	648	46,809
	総事業費	4,634	91,368	117,968	213,970

④ 建設財源 民生安定施設整備事業(防衛省)
 年金積立金還元融資(起債)

⑤ 建面積

	場 所	面積(m ²)
老人福祉センター	地 下	158.000
	1 階	800.912
	計	958.912
中央公民館	2 階	767.312
	3 階	736.549
	塔 屋	46.300
	計	1550.161
合 計(延面積)		2509.073

(6) 分館建設費

- ① 敷地面積 2,395.01㎡
 ② 建床面積 1,632.22㎡
 ③ 施設 平成17年10月より分館として供用開始(同年9月条例制定)
 (昭和57年3月竣工 旧浦添商工会議所)

事業名	実施年度	事業費(円)	補助額(千円)	補助金名
普天間飛行場周辺浦添商工業研修等施設整備助成補助事業	昭和55年度	85,668,720	56,103	特定防衛施設周辺整備交付金
	昭和56年度	198,576,000	119,497	
分館1F事務室増築(工事設計管理委託料)	平成2年度	667,000	補助なし	
分館1F事務室増築(工事設計管理委託料)	平成3年度	433,000		
分館1F事務室増築工事	平成3年度	8,100,000		
分館昇降機設置工事実施地設計	平成18年度	1,597,050	1,470	特定防衛施設周辺整備交付金
分館昇降機設置工事		26,565,000	24,989	
分館昇降機設置工事監理委託		714,000	700	
分館改修工事(工作室・倉庫増築、ロビー改修)設計委託料	平成22年度	499,800	6,150	地域活性化交付金(きめ細やかな交付金)活用事業:51,751千円(他課事業含む総額/企画とりまとめ)
分館改修工事(工作室・倉庫増築、ロビー改修)設計委託料		6,930,000		
合 計		329,750,570	208,909	①特定防衛施設周辺整備交付金 ②地域活性化交付金(きめ細やかな交付金)

Ⅱ. 中央公民館講座

- 
- 1 令和5年度 中央公民館講座予定一覧
 - 2 令和4年度 中央公民館講座実績
 - 3 令和5年度 自治公民館講座のてびき
 - 4 令和5年度 自主企画まなび助成制度

Ⅱ-1 令和5年度 中央公民館講座予定一覧

令和5年5月10日現在

	分 野	実施時期	講 座	内 容	対象者
1	教養の向上	5月11日	春のスマホ教室	地図、カメラ、LINE、音声入力などスマホならではの楽しみ方を学ぶ	シニア
2	その他	6月	平和キャラバン (平和教育出前講座) ※学社連携・融合	市内小中学校を対象に、浦添での戦争体験を題材にしたデジタル紙芝居の上演ほか、戦争体験者・継承者、平和教育講師を派遣	青少年
3	家庭教育 家庭生活	6月29日	18歳までに身につけさせたいマネー教育 ※令和5年度家庭教育支援テーマ「金融(マネー)」	2022年度から、高校家庭科で「資産形成」の内容が必修化された。気になる授業の中身を知り、家庭で投資について話し合うきっかけとする。	成 人
4	市民意識 社会連帯意識	7月7日	コロナ復興期における子どもの成長・発達・健康づくりを考える	コロナ禍と東日本大震災を重ね合わせ、子どもの心と身体に与えた影響と、運動不足解消の健康づくりを考えるきっかけとする	成 人
5	教養の向上	7～8月	いきいきまつり関連講座 ・手話ダンス ・サンレレ(三線×ウクレレ) ・キッズヒップホップ	「うらそえ社会教育いきいきまつり」(8月予定)での発表を目標にした連続講座	青少年 成 人
6	教養の向上	7～8月	夏休み講座(仮) ・ゆいレール駅探検 ・新聞記者体験 ・情報リテラシー ・水のはなし(飲み水&湧き水)	夏休みの宿題を兼ねられる文系・理系・体験型の講座	親 子 青少年
7	市民意識 社会連帯意識	未 定	地域散策講座	浦添の歴史・文化を散策しながら学びを深める	成 人
8	その他	未 定	平和講座	地域を巡り平和について考える	成 人
9	教養の向上	未 定	パソコン講座 秋のスマホ講座	デジタルデバイドの解消	成 人 シニア
10	指導者育成	未 定	スマホアドバイザー養成講座	デジタルデバイドの解消に向け、地域でスマホの相談・アドバイスを行える人材を育成する	成 人

【分 野】 A 教養の向上 B 趣味・けいこ C 体育・レクリエーション
D 家庭教育・家庭生 E 職業知識・技術の向上 F 市民意識・社会連帯意識
文科省学習コードより G 指導者育成 H その他

【対象者区分】 ① 親 子 ② 青少年(小学生～高校生) ③ 成人(大学・専門学生～50代)
④ シニア(60代以上)

※ 講座内容や開催時期等は変更になる場合あり

Ⅱ-2 令和4年度 浦添市立中央公民館講座実績

No.	分野	【講座名】 趣旨・内容	講師名	対象	回	受講者数 (延べ)
1	F	【日本復帰50年講座】 5/14・5/22 主に復帰後に生まれた年代層が、新聞記事や体験者から日本復帰について学ぶ。 (第1弾) 新聞アーカイブで復帰の話がザックザク (第2弾) 日本復帰を知ろう	大久保 謙氏 (第1弾) 関戸 塩氏 (第1弾) 宮城 能彦氏 (第2弾)	青少年 成人	2	39
2	B	【3G回線ガラケー、さようなら。こんにちは、スマホ講座】 5/26・6/2・6/9 3G回線サービス終了のためガラケーの利用ができなくなり、スマホを使わざるを得ないシニア世代の不安を軽減し、スマホを身近に感じてもらう。	房前 三男氏	シニア	3	64
3	B	【面接対策はこれで決まり！】 6/26 未来を担う学生たちが、進学・面接対策を学校で受ける前にアドラー心理学と指紋性格プロファイリングを通して自己を見つめ自信を持って進んでいけるきっかけとする。	真栄城 秀人氏	青少年 成人	1	4
4	B・F	【浦添八景ってなあに？水彩画にチャレンジ！】 7/29・8/1 市内の史跡、景勝地である浦添八景を知り地元への愛着を深め、豊かな色彩表現で感性を磨く。完成作品は、美術館ロビーにて展示。	運天 政徳氏 山田 武氏	青少年	2	27
5	A・B	【スーパー中学生が魅力を伝授！あなたの知らないけんこまの世界】 8/14 「好き」を追求し世界に挑戦する同世代の話を聞き、実際に「けん玉検定」を体験することで、挑戦する力や達成感を得て将来に必要な生きる力を学ぶ。	照屋 響氏 照屋 礼氏	親子	1	17
6	F	【公民館アンチエイジングプロジェクト「玄関掲示板に彩を」】 10/30・11/13・11/27 老朽化している公民館を内側から若々しくさせようと、若者が活用されていない公民館の掲示板を新たなウェルカムボードへと変貌させるアンチエイジングプロジェクト。完成したチョークアートは、公民館ミニまつりにてお披露目された。	毛呂 祐子氏 中原 菜海氏 山脇 優香氏	青少年	3	13
7	B・F	【水彩画にチャレンジ当山の石畳・自然を描こう】 11/6・11/17・11/24 フィールドワークを通じて、浦添八景のひとつである当山の石畳の歴史を学び、地域への愛着を深め豊かな色彩表現で感性を磨く。完成した作品は公民館まつりと浦添市美術館で展示した。 ※当該講座をきっかけに受講者でサークルが発足、R5年度公民館定期利用団体として活動中	仲間 孝藏氏 山田 武氏	成人	3	52

No.	分野	【講座名】 趣旨・内容	講師名	対象	回	受講者数 (延べ)
8	H	【復帰50年記念「平和を伝える講座」】 11/23 沖縄戦や復帰について学び、平和の大切さや継承方法について考えるきっかけとする。また、継承活動の一つとして、公民館独自で取り組んでいるデジタル紙芝居の新たな作品『いちちよーてさやー』の制作過程(音声公開収録)を参観。 ※作品は、R5年度平和キャラバンにて活用	喜舎場 宗正 氏 知名 正男 氏	青少年 成人	1	67
9	F	【やさしい気持ちを、やさしい日本語で表現してみよう～防災を考える～】 11/27 すべての人にとって分かりやすい言葉でコミュニケーションをとることが防災対策となることに気づかせ、自助・共助の気持ちを育み「やさしい日本語」を使うきっかけとする。	松園 あかね 氏	親子 成人	1	7
10	G	【ハンドボール日本伝来100年記念 夢をおいかけハンドボールと私】 1/22 浦添を本拠地としているハンドボールのクラブチーム琉球コラソンの監督を講師に迎え、自身の元実業団のハンドボール人生や選手との関わり方を通じて意欲・肯定感を高める。息子で東京オリンピック出場の東江雄斗選手がサプライズゲストとして登場した。	東江 正作 氏	青少年 成人	1	38
11	B	【スマホって何？セミナー】 2/14 ※ソフトバンク株式会社 高齢者デジタルデバйд解消事業活用 スマホアドバイザーの講話を通じて、シニア世代のスマホへの「苦手意識」を軽減し、スマホを使ってみたいという意欲を持ってもらうきっかけとする。	スマホアドバイザー	シニア	1	9
12	A	【月と木星・金星・きらびやかな冬の星座をさがしてみよう】 3/4 星座の見つけ方を学び、望遠鏡を複数台使って月・木星・金星・冬の三大角などを探し、天体への関心を高めるきっかけとする。歴史にふれる館(港川)にて実施。	福里 美奈子 氏	青少年 成人	1	34
13	H	【平和キャラバン】 6/3～22 ※学社連携 平和教育出前講座 戦争体験者が年々減少するなか、戦争体験を次世代へ継承するために平和講師を派遣し、公民館オリジナルのデジタル紙芝居(浦添を題材とした戦争のはなし)を併用しながら、命の尊さ、平和の大切さについて考える。※市内8小学校にて実施	喜舎場 宗正 氏 知名 正男 氏	青少年	8	5,374
					28	5,745

【分野番号】 ※詳細は、次頁学習内容別区分コード表(文科省作成)参照

A 教養の向上 B 趣味・けいこ C 体育・レクリエーション
 D 家庭教育・家庭生 E 職業知識・技術の向上 F 市民意識・社会連帯意識
 G 指導者育成 H その他

【対象者区分】

① 親子 ② 青少年(小学生～高校生) ③ 成人(大学・専門学生～50代)
 ④ シニア(60代以上)

日本復帰 50 年講座

第1弾 新聞アーカイブで復帰の話がザックザク

第2弾 日本復帰を知ろう

- 趣 旨 おもに復帰後に生まれた年代層に、沖縄の歴史の 1 ページである日本復帰について生活の視点から知るきっかけとする。
- 場 所 浦添市立中央公民館 2F 第 1 研修室(オンラインは各自受講)
- 参加対象 青少年・成人(おもに日本復帰を体験していない人)
- 講 師 第1弾 大久保 謙 氏(新聞イベントプロデューサー)
関戸 塩 氏(琉球新報社社会地域読者局)
第2弾 宮城 能彦 氏(沖縄大学教授 人文学部地域社会専攻)

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	5 月 14 日(土) 14:00~16:00	新聞を使って復帰を知る。復帰記念日について考えるきっかけとする。5月15日の新聞記事を読み解き、復帰を知る人、知らない人、それぞれの受講者の意見を交えながらの講座形式とする。	17	1	3
2	5 月 22 日(日) 14:00~16:00	復帰を体験した方から日本復帰を学ぶ。事前質問を含めた講演会 90 分。質疑応答25分。主に復帰後に生まれた方に復帰について生活の視点から考えてもらう。	21	0	9
参加者合計			39 人(内 Zoom12 人)		

●成 果

- ・10 代から 70 代の幅広い年齢層が、復帰 50 年をきっかけに講座に参加する事ができた。公民館講座に参加することが少ない年代(青年、成人)が復帰について興味を持てた事がよかった。
- ・県立高校に営業に行き、復帰を知らない教師が参加する事ができてよかった。持ち帰り、子どもたちへ伝えるきっかけになったと思う。
- ・第1弾に関して NIE(新聞を使った教育)を用いて沖縄の歴史を読み解く講座の組み立てに受講者が楽しそうに参加できていた。
- ・復帰を体験した 70 代の受講者より「懐かしかった。忘れていた事を思い出した。帰宅後、家族に復帰の事を語り合う事ができた。」の感想や、復帰を体験していない受講者より「この講座を受講して、両親と復帰の話をするきっかけになりました。」などの感想が寄せられた。

- ・第1弾では「新聞をいろんな視点から読み解き、世の中の移り変わりや時代ごとの考え方の違いなどを知る事ができて大変興味深かった」などの感想が寄せられた。
 - ・第1弾、第2弾連続して受講出来た人が2名だったが2つの講座をあわせ、いろんな方面より復帰を考える事が出来たと思う。
 - ・第2弾では復帰体験者である講師が、わかりやすく丁寧に講話したので、受講者も理解しているようだった。
- 課 題
- ・講座終了後に、個人的に講師に質問することが多いので、講座内で受講者の質問などを発表し、講師より答えて頂く形をとれるよう工夫したい。
 - ・復帰の月(5月)はいろんなイベントと重なり2週連続講座を受けることが厳しいようだった。

●講座の様子

令和4年度沼津市立中央公民館講座

第1弾
5/14 (土) 14時～16時
新聞アーカイブで復帰の話がザックザク
内容：復帰記念日の5月15日の新聞記事を読み解く

第2弾
5/22 (日) 14時～16時
日本復帰を知ろう
内容：屋宮祖育ちの講師から話を聞き、復帰を知るきっかけとなる講座

同時開催
・対面
・Zoom

日本復帰50年講座

宮城 能彦 氏
（沼津市立中央公民館館長）

宮城 能彦 氏
（沼津市立中央公民館館長）

会場：沼津市立中央公民館 本館2F第1研修室
対象：市内在住・在勤・在学の青年・成人
（おもに日本復帰を体験していない人）
募集人員：各弾40人（対面20人、Zoom20人）
参加費：無料
日時：【第1弾】5月14日（土）14時～16時
【第2弾】5月22日（日）14時～16時
申込：5月10日（水）まで
申込先：沼津市立中央公民館 本館2F第1研修室
申込先：沼津市立中央公民館 本館2F第1研修室

問い合わせ・申し込み先
沼津市教育委員会 社会教育課
中央公民館
☎879-6640（9時～17時）



3G 回線ガラケー、さようなら。こんにちは、スマホ講座(全 3 回)

●趣 旨 3G 回線サービス終了のためガラケーの利用ができなくなり、スマホを使わざるを得ないシニア世代の不安を軽減し、尚且つコロナ禍で希薄になりがちな人間関係も、スマホを駆使して「人と繋がる」ことを知ってもらい、コロナに負けない心も養う

●場 所 浦添市立中央公民館 3F ホール

●参加対象 成人・シニア(60代以上)

●講 師 房前 三男氏(那覇シルバー人材センター会員)

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	5 月 26 日(木) 10:00~12:00	スマホ操作の基礎知識を学び、最終的に LINE のインストールから登録、トークのやり取り、音声通話、ビデオ通話、公式アカウント(浦添市立図書館の電子図書館)紹介。	23	0	0
2	6 月 2 日(木) 10:00~12:00	スマホ操作の基礎知識を学び、最終的に LINE のインストールから登録、トークのやり取り、音声通話、ビデオ通話、公式アカウント(浦添市立図書館の電子図書館)紹介。	21	0	0
3	6 月 9 日(木) 10:00~12:00	スマホ操作の基礎知識を学び、最終的に LINE のインストールから登録、トークのやり取り、音声通話、ビデオ通話、公式アカウント(浦添市立図書館の電子図書館)紹介。	20	0	0
参加者合計			64 人(内 Zoom0人)		

●成 果

- ・少しスマホの事が分かりかけたので関心が深まり、スマホを使うかどうか家族と相談したいという声があった。スマホに買い替える予定がある人も対象だったので、受講者が検討するきっかけになったようで良かった。
- ・LINE で友達を増やしたいという感想があった。LINE での音声通話やビデオ通話を学んだり写真を送りあう練習をした事が、そのように繋がったのかもしれない。人と繋がることに前

向きの姿勢が感じられる。

- ・講師やサポーターが、ゆっくり丁寧に、とても分かりやすく講座を遂行してくれた。講師やサポーターから「浦添の方は明るい方が多い」と聞き、確かに難しいとは言いながら、諦めず前向きに取り組んでいる受講者が多かった。

●課 題

- ・基礎からの講座であったが、受講者の中には「もっとレベルが低めのクラスをしてほしい」と望んでいる人がいた。受講者の捉え方・感じ方によって、評価が180度変わるのでどのように対応するのがいいのか検討を継続すべきと感じる。
- ・シニア世代がどんな事に困っているのか知って、自分ができる事があればお手伝いしたいという50代の方1名も参加した(講師了承)。公民館などで定期的に講座をしたら救われるシニアは多いと思うという感想だった。「週に1回、2時間の講座を3回」を定期的にする事が果たして多くのシニアを救う事ができるのかどうか検討する必要があると感じた。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座

3G 回線ガラケー、さようなら。 こんにちは、スマホ！講座(全3回)

【講座内容】
房 前 三 男 氏
(那覇シルバー人材センター会員)を講師に迎えて
☎ スマホ
基礎知識
☎ LINE
基本操作
を学びます

申込フォームは
こちらから！


いつ？
5/26, 6/2, 6/9
毎週木曜日
10:00~正午
(開場 9:45)

どこで？
中央公民館 3 階ホール

対象は？
市内在住・在勤 60 歳以上で
スマホに切り換えたり
または買い換え予定の人

参加費は？
無料！

問い合わせ・申込み先
浦添市立中央公民館
本館
☎ 879-5503 (直通)
電話申込み受付
月～金 | 9:00~17:00
※手話通訳あり
※申込〆切 | 5/19(木)



面接対策はこれで決まり！

- 趣 旨 未来を担う学生たちが、進学・面接対策を学校で受ける前にアドラー心理学と指紋性格プロファイリングを通して自分を見つめることで、ありのままの自分を受け止め自信を持って進んでいけるきっかけとする
- 場 所 浦添市立中央公民館 2F 視聴覚室
- 参加対象 青少年・成人(中高生・大学生、専門学生)
- 講 師 真栄城 秀人 氏(be Colorful 代表)
- 実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	6月26日(日) 10:00~12:00	アドラー心理学と指紋プロファイリングを通し、短所を長所に変換するワークや、自分自身を客観的に見つめるワークをする。	1	3	0
参加者合計			4人(内 Zoom 0人)		

●成 果

- ・自分自身を見つめる事が大事というメッセージが伝わった様子でよかった。
- ・当日の朝、友達を連れてきたいという電話をもらって、急遽受講者が増えた。講師にもすぐ連絡をして、受講 OK という事ですぐに対応してもらえた。一人でも多くの人に伝えたかったので、そのような繋がり方があって嬉しかった。

●課 題

- ・親が子どもに良さそうと思って受講を勧めることが受講のきっかけとなるのは推測できたので親の目に留まるようなチラシを作成したつもりだったが、「親指の指紋で特性がわかる」という文言が、もしかしたら「占い」のように捉えられて怪しいと思われた可能性もあるなと感じた。
- ・占いではなく、「皮膚紋理学」という学問に基づいたものであることを伝えたらよかったのかもしれないと思った。この辺は講師に確認すればよかったと思った。
- ・開催時期は、前回の公運審で「高校生は7月以降に就職対策が始まるので、その前が良い」と助言をもらい今回の時期を選んだ。しかし期末テストと重なっていたり、中学生にとっては「少し時期が早い」という声もあり、開催時期の判断が難しい。また、大学生の申込もあったが(もともと対面講座希望)、当日体調がすぐれずキャンセルという連絡があって残念だった。

●講座の様子

今年4年度浦添市立中央公民館講座

持って生まれた特性、
環境で培われた特徴を知って
自分の魅力を最大限に知るチャンス♪

親指の指紋で
特性が分かる！？

申込はこちらから↓



面接対策

これで決まり！

日時: 6/26(日) 午前10時～正午(開場 9:45～)
※対面とオンライン(Zoom)同時開催

場所: 浦添市立中央公民館2階 視聴覚室

講師: 真栄城 秀人氏 (be Colorful 代表。コーチングをベースにキャリア教育・才能分析・アドラー心理学を活用した「自分らしいキャリア構築」を育む活動を精力的に展開)

定員: 20名(市内在住・在学の中中学生、高校生、大学・専門学生)

申込: 6/6(月)～6/17(金) 午後5時まで
※定員を超えた場合は事務局抽選とし、アプリを利用し抽選。
当選した人へのみ22日(水)までに連絡します

参加費: 無料

問い合わせ・申込み先
浦添市立中央公民館
本館
☎ 879-5503 (直通)
電話申込み受付
月～金 | 9:00～17:00
※手話通訳あり
※申込〆切
6/17(金) 午後5時



浦添八景ってなあに？水彩画にチャレンジ！（連続講座）

- 趣 旨 市内の史跡、景勝地である浦添八景を知り地元への愛着を深める。豊かな色彩表現で感性を磨く。
- 場 所 浦添市立中央公民館 3F ホール（1日目）
浦添市立中央公民館 2F 視聴覚室（2日目）
- 参加対象 青少年（小学4年生から中学生）
- 講 師 運天 政徳 氏（浦添市美術館友の会）（1日目）
山田 武 氏（アトリエ杜）（1・2日目）

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	7月29日(金) 10:00～12:00	なぜ浦添八景ができたかを聞く。浦添八景それぞれの歴史を学び、自分の選んだ浦添八景の構図を学ぶ。2人の講師に聞きながら下書きを仕上げる。	0	14	0
2	8月1日(月) 14:00～16:00	下書きより水彩画を仕上げる。絵の具の使い方など色々な技法を学びながら絵を描くための表現を豊かにする。	0	13	0
参加者合計			27人(内Zoom0人)		

●成 果

- ・子どもたちが、浦添の歴史を学び、景勝地を知り、浦添八景に関心を持つ事ができた。
- ・浦添八景のDVDを観ながらそれぞれの特徴を学んだ。
- ・「自分たちの住む浦添に誇りを持てた」という受講者がいた。
- ・浦添市の良い所、良い場所を学ぶ事ができて、浦添八景に足を運びたいと思う受講者がいた。
- ・図工の宿題も終えながら、浦添の事を知ることができてよかった。
- ・プロの画家から水彩画の色彩の勉強を直接学ぶことができた。
- ・ビニール袋に絵の具をつけて木々を描く技法を学びチャレンジする受講者がいた。
- ・同じ目標(美術館に展示)をもち、作品を仕上げる事ができた受講者が数名いた。
- ・参加者の作品を美術館に展示する企画を提案し、実施。(8/4～17)
- ・文化財課、美術館、図書館との連携がとれた。
- ・それぞれの受講者が水彩画の先生へ質問ができた。詳しく説明レクチャーして

●課 題

- ・過去の水彩画講座では、2時間で水彩画の色塗りを仕上げる受講者がほとんどだったが、今回は2時間超えてしまう受講者や、宿題になった受講者がいた。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座



Q①この八景はなんでしょう？
ヒント漸西寺と当山小からみえるよ！

Q②この八景はなんでしょう？
ヒント近くにはてだこホールの近くだよ！

浦添八景

「浦添八景ってなあに？水彩画にチャレンジ！」

講師 運天 政徳 氏（浦添八景）
山田 武 氏（水彩画）

日時 令和4年 7月29日（金）10時～12時（受付9時半～）
令和4年 8月1日（月）14時～16時（受付13時半～）

場所 浦添市立中央公民館 2階視聴覚室
対象 市内在住・在勤・在学の小学4年生から中学3年生
材料費200円 定員15人（要申し込み）
※ 定員を超過した場合は順次開講となり得ます
※ 手洗施設あり
※ コロナの感染状況により中止または、延期の可能性あり
申込受付期間 7/1（金）～7/25（月）

問い合わせ・申込み先
浦添市教育委員会
社会教育推進課
中央公民館
☎ 879-6640
電話申込み受付
月～金 9:00～17:00

QRコード
スマホで読み取って申し込み

浦添市立中央公民館 2階 視聴覚室



スーパー中学生が魅力を伝授！～あなたの知らない‘けんこま’の世界～

●趣 旨 長引くコロナ禍で子ども達の活動の場が失われ、夢や目標を持てない子が増えている。「好き」を追求し世界に挑戦する同世代の話を聞き、「けん玉検定」を体験することで、挑戦する力や達成感を得て将来に必要な生きる力を学ぶ。また、親が子どもの夢をサポートするための必要なことを学ぶ。

●場 所 浦添市立中央公民館 3F ホール

●参加対象 親子(小学3年生から中学生とその親)

●講 師 照屋 響 氏

照屋 礼 氏(スーパー中学生)

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	8月14日(日) 14:00～16:00	けん玉とコマの融合のパフォーマンスやその技の説明、魅力について話を聞く。また、講師が世界大会に挑戦した体験談やこれからの夢について聞く。けん玉を体験後、「けん玉検定」に挑戦する。	7	10	0
参加者合計			17人(内 Zoom 0人)		

●成 果

・子ども達はけん玉の技についての話を聞き、世界大会 TOP10 に入るパフォーマンスを見た後に全員が「けん玉検定」に挑戦して級をもらえることが出来た。(当日、5才の子の参加があったが、低年齢用のけん玉検定で対応してもらった。)

・子ども達がけん玉に興味を持ち、けん玉検定に挑戦したことでゲーム世代の子ども達に伝統的遊具であるけん玉の普及に繋がった。

・けん玉の説明だけでなく、世界大会に挑戦した話やこれからの夢、それをサポートする親の役割などの話を聞いて、保護者からは「何かに挑戦しあきらめない力を身につけてほしい。」や子どものやりたいことを体験させて応援していきたい」という声があった。

●課 題

・今回定員 10 組だったがなかなか埋まらず、集客に苦労した。7月に広報うらそえに掲載されたが、申し込み開始日を11日に設定していて、他の施設の講座と比べて出遅れた、またチラシ作成が間に合わず、夏休み前に学校に周知できず、周知方法が限られた、などが考えられる。

・児童センターや学童にチラシを持って行った際、子ども達は講師のパフォーマンスやけん玉検定に興味を持っていたが、申し込みには繋がらなかった。保護者の目に留まるようなチラシ作りや夏休みの宿題に取り居られる内容など工夫が必要だと感じた。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座

スーパー中学生が魅力を伝授！ ～あなたの知らない 「けんごま」の世界～

即日認定「けん玉検定」実施！！

チャレンジしてみよう！！

※貸出けん玉あります

日時 令和4年8月14日(日) 14時～16時
場所 浦添市立中央公民館 3Fホール
対象 市内在住・在学の小学校3年生～中学生とその保護者
受講無料 定員10組(要申し込み)
※ 定員を超えた場合は事務局抽選となります
申込受付期間 ～8/8(月)

図すことに魅了された少年！
持家の夢は「シルクドソレイユ」！！
おしえて！スキのからの極め術は？

講師：照屋 響・礼さん親子

息子の礼さんは現在豊川中 3年生、けん玉4段。こま最高段位6段。2019年全日本こま技選手権大会小学生の部優勝(日本一) 2020年こまの世界大会「ITSA」ワールドスピントップオンラインコンテスト「フリースタイル10位」「フリースタイル9位」 県内外各種メディア出演多数あり(2月THE TIME、6月すいエンサー等) 夢は「シルクドソレイユ」！
お父さんの響さんは息子の影響でけん玉を始める。日本けん玉協会所属、けん玉先生資格取得。
けん玉検定員として、イベント時や遠征はけん玉の普及活動を行っている。

問い合わせ・申込み先
浦添市教育委員会
浦添市立中央公民館
☎ 879-5503 (直通)
電話申込み受付
月～金 9:00～17:00

申し込みはこちらから




公民館アンチエイジングプロジェクト「玄関掲示板に彩を」

- 趣 旨 築 40 年を超える中央公民館本館は、外壁剥離等老朽化が進み施設の配置が検討されている。経年による施設外観の「古い」は止められないが、内部から若々しく元気を発信することが「抗老化」に繋がると考え公民館アンチエイジングプロジェクトの一環として、有効的に使用されていない公民館入口にある掲示板(縦 120cm×横 360cm)を高校生らの若い発想と感性でデザインしてもらい、新たなウェルカムボードへと変貌させる。実際にデザインを学ぶ高校生の表現の場となるだけでなく、作業を通じて自分たちで手掛けた公民館に愛着を持ち、地域貢献・まちづくりに寄与することを目的とする。
- 場 所 浦添市立中央公民館 3F 視聴覚室、玄関
- 参加対象 青少年(中学生・高校生・専門学生・大学生)
- 講 師 毛呂 祐子 氏(アトリエゆう 主催、県立芸術大学非常勤講師)
中原 菜海 氏(県立芸術大学3年生) 山脇 優香 氏(県立芸術大学3年生)
- 実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	10月30日(日) 14:00~16:00	作業前にデザイン関連の講義を学び、デザインの方向性を議論してからワークショップ形式で勧めていく。	0	4	0
2	11月13日(日) 14:00~16:00	作業期間。	1	4	0
3	11月27日(日) 14:00~16:00	ミニまつりにむけて黒板アート作成。	1	3	0
参加者合計			13 人(内 Zoom 0 人)		

- 成 果
 - ・「老朽化している公民館を内から明るく」「ミニまつりに向けて、ウェルカムボードになる」という趣旨を十分に落とし込んで講座が展開されていた。下絵を描く段階の話し合いがよかった。
 - ・デザインや描き方に関して、参加者が積極的に講師や芸大生講師に助言を求めており、全体として和やかな雰囲気、参加者が安心して取り組める環境が整っていた。
- 課 題
 - ・対象者の集客が非常に難しかった。公民館に足を運ばない年齢層に、公民館の事を知って、若いパワーを爆発させ表現しほしかったが対象と考えていた高校生の参加が2名のみだった。

●講座の様子



玄関掲示板上に彩を

日時: 10月30日 11月13日 27日
14~16:00 *全3回・日曜日

10月30日 講義&テーマ決め・下絵など
11月13日 制作活動
11月27日 制作活動の仕上げ

参加費 無料
定員: 市内在住・在学の高校生 15名
場所: 浦添市立中央公民館 視聴覚室 & 玄関
ウェルカムボードになります!!!

公民館まつりが12/3・4に開催されます。来館者をお出迎えするのは、皆さんの作品です♪

講師 | 毛呂 祐子氏
京都市立芸術大学在学中より舞台美術を担当。大学院修了後、大阪の博物館施設で学芸員として勤務。展覧会やワークショップ企画を行う。2017年に宜野湾にアトリエゆづを開設。県立芸術大学非常勤講師・京都市立芸術大学美術教育研究会役員。芸大生・高校生の皆さんと制作活動ができることを楽しみにしています!!

問い合わせ・申込み先
浦添市立中央公民館
☎879-5503(直通)
月~金 9:00~17:00
※手話通訳あり
※申込 9/26~10/24
※定員を超えた場合は事務局抽選。10/25までに結果の連絡をします



水彩画にチャレンジ～当山の石畳・自然を描こう～(連続講座)

- 趣 旨 浦添八景のひとつである当山の石畳の歴史を学びながらフィールドワークを通して学ぶ。自然を楽しみながら地域への愛着を深める。豊かな色彩表現で感性を磨く。公民館まつりと浦添市美術館で水彩画を展示する。
- 場 所 当山石畳フィールドワーク(1日目)
浦添市立中央公民館 2F 第1研修室(2・3日目)
- 参加対象 成人
- 講 師 仲間 孝藏 氏(うらおそい歴史ガイド友の会)1日目
山田 武 氏(沖縄みずえの会・アトリエ杜)1・2・3日目
- 実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	11月6日(日) 10:00～12:00	浦添八景である当山の石畳の歴史を学び、自分の選んだ構図を決める。地元のご長寿より昔の地域の話聴く。	15	1	0
2	11月17日(木) 19:00～21:00	下書きより水彩画を仕上げる。絵の具の使い方など色々な技法を学びながら絵を描くための表現を豊かにする。	17	1	0
3	11月24日(木) 19:00～21:00	2日目と同じ。関連図書の案内。完成絵画を公民館まつりと美術館に展示する準備。	17	1	0
参加者合計			52人(内 Zoom 0人)		

- 成 果
- ・講師が地域散策を地元の住民に話しかけたり、当山自治会長に直接、昔の地域の話聞きながら講座に取り組んでくれたので、受講者の心に響いているようだった。
- ・当山地域の歴史と石畳の関係や、歴史遺跡の意味のわかる深い内容だった。
- ・当山地域の沖縄初の外交官である田場盛義氏のことを学ぶ事ができてよかった。
- ・フィールドワークでよい雰囲気楽しく過ごせる受講者が多かった。
- ・プロの画家から水彩画の色彩の勉強を直接学ぶ事ができた。
- ・ビニール袋に絵の具をつけて木々を描く技法を学びチャレンジする受講者がいた。
- ・目標(公民館まつりと美術館に展示)をもち、作品を仕上げる事ができた受講者が数名いた。
- ・参加者の作品を公民館まつりと美術館に展示する企画を提案し、実施予定。(13名参加)
- ・自治会、美術館、図書館との連携がとれた。
- ・3回連続同じメンバーで講座に参加することで、横のつながりが深まったようだった。

・自主企画まなび助成制度(社会教育協働係)をすぐに実行。12月1月とメンバーが集まり、次年度サークル結成への一歩に繋がります。

●課 題

・フィールドワークでは16名の受講者の歩く時間などがそれぞれで2時間を超えてしまった。コースの短縮なども検討できたらと思う。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座



画：山田 武

水彩画にチャレンジ

当山の石畳・自然を描こう(全3回)

11月6日(日) 午前10時～正午

講師 仲間 孝藏 氏 (うらおそい歴史ガイド友の会)
「石畳と緑が調和のとれた街道を歩きます」

場所 当山の石畳(フィールドワーク)
浦添大公園北エントランス駐車場集合(あいかな認定こども園近く)
雨天時 11/13(日)延期

11月17日・24日(木) 午後7時～9時

講師 山田 武 氏 (沖縄みずえの会)
「せわしい日常を忘れて水彩画に没頭してみませんか」

場所 中央公民館第1研修室(2.3日目水彩画)

対象 市内在住・在勤・在学の成人

材料費 200円 定員 15人(要申し込み)

持ち物 水彩道具一式 ※2日目に面用紙を渡します

※ 定員を超えた場合は事務局抽選となります

※ フィールドワークは少雨決行

※ 手話通訳あり

※ 11/17・24のみ託児あり(未就学児 要)

※ コロナの感染状況により中止または、延期の可能性あり

申込受付期間 10/3(月)～11/4(金)

問い合わせ・申込み先
浦添市教育委員会
社会教育推進課
中央公民館
☎ 879-5503
電話申込み受付
月～金 | 9:00～17:00

初心者大歓迎!



スマホで簡単申し込み



復帰50年記念 平和を伝える講座

- 趣 旨 復帰50年の節目の年に、改めて沖縄の歴史（沖縄戦や復帰）を戦争体験者と継承者から学び、平和の大切さや平和を伝えていくための課題などを考えるきっかけとする。継承活動の一つとして、デジタル紙芝居の作成過程を参観する
- 場 所 浦添市立中央公民館 3F ホール
- 参加対象 青少年・成人
- 講 師 喜舎場 宗正 氏（戦争体験者）
知名 正男 氏（戦争体験継承者）

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	11月23日(水) 10:00～12:00	・「おじいとキヨコの命をうばったいくさ」デジタル紙芝居を観る。 ・市内在住の沖縄戦体験者（おじいとキヨコの命をうばったいくさのモデル）より戦争の悲惨さを通じて「平和」の大切さや意味を学ぶ。 ・デジタル紙芝居イチチヨーテサーヤー母との再会のデジタル紙芝居生朗読。	56	11	0
参加者合計			67人(内 Zoom 0人)		

●成 果

- ・知名さん作成の紙芝居（おじいとキヨコの命をうばったいくさ）作成のこと、デジタル紙芝居（平和キャラバン使用）を老若男女の市民へ知らせ、届ける事ができた。
- ・公民館で学んでいる「朗読会道」「浦添ゆいゆいキッズシアター」地域で活動している「人間各赫」「平和を伝える朗読会」のメンバーに協力してもらい、前田地域の紙芝居「イチチヨーテサーヤー」を生朗読し市民に伝える事ができた。また、録音し、次年度の紙芝居の作成の準備ができた。
- ・戦争体験者の声（喜舎場さん）を知らない市民へ生の声で届ける事ができた。
- ・4 団体がそれぞれのメンバーの良さを知り刺激を受けて、朗読に取り組む事ができた。
- ・喜舎場さんが講師であるのを知って、教員時代の教え子が声を掛け合い同窓会のような集まりになり、集い・学ぶ・つながる公民館講座になった。
- ・復帰 50 年の節目の年に、幅広い年代の市民が平和について考えるきっかけとなり、紙芝居で沖縄戦をわかりやすく伝える事ができた。

●課 題

- ・戦争体験者のはなしが「平和のおしつけ」にならないように工夫する必要がある。
- ・平和な世の中にするには具体的にどうしたらよいのかななどをディスカッションするなどの組み立ても必要であった。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座復帰50年記念

「こんな時代だからこそ、老若男女で平和について考えなければ!!」

平和を伝える講座

11/23(水) 祝日 午前10時～正午

場所：浦添市立中央公民館 本館3F ホール

講師：戦争体験者 喜舎場 宗正氏
講師：戦争体験継承者 知名 正男氏

内容

- ・浦添村宮城の戦争体験者の話を聴きます。
- ・戦争体験継承者の話を聴きます。
- ・「おじいとおばあちゃんをうばったいくさ」宮城地域の体験談

デジタル紙芝居を鑑みます。

- ・「イチチョーサー（生きてたんだね）母との再会」

デジタル紙芝居を生朗読で聴きます。

対象：市内在住・在勤・在学の青年・成人
募集人員：60人
参加費：無料
講座形態：対面

※応募締め切り：11月18日（金）正午（未読受講）手話通訳あり
※定員を超えた場合は抽選となります

デジタル紙芝居とは、講師知名さんが市内の戦争体験者の聞き取りをもとに作成した紙芝居に朗読で音を入れた中央公民館オリジナルの映像紙芝居です。令和4年度市内8校の小学校へ届けました。

スマホで簡単申込

問い合わせ・申し込み先
浦添市教育委員会 社会教育推進課
中央公民館 ☎879-5503（本館）
月～金 9:00～17:00



やさしい気持ちを、やさしい日本語で表現してみよう！～防災を考える～

- 趣 旨 近隣住民の希薄化も相まって、大雨や台風による自然災害で困難を抱える外国出身者がいる。外国人だけでなく、子どもから高齢者まで、すべての人にとって分かりやすい言葉でコミュニケーションをとる事が防災対策となることに気づかせ、自助・共助の気持ちを育み「やさしい日本語」を使うきっかけとする
- 場 所 浦添市立中央公民館 3F ホール
- 参加対象 成人・親子(小学3年生から6年生の子と親、興味ある人)
- 講 師 松園 あかね 氏(NPO 法人キャリアイト理事)
- 実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	11月27日(日) 10:00～12:00	絵本を通して、防災を知る。「やさしい日本語」の概念を学ぶ。そしてその絵本から学んだことをゲーム感覚で「やさしい日本語」に変換する。	4	3	0
参加者合計			7人(内 Zoom 0人)		

- 成 果
 - ・地域消防団の方が興味を持って参加してくれた。いざというときに活躍される方の参加は何よりだった。
 - ・やさしい日本語に変換する際に、親と子が協力している姿がよかった。
 - ・付き添いで来ていた小学1年生の子が分かるような表現を心がける、ということを参加者全員が共通認識として持って、やさしい日本語に変換していた姿が印象的だった。
- 課 題
 - ・当初夏休みの講座の一つだったが、新型コロナウイルスの影響のためこの時期に延期し開催した。夏のまま「親子対象」として打ち出していたが、集客が難しかった。(結果として2組の親子の参加はあった)、対象者も再考すべきだった。
 - ・国際交流課(国際交流協会)が「やさしい日本語講座」を長い期間・多い回数で開催しているが外国の方が主に学んでいる様子。公民館講座として、多くの市民に伝える講座を考えると、外国出身の人にも届けられるような講座にするためにはどうしたらいいかと思い悩む。

●講座の様子

浦添市立中央公民館講座

やさしい気持ちを
やさしい日本語で
表現してみよう
～防災を考える～

もしもに
そなえよう
もしもを
かんがえよう

日時: 11月27日(日)午前10:00～正午 (開場 9:40)

場所: 浦添市立中央公民館 3F ホール

講師: 松岡 あかね氏

ゲーム感覚で「やさしい日本語」に変換してみよう
(NPO 法人 キャリエイト理事。受講者が「自ら考え、気づき、現場に戻って実行できる」ことを
目指すプログラム構成を礎に、キャリア教育や日本語講師として積極的に活躍中)

定員: 市内在住・在学の小学3年生～6年生とその保護者 20人(10組)

申込: 11/2(水)～11/21(月)午後5時まで
※定員を超えた場合は事務局抽選とし、アプリを利用し抽選。
当選した人にも 11/22(火)までに連絡します

参加費: 無料

申込はこちらから→

問い合わせ・申込み先
浦添市立中央公民館
☎ 879-5503 (直通)
電話申込み受付
月～金 | 9:00～17:00
※手話通訳あり
※申込 〆 11/21(月)



ハンドボール日本伝来 100 年記念夢をおいかけハンドボールと私

●趣 旨 海邦国体でハンドボールの競技会場になったのを機に「健康な心とからだをつくります」と浦添市ハンドボール王国都市を宣言した歴史を踏まえ、現在ではプロチームを有するハンドボールを通して子どもや大人が夢をかなえるために考えるきっかけとする。

●場 所 浦添市立中央公民館 3F ホール

●参加対象 青少年・成人(テーマに興味のある市民)

●講 師 東江 正作 氏(琉球コラソン監督)

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	1月22日(日) 14:00~16:00	・ハンドボールを通して得たものや、夢をかなえるための講話。 ・ハンドボールとともに過ごした家族で取り組んできたことについての講話。 ・浦添市ハンドボール王国としての講話	33	5	0
参加者合計			38人(内 Zoom 0人)		

●成 果

・受講者のなかにハンドボール指導者、コーチ、教師が数名いて、講座の内容が人材育成の講座となった。

・ハンドボール伝来 100 年の節目の年に、幅広い年代の市民が浦添のハンドボールの歴史を知り、講師の経歴や世界に羽ばたいた体験談より、多くのことを学ぶ事ができたようだった。

・受講者からは、「東江さんの常に前向きで広い視野は、人生を豊かにし自己成長に繋がると思い、ぜひ見習いたいと思いました。」との前向きな感想が寄せられた。

・「家族で同じ目標を持ち、夢に向かって進むとても素晴らしいと思いました。」などの感想より、家族の在り方や、家庭で夢に向かうことの大切さを感じる事ができたようだ。

・講師の次男東江雄斗選手(オリンピック選手)が途中参加する事で、家族での取り組み、沖縄県代表、日本代表として夢に向かっていく事の大切さを受講者が興味深く聞いていて、滅多にない貴重な時間となった。

●課 題

・講師のスケジュールに合わせて、講座日程を決め、旧正月と重なり集客活動に少し影響があった。次年度は、募集人員の多い講座は旧暦の行事も考えながら検討したらよい。

・しばらく実施できていないドリーム講座について、趣旨が伝わっていなかったため、はじめに指導員間で詰める必要があった。今後ドリーム講座の運営方法を決める必要がある。

・ハンドボール部員など若い世代に届くように、時期を考え、大会などでチラシを配り 5 名の子どもに参加に繋がった。たくさんの子どものにも受講してもらえることを考えたい。

●講座の様子

令和 5 年度浦安市立中央公民館講座

ハンドボール日本代表 100 年記念

夢をおいかけて
～ハンドボールと私～

講師：東江 正作氏
琉球コラソン監督
〔講師から一言〕
学ぶことをやめたら、教えることを
やめないといけない

日時：令和 5 年 1 月 22 日（日）
午後 2 時～4 時

場所：中央公民館 3 階ホール

対象：テーマに興味のある市内在住・在勤・在学の人

内容：ハンドボールを通して得たものや夢を叶えるための話と、家族でハンドボールに取り組んできたことの話です

定員：60 名

費用：無料

締め切り 1 月 19 日（木）

託児あり（未就学児）手話通訳あり

※2月は浦安市教育月間です

●プロフィール
日本スポーツ協会公認指導者コーチ4
浦安市出身
神奈川中・道志高等学校
大崎電気（日本ハンドボールリーグ）
（財）浦安市公共施設管理公社
浦安市役所・琉球コラソン監督（JHL）
★指導実績★
中学校ハンドボール大会
全国優勝 10 回 全国準優勝 5 回
U20 日本代表監督
日本代表コーチとして活躍
★講演会★
県内はもちろん全国で多数開催

問い合わせ・申し込み先
浦安市教育委員会
社会教育推進課
中央公民館（本館） ☎879-5503
月～金 9:00～17:00
スマホで簡単申込



スマホって何？セミナー

●趣 旨 3G 回線が終了していく中、シニア世代が数多く利用しているガラケーも利用が出来なくなっていく過渡期。スマホを使う必要性は理解していても、操作方法含め、スマホとはいったいどういうもので、何ができるのかというイメージがわからなければ、操作方法を学んでも定着は難しく、いつまでも使いこなせない。まずはスマホアドバイザーに、スマホとはどういうものか・そして何ができるのかを丁寧に説明してもらうことで、シニア世代のスマホへの「苦手意識」を軽減し、操作方法を学びたいという意欲を持ってもらうきっかけとする。

●場 所 浦添市立中央公民館 2F 視聴覚室

●参加対象 成人・スマホをまだ持っていないシニア(60 代以上)

●講 師 スマホアドバイザー(ソフトバンクより)2名サポーター3名

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	2 月 14 日(火) 10:00~12:00	「ソフトバンク社」のスマホセミナーを利用。1人1台の貸出機とWi-Fiの提供・専門用語なしのやさしい進め方を重視して進める	9	0	0
参加者合計			9 人(内 Zoom 0 人)		

●成 果

- ・今回スマホをまだ持っていないシニア限定だったので、一斉にスマホの持ち方や画面のタッチなどの簡単な操作から体験することが出来た。
- ・今回は操作方法を学ぶのではなく体験型で、スマホで出来ることやシニア向けの操作(拡大や音声入力)を知ることによってスマホへの抵抗を少しでも取り払うことが出来たように感じた。
- ・受講終了後、「思ったより難しくなかった」「これなら自分でも出来そう」の声があった。
- ・LINE はスタンプを送る体験をした。簡単にメッセージ代わりに送れることを知って、楽しそうに何度も送っている様子が見られた。

●課 題

- ・スマホを持っていないシニア限定にしたところ、受講申込者が少なかった。すでにスマホに切り替えた方が増えた理由のほか 3G 回線が終了してガラケーが使えなくなるということがあまり伝わっていない様子(今回の受講者もこれが理由で参加した人はいなかった)
- ・すでに持っている人からの問い合わせは多数あった。通話しか使っていない、メールをしたい、ネットで予約や検索をしたいなどの意見があった。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座

スマホって何？セミナー

日時 令和5年2月14日(火)
10時～12時(受付9時45分～)

場所 浦添市立中央公民館
3階ホール

対象 市内在住・在勤のスマホを
まだ持っていないシニア世代
(60才以上の方)

定員 20人(要申し込み)
※定員を超えた場合は事務局で抽選と
なります

講師 スマホアドバイザー

受講無料！

スマホをこれから
持つ予定のみなさん！

スマホって
どんなもの？

なにが
できるの？

まずは
体験しましょう！！

問い合わせ・申込み先
浦添市立中央公民館 本館
☎ 879-5503 (直通)
電話申込み受付
月～金 | 9:00～17:00
※手話通訳あり
※申込〆切 2/13(月)



月と木星・金星・きらびやかな冬の星座をさがしてみよう

- 趣 旨 季節ごとに代わる天体について学び、宇宙への関心を高める
- 場 所 歴史にふれる館(浦添市港川 512-11)
- 参加対象 青少年、成人 小学4年生以上の人
- 講 師 福里 美奈子 氏 (プラネタリウム操作技師・小禄天文クラブ)
- 実施内容

	実施日	学習内容	参加人数		
			大人	こども	Zoom
1	3月4日(土) 19時~21時	望遠鏡で月と木星・金星・冬の星座を観察する。きらびやかな冬の星座を探してみる。	18	16	0
参加者合計			34人(内 Zoom 0人)		

●成 果

- ・大人から子どもまでの個々の積極的な質問に、講師やサポーターが丁寧に答え、対応していたので、受講者にとって充実した内容となった。
- ・天体に興味のある受講者が、望遠鏡などの機材に触れる事ができて、知識が豊富になっているようだった。
- ・受講者からは、「親以外の方から多くのことを学ぶことができて大変よかった」との前向きな感想が寄せられた。
- ・「福里先生の説明の的確さと知識の深さに感銘を受けました。またボランティアの方もその都度、丁寧に説明していただき、楽しく観測することができました。あんなに星や惑星が見えるとは子どもたちも感動しておりました。素晴らしい記憶となって心に残り続けることと思います。」の感想より、家族でともに学が有意義な時間を過ごしているようであった。

●課 題

- ・グーグル申し込みフォームを2名定員で設定したが、受講者は2名以上の申し込みを公民館に問い合わせなしに、追加参加していた。
- ・当日の出来事だったので、今回は受けることにしたが、人数想定が出来ない場合には予約なしのお断りを考える必要がある。
- ・定員を超えていたので、小学校4年生以上の参加を徹底したほうがよかった。
- ・暗闇で、敷地をでるとすぐに道路や海があるため、サポーターの協力や、保護者の監視が必須であることを考えると小学校低学年の兄弟組の参加はお断りしたほうがよい。

●講座の様子

令和4年度浦添市立中央公民館講座

月と木星・金星

きらびやかな冬の星座を
探してみよう

木星

金星

月

冬のダイヤモンド

冬の大三角

日時: 令和5年3月4日(土)
午後7時~9時

場所: 歴史にふれる館 港川512-11

対象: テーマに興味のある市内在住・在勤・在学の小学校
4年生以上の人
(未成年だけの参加はできません)

講師: 福里 美奈子氏
那覇市秋志駅前ほしぞら公民館にて
プラネタリウム操作技術師として勤務
星空案内人(星のソムリエ®)
協力: 小徳天文クラブ・浦添星空サポーター

申し込みはこちら
▽

定員: 20人程度(定員を超えた場合は抽選)
費用: 無料
申込期間: 2月9日(木)~23日(木)
手続返金あり
※雨天・曇天時公民館にて同日開催
受講者には当日、場所の確保の連絡をいれます。

問い合わせ・申し込み先
浦添市教育委員会
社会教育課連絡
中央公民館(本館) 番879-5503
月~金 9:00~17:00
(土日祝日のぞく)



平和キャラバン

●趣 旨 戦争体験者が年々減少するなか、戦争体験を次世代へ継承するために出前講座を行い、命の尊さ、平和の大切さについて考える。

●場 所 各小学校

●参加対象 青少年(小学生)

●講 師 喜舎場 宗正 氏(戦争体験者)
知名 正男 氏(戦争体験継承者)

●実施内容

	実施日	学習内容	参加人数
1	6月3日(金) 10:00～12:00	すみちゃん奇跡の生還～対馬丸遭難事件～ 講師:知名 正男 氏 内間小学校 6年生	83人 (対面)
2	6月9日(木) 10:00～12:00	ひろこちゃんが体験した沖縄のいくさ 講師:知名 正男 氏 沢岬小学校低学年	311人 (Zoom)
	6月9日(木) 10:00～12:00	おじいと妹キヨコの命をうばったいくさ 講師:喜舎場 宗正 氏 沢岬小学校高学年	331人 (Zoom)
3	6月15日(水) 8:00～10:00	おじいと妹キヨコの命をうばったいくさ 講師:喜舎場 宗正 氏 港川小学校全学年	952人 (Zoom)
4	6月16日(水) 9:00～11:00	ひろこちゃんが体験した沖縄のいくさ 講師:知名 正男 氏 神森小学校低学年	281人 (対面)
	6月16日(水) 10:00～12:00	おじいと妹キヨコの命をうばったいくさ 講師:喜舎場 宗正 氏 神森小学校高学年	285人 (対面)
5	6月20日(月) 10:00～12:00	すみちゃん奇跡の生還～対馬丸遭難事件～ 講師:知名 正男 氏 宮城小学校全学年	700人 (Zoom)
6	6月21日(火) 9:00～11:00	ひろこちゃんが体験した沖縄のいくさ 講師:知名 正男 氏 浦城小学校全学年	888人 (Zoom)

7	6月22日(水) 10:00~12:00	ゆりちゃんが見た聞いた、感じた沖縄の戦争 講師:知名 正男 氏 前田小学校全学年 (ハイブリッド型講座)	553 人 (対面と Zoom)
8	6月 20 日(月) 10:00~12:00	おじいと妹キヨコの命をうばったいくさ 講師:喜舎場 宗正 氏 当山小学校全学年(録画配信)6/13	990 人 (Zoom)
参加者合計			5,374 人

●成 果

- ・知名さん作成の紙芝居をデジタル紙芝居(低学年用、高学年用)として作成、学校に届ける事ができた。音声は、公民館で学んでいる「朗読会道」「浦添ゆいゆいキッズシアター」「人間各赫」「平和を伝える朗読会」のメンバーに協力してもらい、浦添の歴史を知り、次世代へ平和の大切さを伝える事ができた。
- ・喜舎場さん(戦争体験者)が講話をしたり、ひろこさん(紙芝居の主人公)が参加したことで生の声を子どもたちに届ける事ができてよかった。

●課 題

- ・紙芝居は低学年に伝わるが、オンラインの講師の講話は難しそうだった。
- ・次年度は、受付校の数を決めてほしい。(5 校程度)
- ・最初の打ち合わせより早日課の変更があり、実施通知で時間の最終調整をやったほうがよかった。
- ・講話の時間調整が必要だ。マイクや Zoom の事前調整を学校にやってほしい。
- ・中学生向けの平和キャラバンの内容を考える必要がある。(紙芝居の需要がなかったため)



知名 正男 氏

喜舎場 宗正 氏

●講座の様子



自治公民館講座

令和 5 年度 公民館運営事業

講座開設のてびき

- (1) 概要・期間・自治公民館の役割 | P 1
- (2) 講座開設の流れ | P 2
- (3) 過去実績 | P 3 - 6
- (4) 令和 5 年度自治公民館講座開設要項 | P 7 - 8
- (5) 申請書等各種様式記入例 | P 9 - 14



「楽しい天文学教室」@城間自治会

浦添市教育委員会 社会教育推進課

浦添市立中央公民館

☎ 098-879-5503

✉ kominkan@city.urasoe.lg.jp

概要

多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、地域住民に学習の機会を提供するほか、自ら企画する学習活動を通じて、自治公民館活動の活性化及び地域連帯意識の向上を図ることを目的として、中央公民館（社会教育推進課）が実施する支援事業です。

期間

申請期間

令和5年5月1日 から 令和6年1月31日 まで

※予算に達し次第受付終了

実施期間（講座開設期間）

令和5年5月15日 から 令和6年2月29日 まで

役割

自治公民館が担う役割

- ・ 講座の企画運営
- ・ 実績報告書の作成
- ・ 会場使用料及び教材費などの負担

中央公民館（社会教育推進課）が担う役割

- ・ 学習計画や講師等の相談
- ・ 講師及び運営委員の謝金負担及び支払い

申請書等各種様式は浦添市ホームページからダウンロードできます

講座開設について、お気軽に中央公民館までご相談ください

浦添市 自治公民館講座

検索

講座開設の流れ

| 自治公民館 |

| 中央公民館 |

1 講座の企画

講座の学習計画をたてる
(日時・内容・講師の選定など)

※講師について、誰にお願いしてよいか
わからない場合は、中央公民館までお
気軽にご相談ください

2 運営委員の選定

自治会から運営委員を1名選出する

※運営委員は、講座責任者として、
申請から実績報告書の提出まで
行ってもらいます

3 申請書の提出

申請書 | 様式第1号 を記入し
社会教育推進課へ提出する

※申請書は、中央公民館事務室へ直接持参も
しくはメール(推奨)にて提出ください

4 口座登録の確認

※登録が無いもしくは、登録内容
に変更がある場合は、債権者登
録の提出が必要になります

講師・運営委員の債権者登録(浦添市
への口座登録の有無を確認する)

5 開設の承認

申請書の内容を確認後、2週間以内に
開設承認書 | 様式第2号 を発行する

6 講座の実施

申請した計画に沿って講座を開設し実施する

※参加者名簿(提出不要)を
活用し、参加者の把握に努
めてください

7 報告書の提出

実施後、速やかに
① 実績報告書 | 様式第3号
② 内容がわかる資料(テキストや写真)
③ 講師・運営委員の債権者登録
①～③を社会教育推進課へ提出する

※中央公民館事務室へ直接持参
もしくはメール(推奨)にて
提出ください

※写真は、可能な限りデータで
提供いただくと助かります

※債権者登録は、押印後・原本
を提出ください

8 謝金の支払い

内容確認後、2～3週間後を目安に謝
金を指定する金融機関に振り込む

■計画に変更または中止が生じた場合は、変更・中止届 | 様式第4号 を提出してください

過去実績

令和 4 年度

自治公民館名	講座内容	回数	参加者 (延べ)
牧港	【終活について（相続）】 自分らしい生き方を見つめ直し、家族も自分も後悔しない終活を学ぶ	1 回	12 名
港川	【サンシンの造りを学ぼう】 サンシンの仕組みと構造を知ることによって今後、自分のサンシンを手入れ出来るようにする	3 回	63 名
	【食と健康講座】 身体に良い物を食べて健康寿命を延ばす	2 回	24 名
城間	【楽しい天文学教室】 いつも何気なく見ている、キラキラ輝く夜空の星・星座に関して学び宇宙の広さを知る	2 回	57 名
宮城	【星空観察会】 観察会を通して仲間づくりをする	1 回	25 名
	【英会話教室】 ネイティブな英語を学び、初歩的なあいさつから観光立県である外国人観光客からの簡単な質問に答えられるようになる	4 回	41 名
小湾	【ヨーガ講座（初心者向き）】 生きいき健康ライフを目指して、心身ともに元気に学ぶ呼吸法を使った健康づくり	5 回	37 名
経塚	【着付け講座】 ひとりで着られる着物着付け講座	5 回	47 名
	【三線教室】 唄・三線を学び、自治会行事等で皆様と楽しめるようになる	4 回	19 名
茶山	【コグニサイズ】 有酸素運動と頭を同時に使う「コグニサイズ」を仲間と楽しむ	4 回	33 名
	【盆踊りを楽しむ】 茶山自治会「世代間交流まつり」に向けての練習。自治会オリジナルの「茶山音頭」を今後ますます継承していくために皆で練習する。	3 回	41 名

浦城	【琉球舞踊「浜千鳥」の習得】 楽しく集い、琉舞の舞を習得し発表の場を広げる	5 回	48 名
ニュータウン	【歌声サークル】 健康と誤えん防止と認知症予防のために、昔懐かしい 童謡やわらべうたを皆で元気よく斉唱する。	5 回	178 名
神森	【三味線講座】 歌・三味線ができるように！	5 回	43 名
	【初心者向け空手教室】 空手の基本を学び、空手道を知ろう	5 回	55 名
浦西	【琉球歌碑巡り】 土の生活史であり、その時々喜怒哀楽を謳いあげ心の糧となった文化遺産である可否を自治会員で鑑賞する	1 回	25 名
安川	【料理講習会】 ドーナツと田芋パイを作る	1 回	16 名
	【手芸を楽しむ】 かぎ針で帽子を編もう	2 回	22 名
	【認知症について】 認知症について理解し予防につなげる	1 回	16 名
県営沢岬 高層住宅	【おりがみで脳トレ】 指先のトレーニングで脳の刺激を期待できることから高齢者を対象に折り紙を学習する	3 回	23 名
	【いまさら聞けないスマホの使い方を楽しく学ぼう】 スマホの使い方をもっとわかりたいが、いまさら他人に聞くよりも気軽に教えてくれる人から学びたい。	2 回	22 名
	【美味しいひらやーちーとくずもちの上手な作り方を学ぶ】 老若男女に親しめて家庭内で作れる事を習う	2 回	21 名
講座開設 13 自治公民館 22 講座		66 回	868 名

令和5年度『自治公民館講座』実施要項

1 事業概要及び目的

多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、自治公民館が主体となった講座の開設を支援し、学習活動を通じた自治公民館活動の活性化及び地域連帯意識の向上を図る。

2 申請受付及び実施期間

(1) 申請期間 令和5年5月1日から令和6年1月31日まで

※予算に達し次第受付終了とする

(2) 実施期間 令和5年5月15日から令和6年2月29日まで

3 対象者

浦添市内 41 自治会会員及び地域住民

4 開設要件

(1) 運営について

- ・ 自治公民館より運営委員を1名選任し、講座責任者として、申請から実施後の報告まで遂行できること。
- ・ 講座開設において、財源として他の助成金などを受けていないこと。

(2) 講座内容について

- ・ 内容は、地域課題や地域住民の学習ニーズを踏まえ設定すること。
- ・ 政党特定の政治的・宗教的な内容でないこと。
- ・ 講座回数は年間5回以内とし、時間は1回につき原則2時間とする。
- ・ Zoom 等を活用したオンラインでの講座は可とする。

(3) 実施場所について

- ・ 原則、各自治公民館や中央公民館等の公的施設を利用すること。
- ・ 会場や日程は各自で確保、設定すること。
- ・ 会場使用料や教材費などは自治公民館または参加者の負担とする。

(4) 講師について

- ・ 各自治公民館で選定すること。
- ・ 講師は、浦添市へ口座登録(債権者登録)を行うこと。

5 社会教育推進課支援内容

(1) 講師謝金

- ・ 1回 7,000 円(3,500 円×2時間)とし、各自治公民館の年度上限を 5 回分 35,000 円とする。源泉徴収額 10.21%差引あり。

(2) 運営委員謝金

1回 1,000 円とする。

(3) 講座開設及び運営の助言

講師の選定や学習計画等、講座の開設及び運営において、必要に応じた助言を行う。

6 申請手続き

- (1) 講座を開設しようとする自治公民館は、申請書(様式第 1 号)を社会教育推進課へ提出する。

- (2) 社会教育推進課は、提出された申請書の内容を確認し、2週間以内に開設承認通知書(様式第 2 号)を自治公民館長あてに交付する。

- (3) 自治公民館は、全講座終了後、2週間以内に実績報告書(様式第 3 号)及び学習会の内容がわかる関係資料(配布テキスト・写真等)、講師・運営委員の債権者登録を社会教育推進課へ提出する。

- (4) 社会教育推進課は、提出された報告書の内容を確認し、2～3週間後を目途に、指定する金融機関へ謝礼金を振込む。

7 変更または中止

承認後、内容が変更または中止となった場合は、変更・中止届(様式第 4 号)を社会教育推進課へ提出すること。なお、変更した内容が、当初設定した学習目標と大きく相違がある場合は、再度申請手続きを行うこととする。

8 担当部署・問い合わせ先

浦添市教育委員会 社会教育推進課 (浦添市立中央公民館)

電 話 | 098-879-5503

メール | kominkan@city.urasoe.lg.jp

II-4 令和5年度 自主企画まなび助成制度

※令和5年度より社会教育推進事業から公民館運営事業へ移行

令和5年度 自主企画まなび助成制度 実施要項

1 事業概要及び目的

多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、自らの企画立案で行う学習会において講師謝金を助成し、市民の主体的な学習活動の活性化を図る。また、これらの学習成果を生活や諸活動に活かし、地域社会の形成に寄与することを目的とする。

2 実施期間及び申請受付期間

(1) 申請期間 令和5年5月1日から令和6年1月31日まで

※予算状況により、期限前に締め切る場合あり

(2) 実施期間 令和5年5月15日から令和6年2月29日まで

3 申込要件

(1) 対象者について

- ・ 市内在住または在勤、在学者で構成した、5人以上の成人グループ(18歳以上)であること。
- ・ 企画(講師選定)から実施後の報告まで責任をもって遂行できること。
- ・ 政党特定の政治的・宗教的活動または営利を目的とした活動でないこと。
- ・ 開催において、財源として他の助成金などを受けていないこと。

(2) 学習内容について

- ・ 家庭教育、心身の発達、防災等、教育課題・生活課題・地域課題をテーマにした内容であること。
- ・ 工作や料理等、1回限りのもの作りは不可とする。
- ・ 学習回数は年間5回以内とし、時間は1回につき原則2時間とする。

(3) 実施場所について

- ・ 会場や日程は各自で確保、設定すること。
- ・ 会場使用料や教材費などは学習者の負担とする。
- ・ 原則、公民館や児童センター等の公的施設を利用すること。
- ・ Zoom等を活用したオンラインでの開催は可とする。

(4) 講師について

- ・ 講師はグループのメンバー以外から選定すること。
- ・ 連続性のある学習会において、内容に応じて講師を変更して差し支えない。
- ・ 講師は、浦添市へ口座登録(債権者登録)を行うこと。

(5) 助成内容

- ・ 講師謝金の単価は1回 7,000 円(3,500 円×2時間)とし、1グループの年度上限を5回分 35,000 円とする。
- ・ 講師が指定する金融機関へ源泉徴収額 10.21%を差し引いた額を振り込む。
- ・ 学習者の参加が5名に満たない開催日は対象外とする。

4 申請手続き

- (1) 助成を受けようとする実施グループは、申請書(様式第1号)を社会教育推進課へ提出する。※内容についてヒアリングを実施する場合あり
- (2) 社会教育推進課は、提出された申請書について審査し、2週間以内に承認・不承認通知書(様式第2号)を実施グループに交付する。
- (3) 実施グループは、全学習会終了後、2週間以内に実績報告書(様式第3号)及び学習会の内容がわかる関係資料(配布テキスト・写真等)、講師の債権者登録を社会教育推進課へ提出する。
- (4) 社会教育推進課は、提出された報告書の内容を確認し、適正と判断した場合、2～3週間後を目途に講師が指定する金融機関へ謝礼金を振込む。

5 変更または中止

承認後、内容が変更または中止となった場合は、変更・中止届(様式第4号)を社会教育推進課へ提出すること。なお、変更した内容が、当初設定した学習目標と大きく相違がある場合は、再度申請手続きを行うこととする。

6 担当部署・問い合わせ

浦添市教育委員会 社会教育推進課

電話 | 098-879-6640(浦添市立中央公民館 分館)

メール | kominkan@city.urasoe.lg.jp

勉強会を
やりたいけれど
予算が心配

講師の謝礼金を助成します。

リモートでも
学べる機会を
作りたい

ひとりよりは
仲間と一緒に
ほうがいい



ぜひ、ご活用ください!!

浦添市教育委員会 社会教育推進事業

自主企画 まなび 助成制度

申込期間 | 令和5年5月1日（月） ▶ 令和6年1月31日（水）

申込みは
お早めに!



社会教育推進課
（中央公民館）
☎ 879-5503

実施要項・申請書 etc. 詳細はこちらから

浦添市 自主企画まなび助成制度

検索

浦添市教育委員会では、多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、市民の主体的な学習活動の活性化を図るために、自分たちで企画運営する学習会において、講師謝金を助成する事業を行っています。

申請受付期間 | 令和 5 年 5 月 1 日 ~ 令和 5 年 1 月 31 日

※先着順(予算に達し次第終了となります)

実施期間 | 令和 5 年 5 月 15 日 ~ 令和 6 年 2 月 29 日

事業概要及び要件

- ・ 5人以上の市民グループ(18 歳以上)で企画する学習会が対象です
- ・ 学習内容は、家庭教育、心身の発達、防災等、教育課題・生活課題・地域課題を踏まえて計画してください(原則、工作や料理等 1 回限りのもの作りは不可)
- ・ 会場や日程は各自で確保、設定してください
- ・ 講師はグループのメンバー以外から選定してください
- ・ 学習回数は年間5回以内とし、時間は1回につき原則2時間としてください
- ・ 政党特定の政治的・宗教的活動または営利目的は、認められません
- ・ 開催において、財源として他の助成金などを受けている場合は、認められません
- ・ 謝金は教育委員会が負担しますが、会場使用料や材料費などは自己負担となります
※謝金は 1 回 7,000 円(3,500 円×2時間)とし、5 回分 35,000 円を上限とします

申請の流れ

- ① 企画 | グループで学習会を企画し、講師を選定してください
- ② 申請 | 「申請書」を社会教育推進課(公民館本館もしくは分館)へ提出してください
※メールでの申請も可能です kominkan@city.urasoe.lg.jp
- ③ 審査 | 学習内容を確認し、適正と認められた場合「承認通知書」を発行します
- ④ 実施 | 計画に沿って学習会を開催してください
- ⑤ 報告 | 学習会終了後、2週間以内に「報告書」と内容がわかる資料(写真・資料など)を提出してください
- ⑥ 支払 | 報告書を確認のうえ、指定された講師の口座へ謝礼金をお支払いします

学習事例 ※R2~4 年度実績より一部抜粋

- ・ 世代を超えて英会話でコミュニケーションを図る | 宮城英会話サークル
- ・ 浦添の歴史自然文化を学び水彩画で表現する | 浦添水彩画サークル
- ・ サンレレ(三線×ウクレレ)という楽器を学び演奏する | 浦添市サンレレサークル
- ・ 浦添グスクの歴史、前田の歴史を知る | 浦添前田勉強会
- ・ ココロの中の整理整頓術 | まなび♡女子
- ・ 「発酵調味料」を学び、免疫力アップに繋がる時短料理法を習得する | ママの夢を伝える会
- ・ PTA 活動や職場でオンラインの主催者になる | 開邦 Zoom 勉強会
- ・ アドラー心理学を学んで母親自身も元気に生活を送る | 浦添 ASD の子を持つママの会

Ⅲ. 浦添市立中央公民館だより



第313号（令和4年 7 月発行）

第314号（令和4年11月発行）

第315号（令和4年12月発行）

第316号（令和5年 3 月発行）



第313号

令和4年7月発行

浦添市立中央公民館
〒901-2114
浦添市安波茶1丁目1番2号
電話:098-879-5503
FAX:098-879-5530
kominkan@city.urasoe.lg.jp

浦添市立中央公民館 分館
〒901-2131
浦添市牧港3丁目40番6号
電話・FAX:098-879-6640

2022年度 新しい職員が加わることで生まれる組織的な強みと、公民館利用者の皆様の意欲と仲間意識を活かし「集う、学ぶ、つながる」浦添市立中央公民館でありたいと思います。本年度から、私と指導員の安武は、牧港にある公民館分館勤務となりましたが、地域と連携し、夢や希望、生きがいにつながる社会教育を職員一同、協力し合い推進してまいります。それでは、公民館係と社会教育協働係の新しいメンバーを紹介します。

ながはま きょうこ
館長 長濱 京子

おおはま のぶあき
公民館係長 大浜 暢明

「安全で居心地のよい公民館
づくりを目指し、日々奮闘します。」

【左から2番目】写真①



よ な みね ひでき
公民館係分館 主査 與那嶺 英樹

「多種多様な才能が咲き乱れる
公民館、いろいろ勉強させてい
ただきます。よろしくお願いします。」

【右から1番目】写真②



やすたけ み ほ
社会教育指導員 安武 美穂

「本館から分館に配属されました。
いつかお笑い芸人になり、公民館
まつりのオープニングで会場に笑いの
渦を巻き起こしたい(夢)。」

【左から1番目】写真②



めかる み ほ
社会教育協働係 主査 銘苅 美穂

「分館から本館に配属されました。
サンフラワーさんのお花に癒され
ながら明日からダイエットします。」

【後方右】写真③

よしもと たかこ
社会教育協働係 主事 吉元 貴子

「公民館で仲間たちとキラキラした
笑顔を見せてくれる皆さんに負け
ないように笑顔でお仕事頑張り
ます！」【後方左】写真③



みつい めぐみ
社会教育協働係 三井 恵

「皆さんイキイキと活動されてい
て良い刺激をたくさん貰ってます!
私もゴルフを始めてみました。」

【後方中央】写真③



平和キャラバン
戦争体験談デジタル
紙芝居(学社連携)

デジタル紙芝居4作品完成

公民館では、学校教育と社会教育の連携の取り組みとして平和キャラバン(平和教育)を実施しています。市内在住の知名正男さんが戦争体験を聞き取り作成した紙芝居を平和教育で活用させていただいております。昨年度、紙芝居を映像化し、公民館利用者団体等の協力で音声を入れてデジタル紙芝居として仕上げました。録音に協力してくださった4団体に感謝申し上げます。

① おじいと妹キヨコの命を奪った戦争

3/9録音日 録音:平和を伝える朗読会7名

② ひろちゃんが体験した沖縄の戦争

3/29録音日

録音:浦添ゆいゆいキッズシアター5名

③ ゆりちゃんが見た、聞いた、 感じた沖縄の戦争 3/29録音日

録音:朗読会「道」8名

④ すみちゃん奇跡の生還

～対馬丸遭難事件～ 3/21録音日

録音:人間各赫 3名



平和を伝える朗読会

前方(左) 知名 正男氏 (右) 喜舎場 宗正氏

朗読の皆さま
ありがとうございました♡市内の子ど
もたちに届けること
ができました。



浦添ゆいゆいキッズシアター



平和キャラバン8校実施

令和4年度公民館初の試みのデジタル紙芝居を市内の小学校8校5689人の子どもたちへ届けることができました。

コロナ禍の中、各学校の平和学習はさまざまな方法(オンライン、対面)で行われました。

また、紙芝居の主人公の喜舎場さん(戦争体験者)が講話をしたり、ひろこさん(紙芝居の主人公)が参加したりと生の声を届けることができました。

「みんながやさしくえがおのせかいがいいです」(低学年)などの感想が寄せられました。



「おじいとキヨコの命を奪った戦」の
主人公の喜舎場宗正氏の講話

紙芝居作成者:知名正男氏の講話



ひろこちゃん(主人公)



終了講座のご紹介

日本復帰50年講座

第1弾 新聞アーカイブで復帰の話がザックザク 講師:^{おおくぼけん}大久保謙氏 (新聞イベントプロデューサー) ^{せきとしお}関戸塩氏 (琉球新報社)

第2弾 日本復帰を知ろう 講師:^{みやぎよしこ}宮城能彦氏 (沖縄大学教授)



5/14, 22日曜日 午後2時から4時まで計40人が対面とオンラインで受講しました。

第1弾は、1972年～2022年の復帰当時の新聞アーカイブ記事を読み解き、第2弾は生活の視点から復帰について説明しました。

「新聞を見て懐かしい昔のことを思い出した。」「家族と復帰について語り合えた。」「翻弄された沖縄の歴史を学び、自分の足元から歴史を見つめ直したい」との感想が寄せられました。

3G 回線ガラケー、さようなら。こんにちは、スマホ!講座 (全3回)

講師:^{ふさまえみつお}房前三男氏 (那覇シルバー人材センター会員)



5/26, 6/2, 6/9の毎週木曜日 午前10時から正午、スマホ操作の基礎知識を学びました。「電話とショートメールしか利用していなかったが他の機能を使ってみよう」と前向きな感想が寄せられました。

面接対策はこれで決まり! 講師:^{まえしろひでと}真栄城秀人氏 (be Colorful 代表)



6/26(日) 午前10時から正午、「自分自身と向き合うこと」で自分の強みを知る時間となりました。左親指の指紋から生まれ持った特性、アドラー心理学では、育った環境で培われた特徴が分かり「改めて自分を見つめ直せた」という声がありました。

あなたに伝えたい市民講座

家でできるストレスマネジメント 講師:^{みやぎまさや}宮城政也氏 (琉球大学教授)



6/30(木) 19時～21時長引くコロナ禍で子ども達もストレスを感じている今、ストレスと上手に付き合う方法や予防法を20人の保護者が学びました。「ストレスが悪ではなく、あるから成長できることを知った」という声がありました。

自治公民館講座

城間公民館「楽しい天文学教室」講師:久高 将壽 氏 4/10・24(日) 計2回

今年度はじめての自治公民館講座が城間公民館で行われました。小学生から大人まで幅広い年代の参加者が「宇宙の大きさ・美しさ」を視覚から感じました。七夕伝説の真実や、天の川についての内容に受講者からは、衛星、恒星、星座と幅広い質問が飛び交う学びの多い時間となりました。



情熱的に教える久高先生

～自治公民館講座の申し込みをお待ちしております!～ 公民館にお問い合わせください。

放課後子ども教室指導者研修会

「緊急時の対処及び子どもたちへの声かけ」講師:稲垣 暁 氏 7/13(水)

放課後子ども教室、放課後児童クラブ(学童)の指導者が、「防災」についての過去の事例をみながら、「安全配慮義務」と「安全確保義務」について学びました。グループに別れ、施設外での事故(実際に起こった川遊びの水難事故)について、引率者の身になって、危険を予見し回避しながら行動できるかをタイムラインに沿って書いてみるワークで意見を共有していました。子どもたちの安全について改める時間となりました。



自治会訪問しました。次回をおたのしみに

砂川泰志さん(琉球大学在学)は、陽迎橋自治会で子どもたちに学習支援ボランティアとして地域にかかせないお兄さんの存在です。きっかけは、大学でのボランティアの講義で、社会福祉協議会に相談したところ、陽迎橋自治会を紹介されたそうです。最初は、子どもたちとの距離感に戸惑うこともあったようですが次第に子どもたちとの距離を縮めてきています。学校帰りの子どもたちは、毎日、自治会に来て、楽しそうに泰志お兄さんと過ごしています。



陽迎橋自治会にて(5月2日)

公民館からのおねがい

★ご自身と大切な方を守るため、コロナにうつらない、うつさない意識を心がけましょう。

★5人以上の市民グループ対象の自主企画まなび助成制度

お問い合わせください(講師料1回7000円を補助します。)

★公民館使用料の支払いには、10,000円札、5,000円札は使えません。小銭のご用意をお願いいたします。

編集後記
7月になり、令和4年度初のいきいきが発行となりました。自治会訪問や学校訪問の時間をたいていながら公民館より情報を発信していきたいです。地域のひとと話すのは楽しいですね。(やすたけ)



浦添市立中央公民館
〒901-2114
浦添市安波茶1丁目1番2号
電話:098-879-5503
FAX:098-879-5530
kominkan@city.urasoe.lg.jp

浦添市立中央公民館 分館
〒901-2131
浦添市牧港3丁目40番6号
電話・FAX:098-879-6640

第314号

令和4年11月発行

7/20 長年地域を支えた人へ感謝状



長年にわたり自治会長として地域のために尽力した永年勤続者2人と自治会長を退任された8人に感謝状と記念品が贈呈されました。

大平自治会、浦添市街地住宅自治会、沢岬自治会、茶山自治会、港川崎原自治会、沢岬高層住宅自治会、勢理客自治会、前田自治会、安波茶自治会、浦添グリーンハイツ自治会の皆様、おめでとうございます。

9/5 旭日単光章(地方自治功労)受賞報告会 前田公務員宿舍自治公民館 新里 幸代会長

旭日単光章、受章おめでとうございます。前田公務員宿舍自治会の新里幸代会長は、自治会長として29年間、民生委員・児童委員として24年間歴任され地域に根ざした活動を行っています。「民生委員を引き受ける人がいないので困る」と地域の声を聴いて民生委員になったそうです。コロナ対策にも気を配られながら、地域や住人のために、今できることを考え実行し続ける姿勢に頭が下がります。



11/18 第52回沖縄県公民館研究大会

第52回沖縄県公民館研究大会中部大会が中城村で行われました。今大会は「活力ある地域づくりを目指して～社会の変化に即した公民館の役割」をテーマに対面と遠隔のハイブリットで実施されました。本市は、陽迎橋自治公民館の知花聡館長が第2分科会「公民館と学校・家庭との連携のあり方」で、「輝く未来へ子ども育成に支援全力」と題し、10年間の子ども支援活動について発表しました。また、優良自治公民館及び公民館優良職員として安波茶自治公民館比嘉政喜館長が表彰されました。



浦添八景

ってなあに?水彩画にチャレンジ

7/29・8/1 夏休み講座

1日目 講師: ^{うんてん まさのり} 運天 政徳氏 (浦添市美術館友の会) 1日目・2日目 ^{やまだ たけし} 山田 武氏 (沖縄みずえの会)



子ども達が浦添の歴史を学び、自分達のまちに関心を持ち、浦添八景を水彩画で表現することができた夏休み講座になりました。また、子どもたちの作品を浦添市美術館に展示して多くの人々に水彩画の魅力を知らせることができました。

スーパー中学生が魅力を伝授!

～あなたの知らない“けんこま”の世界～

8/14 夏休み講座



講師
^{てるや ひびき} 照屋 響氏
^{れい} 礼さん(港川中3年生)



けん玉とこまでパフォーマンスをする照屋親子を講師に迎え、けん玉の魅力や世界大会に挑戦した話を17人の親子が聞きました。「けん玉検定」に挑戦して、子ども達全員が級をもらうことが出来ました。「けん玉がうまくなって証書がもらえてうれしかった」や「好きなものを極められるすごさを感じた」など感想がありました。

あなたに伝えたい市民講座10/14

更年期を前向きに過ごそう

自分もまわ^り元気になる 講師:^{ささら ひてみ} 笹良 秀美氏



「更年期」の症状について正しい知識と対処法を知ることができました。対面と Zoom の同時開催でした。受講者から「笹良先生は等身大目線で話してくださるので理解しやすく心に染みます。」「明日から実践できることはすべてして、家族みんなが笑顔で過ごせるようにしたい。」

「パートナーを思いやることの大切さを感じました(男性)」などの感想が寄せられ、充実した講座となりました。

あなたに伝えたい市民講座ミニ10/21・28・11/4

「不登校」人で悩まず親もつながる」 講師:牛木 ^{うしき} 克彦氏



3回にわたり、不登校や行き渋りの子と向き合う保護者15名が、「多様なまなびFREE SCHOOL^{まるまる}〇〇がっこう」代表の牛木氏から学びました。親の価値観に子を当てはめるのではなく、「あなたはどうかしたいの?何がしたい?」と声かけをすることが子育てで大切だと学んだ受講者の声がありました。また、同じ悩みを持つ親同士、話し合う時間を持ったことで、孤独や不安を感じていた受講者は1人で悩まなくていいと安心したようでした。

復帰50年記念 平和を伝える講座 講師:喜舎場 ^{きしゃば} 宗正氏 知名 ^{ちな} 正男氏



11月23日(祝)に「平和を伝える講座」10代から80代の約70名の受講者が戦争体験者のはなし、語り継ぐ人のはなしを聴きました。「前田高地の激戦は知っていますが、自分の住む宮城のガマの事を初めて知りました。」「対面で語りたくないけれど、紙芝居なら語り継ぐことができる。皆、トラウマを抱えているという言葉が心の奥に響きました。」などの感想が寄せられました。

講座の後半には、知名さんが作成した5作品目の紙芝居に、小学生から80代までの4団体で生朗読をしました。「老若男女による心のこもった声で臨場感があつた。」などの感想が寄せられました。今回の朗読を録音、新しい作品を学校に届けることができそうです。



自主企画まなび助成制度 平和を伝える講座の本番における勉強会(朗読)

講師:嘉数 ^{かかず} 明美氏

メンバー 朗読会「道」、浦添ゆいゆいキッズシアター、人間各赫、平和を伝える朗読会



先生が熱心に伝えることの大切さを教えてました。



4団体が平和を伝える講座を前に朗読の勉強会を自分たちで企画し勉強しました。

「はじめましてのメンバー」で、同じことを目標に朗読について頑張っている様子が印象的でした。子どもたちからは、「最初は自分なりに読んでいたが、具体的なアドバイスをもらえて勉強になりました。話した人の見た景色や気持ちをリアルに伝えられるようにしたいです。」との感想が寄せられました。

自治公民館講座

自治公民館講座(講師謝礼金を公民館が負担)の申し込みをお待ちしてます!!公民館にお問い合わせください。



経塚自治会「三線講座」

7/5, 12, 19, 8/2

講師:玉城秀木氏

★茶山自治会「コグニサイズ」6月に4回講座を開催。講座を終え、参加者からの要望で自治会サークルとして立ち上がりました!

★神森自治会・三味線講座 7月~8月に5回の講座を開催。現在の三味線サークルに月1回ワンコインで先生が指導に来て下さることに!

★宮城自治会「星空観察会」8/4 夏の星座や土星の観察をしました。久しぶりのイベントに大人から子どもまで25人の参加がありました!

★県営沢岬高層住宅自治会「おりがみで脳トレ」

7/4・5・6に3回講座を開催。楽しく指先のトレーニング!七夕飾りを作り、ピロティ前に飾りました。



自治会訪問しました。次回をおたのしみに

【安波茶自治会】

9/12に安波茶自治会を訪問し、比嘉会長にご対応頂きました。よく中央公民館に「安波茶の御願所」の場所を尋ねる電話があるので聞きしたところ、「駐車場の奥に進んで左に進むと右手奥にあるよ」とのことでした。

【ニュータウン自治会】

9/5に訪問しました。水曜日は毎週、移動販売車が来るそうで、地域の方でにぎわっていました。泊のいゆまちはお刺身やお惣菜が並び、お豆腐やさんやカレー(隔週)のキッチンカーも来るそうです。

奥の屋根があると
ころが御願所。
左手には戦没者の
慰霊碑があります。



公民館にお店が
きてくれたら便利
だね~(*^^*)

🎄 公民館運営審議会 🎄

10月12日(月)に教育長参加のもと、令和4年度公民館運営審議会辞令交付式及び、第1回審議会を開催いたしました。さまざまな専門分野の方々からのご意見を伺いながら運営しています。

🎄 県公民館研究大会協賛金のお礼 🎄 46団体 11万7千円集まりました。
ご協力ありがとうございました。



(やすたけ)

公民館講座では当山を皆で歩き、自然・歴史を感じながら水彩画で表現しました。作品は、まつりや美術館に展示する予定です。水彩画の仲間作りもでき、この秋の宝物となりました。

利用者の方々は★公民館ミニまつり★に向けて、仲間と一丸となり展示に向けて頑張っていることと思います。

三年ぶりの展示を中心にしたまつりに、私たちも工夫を凝らしながら思い出に残るようにと考えてます。

編集後記



(受講者の水彩画より)



浦添市立中央公民館だより

第315号

令和4年12月発行

浦添市立中央公民館
〒901-2114
浦添市安波茶1丁目1番2号
電話:098-879-5503
FAX:098-879-5530
kominkan@city.urasoe.lg.jp

浦添市立中央公民館 分館
〒901-2131
浦添市牧港3丁目40番6号
電話・FAX:098-879-6640

令和4年度浦添市立中央公民館講座

いろいろ

『玄関掲示板に彩を』

築43年の浦添市立中央公民館。老朽化は止められないけれど、若いチカラと感性で古くなった公民館を内から明るく華やかにしたい、そんな想いから生まれた講座。玄関掲示板が変わっていく軌跡をご覧ください。



カラフルで明るくなった玄関。このウェルカムボードが利用者を
お出迎えし、今後の公民館をより活気づけてくれそうです♪

展示作品



ご参加ありがとうございます

THANK
YOU

サークル見学会



水彩画にチャレンジ 当山の石畳自然を描こう

11月の3日間の連続で、10代から80代の参加者が浦添八景の一つである当山の石畳の歴史をフィールドワークで学びました。自然を楽しみながら地域への愛着を深め、豊かな色彩表現で感性を磨き、公民館まつりや、美術館展示に向けて水彩画にチャレンジしました。



公民館まつり展示 12/3.4



浦添市美術館 水彩画展

12/21~25

公民館講座のご案内 ※要申し込み。詳細は879-5503(直通)まで！

ドリーム講座 夢を追いかけて ハンドボールと私	スマホ講座
1月22日(日)14~16時	2月14日(火)10~12時
3階 ホール	3階ホール

※子どもの力を伸ばすための「あなたに伝えたい市民講座」や「冬の星空講座」開催予定



浦添市立中央公民館だより



第316号令和5年3月発行

浦添市立中央公民館
〒901-2114
浦添市安波茶1丁目1番2号
電話:098-879-5503
FAX:098-879-5530
kominkan@city.urasoe.lg.jp

浦添市立中央公民館 分館
〒901-2131
浦添市牧港3丁目40番6号
電話・FAX:098-879-6640



今できるやりかたで「つどい・学ぶ・つながる」楽しさ

令和4年度は、コロナ禍3年目の中、今できるやりかたで「公民館ミニまつり2022」(12月3日・4日)を開催することができ大変うれしく思います。ミニまつりの企画に賛同し参加協力して下さった皆様(展示部門327人、サークル見学部門400人)に感謝申し上げます。コロナ禍でもできる方法はたくさんあることや人々がつどうことを楽しみにしていたことがわかり、あらためて社会教育の大切さを知る2日間でした。また、公民館利用者は、30378人(1月31日現在)で前年度より増えました。多くの皆様が、今できる方法で「つどい・学び・つながる」ことを楽しんでいる様子も伺えました。

社会教育推進の取り組みとして講師料を助成している自治公民館講座及び自主企画まなび助成制度を活用した講座も活発に行われました。自治公民館の皆様は62回の講座を開き、学ぶ・つながる楽しさをあじわっていました。自主企画まなび助成制度を活用しての市民の学習会は9団体の35回あり、地域の皆様の学ぶ意欲を感じることができました。これからも学ぶことで身も心もいきいきとし、生きがいを見つけ、さらに学びたいと思えるようなわくわくする社会教育を提供できたらと思います。浦添市立中央公民館へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

公民館長 長濱 京子



令和4年度 浦添市教育委員会表彰式 3年ぶりに盛大に行われる



下地教育委員

比嘉政喜 会長

2023年2月11日

🌸 安波茶自治公民館長 おめでとうございます 🌸

「浦添市教育の日」関連事業のひとつとして、本市の教育、文化、学術および体育・スポーツ等の振興発展に貢献し、その功績が顕著と認められる学校その他の教育機関・団体および個人を合わせた554名の表彰がアイム・ユニバースでこのホール大ホールにて行われました。

公民館系からは、安波茶自治公民館の比嘉政喜会長が長年にわたる社会教育活動の振興に貢献されたということで表彰されました。

2 | 浦添市立中央公民館だより「いきいき」第316号

ハンドボール日本伝来100年記念

1.22(日)夢をおいかけハンドボールと私

参加者38名 東江正作氏(琉球コラソン監督)

沖縄から日本や世界に羽ばたき、活躍してきた東江正作監督のハンドボールを通してのおはなしでした。幅広い年代の参加者からは「常に前向きで広い視野は、人生を豊かにし、自己成長につながるので見習いたい」「家族と同じ夢に向かって進むことがとても素晴らしい」といった感想がありました。

東京オリンピック出場の東江雄斗選手がサプライズで駆けつけ、参加者の質問に答える一幕もあり、充実した講座となりました。



東江正作 監督 東江雄斗 選手

2.14(火) スマホってなあに?セミナー

参加者10名 講師:スマホアドバイザー

スマホをまだ持っていないシニア対象にスマホの持ち方や画面タッチの操作から LINE や音声入力を体験しました。アドバイザーのわかりやすく丁寧な説明に「思ったより難しくなかった」や「これなら自分でも出来そう」と前向きな感想が寄せられました。



スマホ講座の様子

3.4(土)「月と木星・金星 きらびやかな冬の星座を探してみよう」参加者34名

講師:福里 美奈子氏(プラネタリウム操作技師)

「講師や浦添ほしぞらサポーターの説明の的確さと知識の深さに感銘を受ました。」「月や星座、惑星のおはなしを聞けて楽しかったです。」との感想がありました。



歴史にふれる館(港川)で星空と月の観察を満喫できました

3.9(木)あなたに伝えたい市民講座

10年後のわが子の姿を想像していますか?~子どもの潜在能力を引き出す「声のかけ方・かかわり方」参加者26名

講師:上原 美奈子氏 (フリーアナウンサー、キャリアコンサルタント)

変化が激しく予測不能の世の中で自分らしい生き方をする子になるための大人の関わり方、子どもの持っている力を引き出すためのヒントを26人の保護者が学びました。「褒めるではなく勇気づけ」や「同意ではなく共感が大切だということを知った」という声がありました。



グループワークでお互いの会話が盛り上がっていました

令和4年度 公民館講座実績
13講座28回 5741人が受講しました
ありがとうございました

令和4年度 自治公民館講座の実施報告

自治公民館名	講座名	合計人数
牧港	・終活について(相続)1回	12名
城間	・楽しい天文学教室 2回	57名
港川	・サンシンの作りを学ぶ・食と健康	87名
宮城	・星空観察会1回 ・英会話4回	66名
浦西	・琉球歌碑巡り 1回	25名
経塚	・三線教室4回 着付け講座 5回	66名
茶山	・コグニサイズ 4回 盆踊り3回	74名
浦城	・琉球舞踊「浜千鳥」5回	48名
神森	・三味線講座 5回	43名
浦添ニュータウン	・歌声サークル5回	178名
安川	・ドーナツ田芋パイ1回・毛糸帽子づくり2回・認知症1回	54名
県営沢岬高層住宅	・おりがみて脳トレ3回・スマホ講座2回 ・ひらやーちとくずもち作り講座2回	66名
小湾	・ヨガ講座(初級) 5回	37名

令和4年度の活動

自治会数 **13** 自治会

参加人数 **813人**

講座数 21講座 62回
次年度も、自治公民館講座の申し込みを5月1日より受付開始しております。中央公民館にご相談ください。



宮城 英会話

安川 毛糸帽子づくり



浦西 琉球歌碑巡り

自治公民館講座のようす 一部抜粋

★浦城自治会「琉球舞踊「浜千鳥」講座」1/20～5回 楽しく集い、琉舞の舞を習得し、それぞれの時間を楽しんでいる様子でした。さらに、琉舞を練習し、地域へのお披露目のチャンスを作っていきたいそうです。

★宮城自治会「英会話講座」12/27～4回 ネイティブな英語のヒアリングや会話やあいさつ、外国人に道を聞かれた時の説明など20代から70代と幅広い年代が参加し、楽しく交流ができました。次年度サークル活動を行う予定です。たのしみです。

★港川自治会「サンシンの作り方を学ぼう」1/28～3回 サンシンを一度バラバラにし、全体の仕組みと構造を知り、自分で手入れができるようになるという目標で延べ64人が参加しました。

★浦西自治会「琉球歌碑巡り」
3/9(木)25人のメンバーで、文化遺産である二見情話、汀間当、安波節の歌碑をバスで巡りました。三味線に合わせて合唱することで、野外でひさしぶりに声を張り上げ歌うことは心身のリフレッシュになったようでした。また、行く先々で交流、触れ合いもあり、有意義な時間を過ごしました。

🌸 浦添市水彩画サークルが公民館講座より誕生しました 🌸

「水彩画にチャレンジ 当山の石畳・自然を描こう」講座が昨年11月に行われ、公民館ミニまつり展示や、浦添市美術館展示を目標に受講者が参加し、有意義な時間とをともにしました。その後、受講者の皆さんは、社会教育推進課の【自主企画まなび助成制度】を利用して、美術だけでなく、画材となる浦添の史跡などを訪れ、まなびを深めていきました。そのメンバーが、さらに水彩画を学ぶためにサークルを結成しました。多くの皆さん水彩画の魅力を一緒にたのしみませんか。メンバー募集中です!

毎月第1・第3金曜日 19時～21時 場所:公民館分館第1研修室
講師:山田武氏 お問い合わせは公民館窓口へ



宮城地区慰霊碑のまえて



🌸 平和を伝える朗読会のメンバーによる宮城地域巡り 🌸

昨年度から活動している地域の「平和を伝える朗読会」(高校生から大人までの市民)が、社会教育推進課の【自主企画まなび助成制度】を利用して、戦争体験者の喜舎場宗正さんを講師に勉強会を実施しました。

平和への思いを受け継ぎ、未来へと語り継いでいくために、喜舎場さんの体験したおはなしをもとに、ガマ(防空壕)に入ったり、当時の情景を思い浮かべながら、戦場となった宮城地域を歩いたり、貴重な時間となりました。社会教育推進課から図書館と公民館のスタッフも参加しました。浦添市として平和を語り継ぐ企画に繋がるようにしたいと思います。

🌸 定期利用団体(サークル)「サンフラワー」活動終了 🌸

令和5年3月、28年間公民館で活動してきたサンフラワーの歴史が幕を閉じました。公民館まつりでは、素晴らしい生け花を飾って、まつりを盛大に盛り上げてくれました。また、定期的に、すてきなフラワーアレンジで公民館窓口を飾ってくれました。本当にありがとうございました。



賢くなれる卸神牛
(ごしんぎゅう)を撫でました。
～太宰府天満宮～

【編集後記】
令和4年度が終了する3月、多くの皆さまが胸ワクワクの春を迎えていることだと思えます。
4月から小・中・高校生の子どもと、春から大学生になる子の準備に追われている我が家です。コロナがまだ収束していない昨年4月、人目を気にしながら福岡の太宰府天満宮に合格祈願にいきました。新年度こそはみんなが自由に活動できたらと思っています。春からは、公民館も新たなスタッフが加わり、頑張りたいと思います。
「新たな学び」を考えながら皆さんと触れ合っていきたいです。
(分館やすたけ)

IV. 浦添市立中央公民館利用者 (団体・サークル)への支援

- 
- 1 浦添市立中央公民館利用団体登録制度について
 - 2 浦添市立中央公民館における社会教育関係団体登録要綱
 - 3 浦添市立中央公民館・分館のサークル活動に関する基準
 - 4 令和5年浦添市立中央公民館活動団体(登録団体・定期利用団体等)一覧表

IV-1 浦添市立中央公民館利用団体登録制度について

公民館利用団体登録制度は、浦添市立中央公民館及び分館にて活動されるサークル・各種団体の皆様の自主的で持続的な活動及び団体の円滑な運営等を支援し、活発な学習活動・社会教育に関する活動を推進するためのもので、要件をすべて満たしている団体が登録することができます。公民館利用団体として登録を受けると、「公民館利用団体登録証」が交付されます。

(1)登録の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月 31 日まで

(2)登録団体の種類・要件

定期利用団体

公民館を月1回以上利用し、学習活動を通じて学んだ成果を持続可能な地域づくりにつなげることを目的としている団体のことをいいます。

▼登録要件(定期利用団体登録要綱第2条より抜粋)

- ・ 公民館を定期的に月1回以上利用すること。
- ・ 自主的な学習活動を主たる目的とし、学んだ成果を持続可能な地域づくりにつなげている団体であること。
- ・ 構成員が5名以上であること。
- ・ 構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- ・ 代表者が市内在住者であること。なお、講師は代表者にはなれない。
- ・ 市民に広く開かれ、入会及び退会が自由であること。
- ・ 塾や各種教室のように講師が中心となって活動を行っていないこと。
- ・ 会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- ・ 公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- ・ 会員から徴収する会費は、主たる活動費に充て経理が明らかであること。
- ・ 講師への報酬は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準じ7千円以内であること。
- ・ 営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。
- ・ 会計及び団体情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

特定利用団体

補助金団体にはあたらないが、公民館を活動の拠点とし、社会教育に関わる事業を主たる目的としている公共的団体で、組織的かつ自主的な運営をする団体のことをいいます。

▼登録要件(特定利用団体登録要綱第2条より抜粋)

- ・ 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として活動をし、自主的な運営をする公共的団体であること。
- ・ 団体設立から1年を経過し、社会教育に関する実績があること。
- ・ 団体の組織や活動の目安となる規約、会計、事業計画等を備えていること。
- ・ 構成員が10名以上であること。
- ・ 構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- ・ 活動の拠点が浦添市立中央公民館であること。
- ・ 市民に広く開かれた団体であること。
- ・ 会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- ・ 公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- ・ 団体の代表者、役員又は構成員が、活動に起因する対価を得ることがないこと。
- ・ 営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。
- ・ 会計及び団体の情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

(3)登録における優遇措置

先行予約

一般利用者に先だって、**利用する月の2か月前**から利用申請を行うことができます。ただし、市の主催・共催事業や補助金団体の利用と重複している場合は、当該団体の利用が優先となります。

使用料金の減額適用

施設利用料金(室料のみ)を減額して使用することができます。本市の「公の施設の使用料設定にあたっての考え方」の受益者負担の原則に基づき、令和5年度より定期利用団体については全額免除から5割減額の適用となりました。

なお、冷房料については、条例に基づき減額の適用はありません。

IV-2 浦添市立中央公民館における社会教育関係団体登録要綱

浦添市立公民館における特定利用団体の登録等に関する要綱

令和4年 12 月8日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市立中央公民館及び浦添市立中央公民館分館(以下「公民館」という。)を利用する社会教育関係団体において、市民の主体的な学習活動を施設利用の側面から支援するため、登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録ができる団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1)社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として活動をし、自主的な運営をする公共的団体であること。
- (2)団体設立から1年を経過し、社会教育に関する実績があること。
- (3)団体の組織や活動の目安となる規約、会計、事業計画等を備えていること。
- (4)構成員が10名以上であること。
- (5)構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- (6)活動の拠点が浦添市立中央公民館であること。
- (7)市民に広く開かれた団体であること。
- (8)会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- (9)公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (10)団体の代表者、役員又は構成員が、活動に起因する対価を得ることがないこと。
- (11)営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。
- (12)会計及び団体の情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、公民館が実施する登録説明会に参加し、「浦添市立公民館登録団体申請書」(様式第1号)に次の書類を添えて公民館に提出しなければならない。

- (1)会則又は規約
- (2)役員及び会員名簿
- (3)活動計画及び報告書
- (4)予算書及び決算書

(登録の認定)

第4条 公民館は前条の申請書を受理し、登録基準を満たしているか審査を行い、登録された団体には「浦添市立公民館特定利用団体登録証」(様式第2-1号)を交付するものとする。

2 前項の登録の有効期間は年度の末日までとする。

(予約の優先)

第5条 登録を受けた団体は、利用する月の2か月前から施設の予約をすることができる。ただし、利用希望日が次と重複するときは、この限りではない。

(1)市の主催行事があるとき

(2)その他、特に公民館長が必要と認めるとき

(使用料の減免)

第6条 登録を受けた団体は、浦添市中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条に基づき、使用料の減免を受けることができる。

(登録内容の変更等)

第7条 登録申請書に記載された内容に変更が生じたときは、「浦添市立公民館登録団体変更届」(様式第3号)を公民館に提出しなければならない。

2 活動を解散したときは「浦添市立公民館登録団体取消届」(様式第4号)をすみやかに提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 公民館は、登録を受けた団体が次のいずれかに該当するときには、登録を抹消することができる。

(1)登録申請の内容や施設利用において虚偽があったとき

(2)登録の要件を欠くに至ったとき

(3)その他、登録団体としてふさわしくない行為等があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公民館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日より施行する。

浦添市立公民館における定期利用団体の登録等に関する要綱

令和4年 12 月8日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、浦添市立中央公民館及び浦添市立中央公民館分館(以下「公民館」という。)を定期利用する団体において、市民の主体的な学習活動を施設利用の側面から支援するため、登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録ができる団体は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1)公民館を定期的に月1回以上利用すること。
- (2)自主的な学習活動を主たる目的とし、学んだ成果を持続可能な地域づくりにつなげている団体であること。
- (3)構成員が5名以上であること。
- (4)構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- (5)代表者が市内在住者であること。なお、講師は代表者にはなれない。
- (6)市民に広く開かれ、入会及び退会が自由であること。
- (7)塾や各種教室のように講師が中心となって活動を行っていないこと。
- (8)会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- (9)公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (10)会員から徴収する会費は、主たる活動費に充て経理が明らかであること。
- (11)講師への報酬は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準じ7千円以内であること。
- (12)営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。
- (13)会計及び団体情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、公民館が実施する登録説明会に参加し、「浦添市立公民館団体登録申請書」(様式第1号)を公民館に提出しなければならない。

(登録の認定)

第4条 公民館は前条の申請書を受理し、登録基準を満たしているか審査を行い、登録された団体には「浦添市立公民館定期利用団体登録証」(様式第2-2号)を交付するものとする。

2 前項の登録の有効期間は年度の末日までとする。

(予約の優先)

第5条 登録を受けた団体は、利用する月の2か月前から施設の予約をすることができる。ただし、利用希望日が次と重複するときは、この限りではない。

- (1)市の主催行事があるとき
- (2)その他、特に公民館長が必要と認めるとき

(使用料の減免)

第6条 登録を受けた団体は、浦添市中央公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条に基づき、使用料の減免を受けることができる。

(登録内容の変更等)

第7条 登録申請書に記載された内容に変更が生じたときは、「浦添市立公民館団体登録変更届」(様式第3号)を公民館に提出しなければならない。

2 活動を解散したときは「浦添市立公民館団体登録取消届」(様式第4号)をすみやかに提出しなければならない。

(登録の抹消)

第8条 公民館は、登録を受けた団体が次のいずれかに該当するときには、登録を抹消することができる。

(1)登録申請の内容や施設利用において虚偽があったとき

(2)登録の要件を欠くに至ったとき

(3)その他、登録団体としてふさわしくない行為等があったとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公民館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日より施行する。

IV-3 浦添市立中央公民館・分館のサークル活動に関する基準

基準制定 平成21年3月16日
一部改正 平成24年2月28日
一部改正 平成28年2月1日
一部改正 平成29年12月15日
全部改正 令和5年1月11日

(目的)

第1条 浦添市立公民館定期利用団体(以下「登録サークル」という。)において、公民館施設を有効かつ公平に提供し、より健全な発展と学習グループとしての自主性の確立を図るため、活動について必要な事項を定めるものとする。

(登録サークルの基準)

第2条 ここでいう登録サークルは、次の要件を備えたものをいう。

- (1) 公民館を定期的に月1回以上利用すること。
- (2) 自主的な学習活動を主たる目的とし、学んだ成果を持続可能な地域づくりにつなげている団体であること。
- (3) 構成員が5名以上であること。
- (4) 構成員の半数以上の者が市内に居住、通勤又は通学する者であること。
- (5) 代表者が市内在住者であること。なお、講師は代表者にはなれない。
- (6) 市民に広く開かれ、入会及び退会が自由であること。
- (7) 塾や各種教室のように講師が中心となって活動を行っていないこと。
- (8) 会員の親睦交流のみを活動の目的としていないこと。
- (9) 公民館が主催する行事に積極的に参加できること。
- (10) 営利目的、政治的及び宗教的活動は行わないこと。

(会費等)

第3条 会員から徴収する会費は、主たる活動費に充て経理が明らかであること。会計の情報について、教育委員会から照会があったときは、その求めに応じること。

2 講師への報酬は、公民館が主催する講座の講師謝礼金の額に準じ2時間7千円以内であること。また、同一講師の活用は3サークル以内とする。

3 活動で使用する資料及び材料費は、講師等の利益にならないようにすること。

(施設の利用)

第4条 登録サークルとして公民館施設の使用を希望する場合は、次のことに留意し所定の手続きを行うこと。

(1) 1サークルの使用回数は原則として週1回以下で月4回を限度とし、1回の使用時間は2時間以内とする。

- (2)一般利用に先だって施設の予約をすることができる。ただし、市の主催・共催事業や補助金団体の利用と重複している場合は、当該団体の利用が優先とする。
- (3)使用する月の2か月前の初日(平日)から末日(平日)の期間内に「公民館利用許可申請書」を公民館窓口へ提出すること。1か月前からの申請については一般利用扱いとなり、減免適用は認めない。
- (4)変更(取消)については、使用する日の5日前までに手続きを行うこと。ただし、台風等の天災の場合はこの限りではない。

(公民館の支援)

第5条 公民館は登録サークルに対して、次の支援を行う。

- (1)施設の先行予約
- (2)施設使用料金(室料のみ)の5割減額適用
- (3)公民館発行物(公民館広報誌「いきいき」・サークル一覧等)への情報掲載
- (4)募集等館内掲示板の活用
- (5)備品倉庫の提供

(使用許可の取消)

第6条 公民館は次のいずれかに該当するときには、使用の許可を取消することができる。

- (1)登録申請の内容や施設利用において虚偽があったとき
- (2)登録サークルの要件を欠くに至ったとき
- (3)その他チケットや備品の販売の強要等、登録サークルとしてふさわしくない行為があったとき

(情報の開示)

第7条 公民館は、登録サークルに関する問い合わせがあった場合、活動内容、代表者及び担当者の氏名・連絡先、講師の氏名等について、第三者に情報提供することができる。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は公民館長が別に定める。

附 則

この基準は令和5年4月1日から実施する。

IV-4

Vol.3 令和5年7月3日作成

令和5年度 浦添市立中央公民館活動団体一覧表

(館報用)

登録 定期利用団体 | 本 館 浦添市安波茶一丁目1番2号 ☎098-879-5503

No.	団 体 名	学 習 分 野	活 動 日 時		場 所	代 講 表 者 師	人数
1	マンデーイングリッシュ	語学(英語)	月	19～21時	第1研修室	垣花 泰彦 ルビー・コンスタンシャ	10
2	マリオン英会話	語学(英語)	火	19～21時	第2研修室	比嘉 克政 松田 勝夫	6
3	英会話サークル ドゥリーム	語学(英語)	水	11～13時	視聴覚室	豊里 友一 Joan Tarbert	13
4	浦添英会話	語学(英語)	金	19～21時	第2研修室	親川 敦 Sunny大屋	7
5	韓国語サークルチング	語学(韓国語)	木	19～21時	第2研修室	新里 孝枝 真島 知秀	8
6	話し方サークル「水話会」	語学(話し方)	水	19～21時	幼児室	渡久山 朝一	10
7	てだこ話し方サークル	語学(話し方)	木	19～21時	視聴覚室	比嘉 千代子	16
8	語やびら沖縄語め会	語学(沖縄方言)	土 第1・3	15～17時	第2研修室	玉城 弘	10
9	秋津書道	茶道・書道(書道)	水	9～11時	第1研修室	与那嶺 美恵子 徳浜 純子	15
10	うらそえ結書の会	茶道・書道(書道)	水 第2	19～21時	第2研修室	川満 裕子 新里 利浩	6
11	紅香会	茶道・書道(書道)	木	11～13時	第1研修室	仲田 洋子 松田 征子	13
12	なつめ 棗	茶道・書道(茶道)	木	13～15時	和 室	金城 沙代子 新田 貞子	6
13	和敬の会	茶道・書道(茶道)	金	9～11時	和 室	平良 弘子 糸数 春子	6
14	民謡友の会	音楽実技(三線・民謡)	月	19～21時	幼児室	浅野 美和子 大宜見 肇	15
15	松葉会	音楽実技(三線・古典)	火	17～19時	第2研修室	友寄 正彦 玉城 秀木	11
16	ふれあい三線サークル	音楽実技(三線・民謡)	火	19～21時	パソコン室	又吉 憲次	9
17	辰ちゃんの会	音楽実技(三線・古典)	火	19～21時	視聴覚室	砂川 ハツ子 渡慶次 君子	8
18	三友会	音楽実技(三線・民謡)	火	19～21時	幼児室	渡部 幸男 福嶺 勝公	5
19	ふたふぁ会	音楽実技(三線・古典)	木	19～21時	幼児室	石原 定江 松川 亨	9
20	美ぎ島三線	音楽実技(三線・民謡)	木	19～21時	パソコン室	比嘉 良継 安田 昇	6
21	もみじ会	音楽実技(器楽・大正琴)	水	11～13時	第2研修室	玻名城 陽子 下地 美咲子	8

No.	団 体 名	学 習 分 野	活 動 日 時		場 所	代 講 表 示 者 師	人数
22	すみれ会	音楽実技(器楽・箏)	木	15～17時	視聴覚室	照屋 裕子 下地 美咲子	7
23	和箏の会	音楽実技(器楽・箏)	土 第2・4	13～15時	視聴覚室	与那覇 信子 —	11
24	アロハ・ウクレレ	音楽実技(器楽・ウクレレ)	月	11～13時	第1研修室	積 洋一 本村 隆	19
25	琉球かれん 仁和の会	音楽実技(器楽・琉球かれん)	月	13～15時	第2研修室	田畑 美代子 津嘉山 博美	8
26	ソニードギター合奏団	音楽実技(器楽・ギター)	火	19～21時	第1研修室	與那嶺 光國 —	20
27	琉球かれん ホルトの会	音楽実技(器楽・琉球かれん)	水	13～15時	第2研修室	仲宗根 サエ子 吉田 久美子	9
28	ウインズハーモニー	音楽実技(器楽・オカリナ)	水	19～21時	視聴覚室	前底 まさみ 系数 岩雄	14
29	ラルゴギターアンサンブル	音楽実技(器楽・ギター)	水	19～21時	第1研修室	比嘉 善昭 牧野 哲人	11
30	楼蘭・二胡の会	音楽実技(器楽・二胡)	土	11～13時	パソコン室	伊波 博茂 —	14
31	女声コーラス「ひまわり」	音楽実技(合唱・コーラス)	木	11～13時	ホール	与那覇 律子 玻名城 規子	27
32	歌声サークル ひだまり	音楽実技(合唱・コーラス)	木	13～15時	第1研修室	吉田 克己 池村 真弓	20
33	シークエンスダンスサークル	ダンス(社交ダンス)	月	11～13時	視聴覚室	池村 智江 新垣 美枝子	10
34	CCIダンスサークル	ダンス(社交ダンス)	火	19～21時	ホール	比嘉 順子 幸地 勲	20
35	浦添ダンスサークル	ダンス(社交ダンス)	水	19～21時	ホール	比嘉 繁男 玉那覇 強	17
36	エンジョイダンスサークル	ダンス(社交ダンス)	木	13～15時	ホール	玉城 栄子 新垣 美枝子	12
37	フラサークルプアマナ	ダンス(フラダンス)	金	11～13時	第1研修室	佐久本 幸子 金城 三枝子	13
38	てだこフォークダンス同好会	ダンス(フォークダンス)	金	19～21時	ホール	玉城 妙子 池宮城 一郎	12
39	てだこダンスサークル	ダンス(社交ダンス)	土	11～13時	ホール	新垣 康秀 富田 和枝	17
40	ディスコステップ ミュージックフラッシュ	ダンス(ディスコダンス)	土	17～19時	第1研修室	平良 恵子 長田 純子	8
41	シャルウィダンス普及会	ダンス(社交ダンス)	土	19～21時	ホール	真栄平 浩 —	6
42	ひまわりの会	芸能(琉球舞踊)	月	13～15時	第1研修室	石川 初江 久手堅 一子	10
43	琉舞サークルコスモスの会	芸能(琉球舞踊)	水	13～15時	第1研修室	玻名城 清美 久手堅 一子	11
44	デイゴの集い	芸能(琉球舞踊)	金	11～13時	視聴覚室	西原 廣子 —	9

No.	団 体 名	学 習 分 野	活 動 日 時		場 所	代 講 表 者 師	人数
45	浦添市民踊団体連絡協議会	芸能(民舞)	水 第1・4	11～13時	ホール	銘苅 カナ子 —	30
46	てだこ朗吟会	芸能(詩吟)	月	9～11時	幼児室	金城 明美 玻名城 陽子	5
47	浦添吟友会	芸能(詩吟)	火	9～11時	第2研修室	玻名城 英僊 城間 末子	7
48	東吟会	芸能(詩吟)	月	11～13時	第2研修室	真栄田 明子 町田 正子	6
49	てだこ詩吟研究会	芸能(詩吟)	土	11～13時	第2研修室	砂川 盛栄 城間 末子	13
50	しきなみ短歌浅野浦	俳句・短歌(短歌)	土 第2	9～11時	第1研修室	大城 弘子 兼久 友子	16
51	タズ子ちぎり絵	美術実技(ちぎり絵)	土	9～11時	第2研修室	與那覇 順子 宮良 タズ子	10
52	お絵描き会	美術実技(絵画)	日	11～13時	第1研修室	渡慶次 君子 —	8
53	袋物サークル「さざなみ」	手工芸(袋物)	月	9～11時	第1研修室	玉城 隆子 川満 栄子	14
54	飾り花サークル	手工芸(飾り花)	水	9～11時	幼児室	石原 定江 玉代勢 英	10
55	てだこ陶芸サークル	手工芸(陶芸)	土	13～15時	第3研修室	比嘉 弘美 仲宗根 健雄	10
56	デジタルアーツ	情報・IT(パソコン)	火	9～11時	パソコン室	嘉陽 宗治 上原 聡	8
57	パソコン勉強会	情報・IT(パソコン)	水	13～15時	パソコン室	上原 實 崎浜 勇	11
58	ヨーガプレマ	体操(ヨガ)	月	19～21時	和 室	宮城 規枝 高良 梨恵子	6
59	健康体操自彊術浦添	体操(自彊術)	水	13～15時	視聴覚室	比嘉 明美 喜舎場 英夫	14
60	浦添ヨガ愛行会	体操(ヨガ)	土	9～11時	視聴覚室	仲西 宏子 山城 佳美	12
61	ストレッチクラブ	体操(ストレッチ)	土	9～11時	和 室	宮城 百合子 —	6
62	浦添ほしぞらサポーター	天体観測(星空観測)	水 第1・3	19～21時	パソコン室	濱井 義則 —	5
63	筑	和裁・着付け(着付け)	木	11～13時	和 室	金城 沙代子 新田 貞子	6
64	朗読会「道」	読み聞かせ(朗読)	金	19～21時	視聴覚室	狩俣 イソ 嘉数 明美	12
65	3時のおやつ	料理・食品(パン・お菓子)	火 第3	9～13時	料理実習室	銘苅 なみ子 —	13
66	韓国料理オモ二(お母さん)	料理・食品(韓国料理)	水 第4	19～21時	料理実習室	安谷屋 尚枝 新里 考枝	5
67	ぬちぐすい	料理・食品(野草料理)	金 第2	10～13時	料理実習室	照屋 稔恵 新垣 行康	15

No.	団 体 名	学 習 分 野	活 動 日 時		場 所	代 講 表 者 師	人数
68	わくわく薬膳Café	料理・食品(薬膳料理)	日 第1	9～13時	料理実習室	田畑 利枝子 高吉 ルミ子	10

登録 定期利用団体 | 分 館 浦添市牧港三丁目40番6号 ☎098-879-6640

No.	団 体 名	学 習 分 野	活 動 日 時		場 所	代 講 表 者 師	人数
1	スペイン語サークル "アレグリア"	語学(スペイン語)	水	19～21時	第1研修室	島袋 重雄 又吉 パトリシア	12
2	浦添市民合唱団	音楽実技(合唱・コーラス)	金	10～12時	ホール	渡久山 越子 古謝 奈美子	13
3	女声合唱団「スウィング」	音楽実技(合唱・コーラス)	火	10～12時	ホール	儀保 弘子 野原 樹子	23
4	アンサンブルコーラス いじゅの会	音楽実技(合唱・コーラス)	月	19～21時	第3研修室	永山 ひとみ 山田 健	9
5	ウインドミル	ダンス(社交ダンス)	月	13～15時	第3研修室	比嘉 美智子 新垣 美枝子	10
6	フレンドリーダンスサークル	ダンス(社交ダンス)	木 第1・2・3	13～15時	ホール	富名腰 美笑子 比嘉 ゆきえ	13
7	浦添市水彩画サークル	美術実技(水彩画)	金 第1・3	19～21時	第1研修室	仲程 昭子 山田 武	6

浦添市子ども文化連盟 太陽樹 加盟団体

No.	団 体 名	学 習 分 野	活 動 日 時		場 所	代 議 表 者 師	人数
1	鼓衆 若太陽	芸能(太鼓)	火木 土 隔週	19～21時 15～17時	分 館 ホール	外間 則光 —	51
2	浦添少年少女合唱団	音楽実技(合唱・コーラス)	土	15～17時	本 館 ホール	鶴淵 信子 友利 有里枝	21
3	浦添ゆいゆいキッズシアター	音楽実技(演劇)	日	9～11時	分 館 ホール	赤峯 尚美 岸本 尚泰	25
4	浦添市ジュニアストリングス	音楽実技(器楽・弦楽器)	日 第3	9～11時	分 館 第3研修室	宮城 むつみ 阿波根 由紀	15

■ 社会教育関係団体

No.	団 体 名	活 動 場 所
1	浦添市てだこ学園	本 館 2F(事務局)
2	浦添市PTA連合会	本 館 3F(事務局)
3	浦添市子ども会育成連絡協議会	本 館 3F(事務局)
4	浦添市こども文化連盟 太 陽 樹	本 館 3F(事務局)
5	ガールスカウト 沖縄県連盟第1団	本 館 2F(第1研修室) 第3土曜 9:00～11:00

V. 公民館審議会・協議会関係

- 1 浦添市立中央公民館運営審議会
- 2 浦添市自治公民館長連絡協議会
- 3 那覇地区公民館連絡協議会
- 4 沖縄県公民館連絡協議会
- 5 公民館研究大会及び機関誌に関するワーキングチーム
- 6 那覇地区社会教育指導員連絡協議会
- 7 沖縄県社会教育指導員連絡協議会

V-1 浦添市立中央公民館運営審議会

館長の諮問機関として、識見を有する学校教育・社会教育・家庭教育等の関係者や学識経験者等10名以内で構成。公民館の運営や各種事業について、幅広い意見を聴取する。

任 期 | 令和4年8月1日～令和6年7月31日(2カ年)

審議委員 ※令和5年6月23日現在

氏 名	分 野	所属等
大城 喜江子	地域づくり 児童福祉	一般社団法人まちづくりうらそえ 代表理事
浦 崎 修	社会福祉	HOD おきなわ 代表
安座間 俊一	学校教育 社会教育	沖縄県教育庁 働き方改革推進課
稲 垣 暁	学識経験者 地域防災	沖縄国際大学・沖縄大学 特別研究員 一般社団法人災害プラネットおきなわ 代表理事
加藤 洋子	家庭教育	浦添市てだこ未来応援居場所作り運営団体 はっぴーていだクラブ 会長
上原 倫昌	自治公民館活動	浦添市自治公民館長連絡協議会 事務局 浦添ニュータウン自治会 会長
上 原 毅	学校教育	浦添市立内間小学校 校長
有賀 恵里	地域学校 協働活動	浦添市立宮城小学校 地域学校協働活動推進員

浦添市立中央公民館運営審議会規則

平成24年3月30日

教育委員会規則第3号

改正 平成30年2月9日教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例(平成24年条例第12号)第17条に規定する、浦添市立中央公民館運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(平30教委規則2・一部改正)

(委員長および副委員長)

第2条 審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長の任期は、2年以内とする。

3 委員長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、公民館長又は委員長が招集する。

2 会議の開催は、年3回以内とする。

3 会議は、在籍委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(表決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育部中央公民館において処理する。

(雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月9日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

V-2 浦添市自治公民館長連絡協議会

令和5年度 役員

役 職 名	氏 名	自 治 会 名	中 学 校 区
会 長	我 部 政 義	浦添ハイツ	浦添中
副会長	楨 田 正 法	グリーンハイツ	浦添中
事務局	上 原 倫 昌	ニュータウン	浦添中
理 事	石 川 仁 孝	前田	浦添中
理 事	宮 城 直	城間	仲西中
理 事	安 里 真 弥	内間	神森中
理 事	又 吉 隆	牧港	港川中
理 事	与 儀 秀 樹	マチナトタウン	港川中

監 事	新 垣 有 三	西原二区	浦西中
-----	---------	------	-----

顧 問	長 濱 京 子	中央公民館館長
-----	---------	---------

令和4年度 活動報告

浦添市自治公民館長連絡協議会

月 日	活 動 内 容
5 月 27 日 (金)	会計監査 令和4年度活動報告・決算書(ニュータウン自治公民館)
5 月 27 日 (金)	理事会 令和4年度総会に上程のための議案審議
5 月 27 日 (金)	令和4年度総会 ※コロナウイルス感染拡大により書面表決
5 月 31 日 (火)	令和4年度那覇地区公民館連絡協議会理事会・総会(那覇市中央公民館)
5 月 31 日 (火)	令和4年度沖縄県公民館連絡協議会理事会・総会(西原町立中央公民館)
7 月 5 日 (火)	理事会 第44回全国公民館研究大会(第73回九州大会含む)
7 月 5 日 (火)	理事会 優良自治公民館等表彰 優良職員
8 月 30 日 (火)	第44回全国公民館研究集会 第73回九州地区公民館研究大会鹿児島大会(不参加)
9 月 30 日 (火)	浦添市自治公民館長レクレーション研修会 ※コロナウイルス感染拡大中止
11 月 18 日 (金)	第52回沖縄県公民館研究大会中部大会(中城吉の浦会館) 令和4年度沖縄県優良自治公民館表彰 安波茶自治公民館 優良職員 比嘉正喜(安波茶自治公民館長) 事例発表 第二分科会「公民館と学校・家庭との連携のあり方」 発表者 知花聡(陽迎橋自治公民館長)
5月～令和5年2月	自主研修会(各中学校区にて実施) 自治公民館講座の実施及び支援

令和5年度 活動方針

1. 本年度の事業は、主に組織活動の基本的事項等について活動し、組織の充実を図る。
 - ① 各自治会は、自治公民館活動の円滑な運営に資する「情報交換等」を中心に行う。
 - ② 各自治公民館における青少年全育成事業等の充実化を図る。
 - ③ 自治公民館に関する「実態調査」及び「運営の手引き」の活用等。
2. 地域住民の生涯学習支援を図る為、浦添市教育委員会、特に中央公民館との連携のもとに指導助言、支援を要請する。
3. 理事会は、自治会長会役員会と連携し、整合性を図って事業を行う。
4. 各種公民館研究大会とうに代表を派遣し、館長としての志室の向上を図り新法にもとづく制度の理解を深め、新しい視点により自治公民館活動の充実・発展に寄与することを共に学ぶ。

令和5年度 事業計画

浦添市自治公民館長連絡協議会

月 日	活 動 内 容
5 月 17 日 (水)	会計監査 R5年度活動報告・決算書(西原自治公民館)
5 月 17 日 (水)	理事会 総会議案審議(ニュータウン自治公民館)
5 月 22 日 (月)	令和5年度総会 R4年度活動報告・決算書・令和5年度事業計画・予算(案)
5 月 26 日 (金)	令和5年度那覇地区公民館連絡協議会理事会・総会(那覇市中央公民館)
5 月 31 日 (水)	令和5年度沖縄県公民館連絡協議会理事会・総会(南風原町立中央公民館)
7 月 5 日 (水)	理事会 第45回全国公民館研究集会(第74回九州大会含む)
7 月 5 日 (水)	理事会 優良自治公民館等表彰 優良職員
8 月 24 日 (木)	第45回全国公民館研究集会 第74回九州地区公民館研究大会長崎大会
9 月 17 日 (日)	浦添市自治公民館長レクレーション研修会
11 月 17 日 (金)	第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会(石垣市)
12 月 7 日 (火)	報告会等
時 期 未 定	那覇地区公民館連絡協議会研修会
5 月 ~ 令和5年2月	自治公民館講座の実施及び支援

浦添市自治公民館長連絡協議会会則

第1章 総則

- 第1条 この会を浦添市自治公民館長連絡協議会と称し、事務局は事務局長所属の自治公民館内に置く。
- 第2条 この会は、浦添市内の各自治公民館長をもって組織する。
- 第3条 この会は、各自治公民館相互の連絡提携と自治公民館活動の振興発展を図り、地域づくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 自治公民館相互の情報交換
 - (2) 各種研修集会(大会、研修会等)の開催
 - (3) 自治公民館に関する調査研究
 - (4) 先進地等の視察
 - (5) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

- 第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 理事 1名
- (6) 監事 1名

- 第6条 役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 会長は、理事会で選出する。
- (2) 副会長、事務局長、会計は会長が委嘱する。
- (3) 理事は、各中学校区から1名推薦し、総会で承認を得る。
- (4) 監事は、理事会で推薦し、総会で承認を得る。

- 第7条 役員の任期は、次の通りとする。

- (1) 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 役員の欠員が生じたときは、前任者の在任期間とする。

- 第8条 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、この会の事務を処理する。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理する。

- (5) 理事は、理事会を構成し、この会の重要事項を審議、会務を執行する。
- (6) 監事は、この会の会計を監査する。

第9条 この会に、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第4章 会議

第10条 この会の会議は、次の通りとし会長が招集し議長となる。

- (1) 総会
- (2) 理事会

第11条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議承認する。また、必要に応じて臨時に開くことができる。

- (1) 会則の制定改廃
- (2) 年度事業計画及び予算
- (3) 年度事業報告及び決算
- (4) 役員の承認
- (5) その他重要事項

第12条 理事会は、この会の企画、執行に当たり必要に応じて開くことができる。

- (1) 予算、決算の審議
- (2) 事業計画の審議
- (3) 役員の選任
- (4) その他、公民館事業に関係する必要な重要事項

第5章

第13条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第14条 この会の会計は、毎年4月1日の始まり翌年の3月31日に終わる。

第5章 雑則

第15条 この会の会則に定めるもののほか必要事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附則

この会則は、平成14年7月29日から施行する。

V-3 那覇地区公民館連絡協議会

令和5年度 那覇地区公民館連絡協議会役員

役職名	市町村名	職名	所属機関名	所属機関所在地
		氏名	連絡先	E-mail
会長	浦添市	館長 長濱 京子	浦添市立中央公民館 Tel 098-879-5503 Fax 098-879-5530	〒901-2501 浦添市安波茶1-1-2 soedu@city.urasoe.lg.jp
副会長	那覇市	館長 砂川 龍也	那覇市中央公民館 Tel 098-917-3442 Fax 098-835-4707	〒902-0064 那覇市寄宮1-2-15 41262TATU@city.naha.lg.jp
副会長	久米島町	課長 宮里 みかよ	久米島町教育委員会 教育課 Tel 098-985-2287 Fax 098-996-2254	〒901-3121 久米島町字嘉手苅542番地 mk-mivazato@town.kumejima.lg.jp
監事	那覇市	主査 仲村 美紀	那覇市教育委員会 生涯学習課 Tel 098-917-3502 Fax 098-917-3521	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 65978MIKI@city.naha.lg.jp
監事	浦添市	係長 田場 尚子	浦添市教育委員会 社会教育推進課 社会教育協働係 Tel 098-876-1305(課直通) Fax 098-879-5530	〒901-2114 浦添市安波茶1-1-2 浦添市立中央公民館 soedu@city.urasoe.lg.jp
理事	那覇市	主幹 奥濱 真	那覇市中央公民館 Tel 098-917-3442 Fax 098-835-4707	〒902-0064 那覇市寄宮1-2-15 53023SIN@city.naha.lg.jp
		会長 池原 興一	首里崎山町自治会 Tel 098-884-4886(自宅) Fax 同左	〒903-0814 那覇市首里崎山町2-24
		会長 上原 博	小禄地区自治会連合会 Tel 098-857-0086 Fax 098-857-0510	〒901-0153 那覇市字榮原4-2-2 那覇市役所小禄支所内 hiro555xxx@ezweb.ne.jp
	浦添市	館長 我部 政義	浦添ハイソ自治公民館 Tel 098-877-1633(自宅) Fax 同左	〒901-2103 浦添市仲間1-15-8
		館長 又吉 隆	牧港自治公民館 Tel 098-879-6373 Fax 同左	〒901-2131 浦添市牧港1-4-6
		主査 與那嶺 英樹	浦添市教育委員会 社会教育推進課 公民館係 Tel 098-879-6640 Fax 同左	〒901-2131 浦添市牧港3-40-6 浦添市立中央公民館分館 soedu@city.urasoe.lg.jp
	久米島町	主査 當間 和明	久米島町教育委員会 教育課 Tel 098-985-2287 Fax 098-996-2254	〒901-3121 久米島町字嘉手苅542番地 k-touma@town.kumejima.lg.jp
	南大東村	主事 知念 慧	南大東村教育委員会 教育課 Tel 09802-2-2531 Fax 2-2557	〒901-3895 南大東村字南144番地1 satoshi-c@vill.minamidaito.lg.jp
	北大東村	課長 知花 操	北大東村教育委員会 教育課 Tel 09802-3-4138 Fax 09802-3-4358	〒901-3992 北大東村字中野218番地 misao.c@vill.kitadaito.lg.jp
総会出席者	那覇市	館長 富村 奈央	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館 Tel 098-917-3443 Fax 098-867-0343	〒902-0067 那覇市安里2-1-1 59161NAO@city.naha.lg.jp
		館長 宮平 佳樹	那覇市首里公民館 Tel 098-917-3445 Fax 098-885-2063	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-8-2 58351YOSI@city.naha.lg.jp
		館長 小渡 美奈	那覇市小禄南公民館 Tel 098-917-3444 Fax 098-858-0220	〒901-0145 那覇市高良2-7-1 50539MINA@city.naha.lg.jp
		館長 大城 義智	那覇市石嶺公民館 Tel 098-917-3447 Fax 098-835-5102	〒903-0804 那覇市首里石嶺町2-70-9 41866YOSI@city.naha.lg.jp
		館長 宮城 潤	那覇市若狭公民館 Tel 098-917-3446 Fax 098-869-8624	〒900-0031 那覇市若狭2-12-1 mivagi@cs-wakasa.com
		館長 南 信乃介	那覇市繁多川公民館 Tel 098-917-3448 Fax 098-835-4903	〒902-0071 那覇市繁多川4-1-38 10000idobata@gmail.com
	浦添市	館長 上原 倫昌	浦添ニュータウン自治公民館 Tel 098-877-7636 Fax 098-877-7636	〒901-2114 浦添市安波茶1-13-9
		館長 楨田 正法	浦添グリーンハイツ自治公民館 Tel 098-874-5977 Fax 同左	〒901-2102 浦添市前田862-219
	久米島町	社会教育指導主事 金城 七奈	久米島町教育委員会 教育課 Tel 098-985-2287 Fax 098-996-2254	〒901-3121 久米島町字嘉手苅542番地
事務局	浦添市	係長 大浜 暢明	浦添市教育委員会 社会教育推進課 公民館係 Tel 098-876-1305(課直通) Fax 098-879-5530	〒901-2114 浦添市安波茶1-1-2 浦添市立中央公民館 soedu@city.urasoe.lg.jp

令和4年度 那覇地区公民館連絡協議会 事業報告

年月	実施事業	備
5月	令和4年度那覇地区公民館連絡協議会 理事会および総会の 日時:令和4年5月31日 火 :那覇市中央公民館ホール ①理事会 10:30~11:15 ②総会 11:15~11:45	参加者:9 委 :12 委 なし :1
面 中止 9月 配信 11月 ~12 月	「第44回全国公民館研究集会・第73回九州地区公民館研究大会鹿児島大会」 ※9月1日~2日に 予定 った 面 については、新 コロナウイルス感染拡大の により中止。画配信にて 。視聴期間:11月10日~12月10日 沖縄県 当 第2分科会「家庭教育支援」 事例発表「な 公民館 家庭教育として発信したの ~「不 校」と「きこもり」について ~」 発表者:川間 子(那覇市牧志 前 し ら公民館 会教育指導員) 表彰 全国公民館連合会表彰関 優良職員表彰:宮城 (那覇市 公民館 館長) 年 職員表彰: 子(那覇市 川公民館 副代表) 年 職員表彰: 子(那覇市 公民館 指導員)	現地派遣は中止
	令和4年度那覇地区公民館連絡協議会研修会 中止 (新 コロナウイルス感染 感染予 のため)	
11月	第52回沖縄県公民館研究大会中部大会 日時:令和4年11月18日(金)10 00~15 45 :吉の浦会館、中城 役 那覇地区 当 第2分科会「公民館と学校・家庭との連携のあり方」 実 発表1「く未 子 も育成に支援全 ~陽迎橋自治会の子 も支援活動~」 発表者 知花 聡 浦添市陽迎橋自治公民館 館長) スタ 導 舞台 : 川 那覇市中央公民館 館長) 第1分科会運営連絡 : 山 嘉仁(那覇市石 公民館 主 公民館主事) 第2分科会運営連絡 :大 明 浦添市教育委員会 長 第2分科会 会者: 大治 那覇市 南公民館 主 公民館主事 表彰 優良公民館 安波茶自治公民館 優良職員 比嘉 政喜 安波茶自治公民館 、新里 子 那覇市教育委員会生涯学習	

令和5年度 那覇地区公民館連絡協議会 事業計画（案）

年月	事業計画(予定)	沖公連・九公連関（予定）
令和5 年 4月		第1回九公連会長会 理事会 14日：長崎県
5月	令和4年度那覇地区公連監査(22日) 理事会・総会議決(26日)	第1回沖公連理事会(15日) 沖公連総会(31日) 沖縄県公民館関係者研修会 31日
6月		第1回沖縄県公民館研究大会実行委員会 —ング会議 30日) 公民館職員 講座(科 主) 全公連定時総会 7日
7月		
8月	第2回理事会	第2回沖公連理事会(31日) 第2回九公連会長会 理事会 23日：長崎県 第44回全国公民館研究集会・第73回九州公民 館研究大会長崎大会(24日～25日)
9月	↑	第2回沖公連 —ング会議(14日) 沖縄県公民館職員研修会 調整中
10月	那覇地区公民館連絡協議会研修会 ※ 会教育指導員の研修と共 実施予定	第3回沖公連 —ング会議(6日) 第4回沖公連 —ング会議 (27日)
11月	↓	第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会(17 日)
12月		
令和6年 1月		第5回沖公連 —ング会議(11日) 九公連事務 当者会(大分県) 第35回全国公民館 ナー
2月		
3月		第3回沖公連理事会(6日)

那覇地区公民館連絡協議会会則

第1章 総則

第1条 本会は、那覇地区公民館連絡協議会と称し、事務所は会長が定める。

第2条 本会は、那覇市、浦添市、久米島町、南大東村、北大東村の教育委員会（公立公民館、自治公民館）をもって組織する。

第3条 本会は、那覇地区の公民館事業の普及、振興並びに公民館相互の連絡提携をはかることを目的とする。

第2章 事業

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公民館に関する調査研究をすること
- (2) 公民館職員の各種研究集会等を開催すること
- (3) 公民館関係者相互の情報交換に関すること
- (4) 沖縄県公民館連絡協議会に関すること
- (5) その他 目的を達成するために必要な事業を行うこと

第3章 役員

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(内1名は離島より)
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

第6条 会長、副会長は、理事会で選出する。

- 2 理事は、各市町村教育委員会関係者、公立公民館職員及び自治公民館関係者をもって充てるものとする。但し、各市町村の理事の定数は別に定める。
- 3 監事は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 5 顧問は、理事会で推薦し会長が委嘱する。

第7条 本会の役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事会は、本会の重要事項を審議し、会務を執行する。
- 4 事務局長は、本会の事務を処理する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

第4章 会議

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。但し、会議は会長が召集し議長となる。

第 10 条 総会は、年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員の承認
- (4) その他重要事項

2 総会は、理事及び各市町村の公立公民館、自治公民館の職員等をもって構成する。但し、各市町村から総会に出席する定数は別に定める。

第 11 条 理事会は、必要に応じて開催し次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 予算、決算
- (3) 会則の改廃
- (4) 役員の選任
- (5) その他重要事項

第 12 条 総会及び理事会は、定数の過半数(委任含む)が出席しなければ開催することができないものとする。

第5章 事務局

第 13 条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、その事務局は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名
 - 2 事務局員は、会長の承認を経て事務局長が委嘱する。
 - 3 事務局長及び事務局員は、会長の命により事務を処理する。

第6章 会計

第 14 条 本会の経費は、各市町村の負担金、補助金、寄付金及びその他収入をもってこれに充てるものとする。

2 各市町村の負担金の額は、別に定める。

第 15 条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

第 16 条 本会の会則に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

付 則カイ

本会の各市村負担金は、昭和62年度に限りこれを徴収しないものとする。但し、同条は昭和63年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この会則は、昭和62年5月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成14年5月13日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年6月19日から施行する。

付 則

この会則は、平成28年5月30日から施行する。

令和5年度 役員

会 長	山城 良嗣	沖縄県公民館連絡協議会	会 長 (那覇市教育委員会 教育長)
副 会 長	平田 勝男	石垣市自治公民館連絡協議会	会 長 (石垣市登野城字会 会長)
	神里 智	南部地区公民館連絡協議会	会 長 (南風原町立中央公民館 館長)
	長濱 京子	那覇地区公民館連絡協議会	会 長 (浦添市立中央公民館 館長)
理 事	吉田 正志	北部地区公民館連絡協議会	会 長 (名護中央公民館 館長)
	米須 邦雄	北部地区公民館連絡協議会	副会長 (大宜味村教育委員会 教育長)
	玉那覇敦也	中部地区公民館連絡協議会	会 長 (西原町中央公民館 館長)
	町田 優	中部地区公民館連絡協議会	副会長 (嘉手納町中央公民館 館長)
	美里 直樹	中部地区公民館連絡協議会	副会長 (うるま市生涯学習・文化振興センター 館長)
	砂川 龍也	那覇地区公民館連絡協議会	副会長 (那覇市中央公民館 館長)
	宮里みかよ	那覇地区公民館連絡協議会	副会長 (久米島町教育委員会 課長)
	真栄里美保	南部地区公民館連絡協議会	副会長 (糸満市生涯学習支援センター 館長)
	福里 匡	宮古地区公民館連絡協議会	会 長 (宮古島市中央公民館 館長)
	新里 光聖	宮古地区公民館連絡協議会	副会長 (宮古島市上野公民館 館長)
	眞謝 隆一	竹富町自治公民館連絡協議会	会 長 (竹富町干立浦公民館 館長)
	崎枝 和成	与那国町自治公民館連絡協議会	会 長 (比川自治公民館 館長)
監 事	松田 末子 (北部地区公民館連絡協議会)		
	大城 章 (中部地区公民館連絡協議会)		
事務局長	米須 薫子	(沖縄県教育庁生涯学習振興課 課長)	
事務局次長	松茂良尚哉	(沖縄県教育庁生涯学習振興課 社会教育班 班長)	
事務局員	大城 太志	(沖縄県教育庁生涯学習振興課 社会教育班 社会教育主事)	
事務局員	森田 育代	(沖縄県公民館連絡協議会)	

【事務局】

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

生涯学習振興課内 (県庁 13 階)

Tel : 098-866-2746, Fax : 098-863-9547

E-mail : aa317004@pref.okinawa.lg.jp (代表)

: ooshirti@pref.okinawa.lg.jp (大城)

令和4年度会務・事業報告

月	沖縄県公民館連絡協議会 関係	文科省、全国・九州公民館連合会 関係
4		・九公連 第1回会長会・理事会(鹿児島県 4/14)
5	・会計監査(5/10) ・「社会を明るくする運動」沖縄県推進委員会《書面開催》 ・第1回沖縄県社会教育関係団体等連絡会【紙面開催】 ・第1回理事会 (5/18) ・総会 (5/31) ・沖縄県公民館関係者研修会 (5/31)	
6		・全公連定時総会 (6/8)
7	・第1回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 (6/14) ・CGG運動第1回沖縄県実行委員会 (7/6) ・第1回ワーキング会議(7/30)	
8	・第2回理事会(8/26)*オンライン開催	・九公連第2回会長会・理事会(オンライン開催 8/31)
9	・第2回ワーキング会議(9/30)	・第44回全国公民館研究集会・第73回九州地区公民館研究大会鹿児島大会 (9/1-9/2→録画配信 11/10-12/10) ・(東海北陸地区)富山大会 9/8-9/9 ・公民館職員専門講座(文科省主催) (9/12-9/17)
10	・第3回ワーキング会議(10/12) ・沖縄県公民館職員研修会 (10/25) ・第3回沖縄県社会教育関係団体等連絡会(10/28)	・北海道大会(10/20-10/21)/(東北地区)福島大会 10/13-14/(中国・四国地区)岡山大会 10/20-10/21/(関東甲信越静地区)茨城大会 10/27-10/28
11	・第4回ワーキング会議(11/12) ・第52回沖縄県公民館研究大会中部大会 (11/18)	・(近畿地区)和歌山大会 11/10
12	・CGG運動 強化月間	
1	・第5回ワーキング会議(1/31)	・九公連 事務担当者会 (長崎県 1/19) ・第34回全国公民館セミナー(1/11-1/13)
2	・第4回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 (2/7) ・沖縄県公民館職員研修会 (2/14) ・CGG運動第2回沖縄県実行委員会(2/14)	
3	・第3回理事会 (3/2) ・沖公連だより(第35・36合併号)発行	

令和5年度事業計画（案）

月	沖縄県公民館連絡協議会 関係	文科省、全国・九州公民館連合会 関係
4	・会計監査(4/26)	・九公連 第1回会長会・理事会(長崎県 4/14)
5	・第1回理事会 (5/15) ・「社会を明るくする運動」沖縄県推進委員会 (5/11) ・総会 (5/31) ・沖縄県公民館関係者研修会 (5/31)	
6	・第1回沖縄県社会教育関係団体等連絡会(6/12) ・CGG運動第1回沖縄県実行委員会 (6/12) ・第1回ワーキング会議(6/30)	・全公連定時総会 (6/7) ・公民館職員専門講座(文科省主催)* 予定
7	・第2回沖縄県社会教育関係団体等連絡会(7/13)	
8	・第2回理事会 (8/31)	・九公連第2回会長会・理事会(長崎県 8/23) ・第44回全国公民館研究集会・第73回九州地区公民館研究大会長崎大会 (8/24-8/25)
9	・第2回ワーキング会議(9/14) ・沖縄県公民館職員研修会 (調整中) ・沖公連だより (第37号) 発行	・(関東甲信越静地区)長野大会 9/28-9/29
10	・第3回ワーキング会議(10/6) ・第4回ワーキング会議(10/27)	・北海道大会(10/5-10/6)／(東北地区)宮城大会 10/13／(中国・四国地区)広島大会 10/12-10/13／(東海北陸地区)岐阜大会 10/20
11	・第3回沖縄県社会教育関係団体等連絡会(11/9) ・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会 (11/17)	・(近畿地区)兵庫大会 11/24
12	・CGG運動強化月間	
1	・第5回ワーキング会議(1/11)	・九公連 事務担当者会 (大分県) ・第35回全国公民館セミナー(1月)
2	・第4回沖縄県社会教育関係団体等連絡会(2/13) ・CGG運動第2回沖縄県実行委員会(2/13) ・沖公連だより(第38号)発行	
3	・第3回理事会 (3/6)	

沖縄県公民館連絡協議会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 本会は、沖縄県公民館連絡協議会と称し、事務局は会長が定める所に置く。

(目的)

第2条 本会は、県内公立公民館及び自治公民館等相互の連絡提携を図り、公民館活動の健全な発展及び社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、北部地区公民館連絡協議会、中部地区公民館連絡協議会、那覇地区公民館連絡協議会、南部地区公民館連絡協議会、宮古地区公民館連絡協議会及び八重山地区公民館連絡協議会(以下「各地区公連」という。)をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)公民館に関する調査研究に関すること
- (2)公民館職員の各種研究集会(研究大会・研修会等)の開催に関すること
- (3)公民館及び関係機関相互の情報交換に関すること
- (4)生涯学習情報等に関すること
- (5)会誌の発行及び会員相互の連絡に関すること
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 3名
- (3)理 事 15名以内
- (4)監 事 2名

(役員の選出)

第6条 会長は市町村教育長、副会長は「各地区公連」の会長の中から、理事会で選出する。

2 理事は「各地区公連」の会長、副会長の中から理事会で選出する。

3 監事は理事会で選出する

(役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 役員に欠損が生じたときには前条に準じ選出するものとし、補欠により選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 2 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時にはその職務を代行する。
- 4 理事は理事会において、議事を審議する。
- 5 監事は会計の監査にあたる。

第3章 会 議

(会議)

第9条 本会の会議は総会及び理事会とし、会長が招集し議事を進行する。

(総会)

第10条 総会は年1回以上開催し、次の事項を審議決定する。

- (1)会則の制定改廃
- (2)予算の審議及び決算の承認
- (3)役員の承認
- (4)その他重要事項
- 2 総会は、本会の役員のほか「各地区公連」の会長、副会長及び理事を以て構成する。
- 3 総会に関する議事規則は別にこれを定める。

(理事会)

第11条 理事会は、本会の会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じ開催し、次の事項を協議する。
- (1)予算・決算の審議
- (2)諸規則の制定改廃
- (3)その他の重要事項

(会議の開催)

第12条 総会及び理事会は、定員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数によって議決する。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、その事務局には次の職員を置く。

- (1)事務局長 1名
- (2)事務局次長 1名

(3)事務局員 若干名

- 2 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 事務局長次長及び事務局員は会長の承認を得て、事務局長が委嘱する。
- 4 事務局長は本会の事務を掌理し、事務局次長並びに事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務を分掌する。

(協議会事務補助職員)

- 第14条 会長は、必要に応じ本会の会計及び事務補助を担う職員を任免することができる。
- 2 前項の職員の任免及び勤務条件等に係る規則については、理事会の承認を経て会長が別に定める。

(会計)

- 第15条 本会の経費は各市町村の負担金、補助金、寄付金及びその他の収入を以てこれにあてる。

- 第16条 この会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(雑則)

- 第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は理事会の承認を経て会長が別に定める。

付 則

- この会則は、昭和62年5月30日から施行する。
- 平成20年6月6日から施行する
 - 平成24年6月8日から施行する(第4・5・8・9・13条改正)
 - 平成25年6月21日から施行する(第6・9条改正)
 - 平成26年6月13日から施行する(第6条改正)
 - 令和3年7月15日から施行する。

公民館研究大会及び機関誌に関するワーキングチーム

【メンバー】

番	地区	氏名	所属先	役職		連絡先
1	北部	マツダ スエコ 松田 末子	名護市地域経済部 地域力推進課	主査	Tel:	0980-53-5428
					Fax:	0980-53-5440
2	中部	タマナハ アツヤ 玉那覇 敦也	西原町教育委員会	課長	Tel:	098-945-3657
					Fax:	098-945-4016
3	那覇	ウエダ ヤスタカ 植田 康隆	那覇市教育委員会 (那覇市中央公民館)	主査	Tel:	098-917-3442
					Fax:	098-835-4707
4	那覇	オオハマ ノブアキ 大浜 暢明	浦添市教育委員会 (浦添市中央公民館)	係長	Tel:	098-876-1305
					Fax:	098-879-5530
5	南部	マエハラ アツシ 前原 敦	糸満市生涯学習 支援センター	副主査	Tel:	098-992-2869
					Fax:	098-995-2039
6	八重山	ヨセカワ カズヒコ 寄川 和彦	石垣市教育委員会	課長補佐	Tel:	0980-83-0373
					Fax:	0980-82-0294
7	八重山	コミ ヒサシ 古見 文志	竹富町教育委員会	課長補佐	Tel:	0980-87-6257
					Fax:	0980-82-0643
8	八重山	ムラマツ ミノル 村松 稔	与那国町教育委員会	課長補佐	Tel:	0980-87-2002
					Fax:	0980-87-2074

【事務局】

沖公連職名	氏名	所属先	役職
事務局長	コメス カオルコ 米須 薫子	生涯学習振興課	課長
事務局次長	マツモラ ナオヤ 松茂良 尚哉	〃 (社会教育班)	班長
事務局員	オオシロ タイシ 大城 太志	〃 (社会教育班)	社会教育 主事
事務局員	モリタ イクヨ 森田 育代	沖縄県公民館連絡協議会	

1 沖縄県公民館連絡協議会について

(1) 目的：沖縄県内公民館の連絡及び情報提供、公民館活動の振興を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(2) 組織

①構成：市町村設置の公民館及び公民館類似施設、自治公民館で組織された6地区の公民館連絡協議会（北部・中部・那覇・南部・宮古、八重山）で構成

②役員：会長1名（那覇市教育長が歴任）

副会長3名（那覇地区の会長1名及び各地区連2名）

理事：各地区連絡協議会の会長、副会長で構成（14名以内）

監事：2名

(3) 事務局

①構成：事務局長（県教育庁生涯学習振興課長）

事務局次長（社会教育班長）

事務局員1名（社会教育主事）が業務を担当

沖縄県公民館連絡協議会任用職員（事務補助）が1名配置（課に常駐）

②事業：公民館の調査研究、公民館職員の研究大会、公民館関係相互の情報交換、生涯学習情報等に関すること、その他目的を達成するのに必要な事業を行う。

(i) 総会を年1回開催する（令和5年度は5/31に開催）

(ii) 理事会を年3回開催

(iii) 地区公連と共催で県公民館研究大会を開催（各地区は持ち回り担当）

※令和5年度は八重山地区が担当し11月17日に研究大会を開催

(iv) 公民館関係者を対象に研修会を開催

(v) 沖公連機関誌『沖公連だより』を年2回発行

2 ワーキングチームについて（設置要項抜粋）

1 目的

- ・県公民館研究大会の分科会及び機関誌の内容について検討する

2 構成

- ・ワーキングチームメンバー（事務局を除く）は、北部地区1名、中部地区1名、那覇地区2名、南部地区1名の計5名（研究大会開催地区は増員できる）
- ・ワーキングチームメンバーは、地区公連より推薦を受け、沖公連会長が任命する
- ・宮古や八重山地区で県公民館研究大会が行われる場合は当地に同チームを設置

3 業務内容

- ・県公民館研究大会分科会の運営及び機関誌の内容について話し合う
- ・当日の県公民館研究大会の担当分科会を運営する（会場下見・調整含む）

令和5年度 ワーキングチーム活動計画（案）

令和5年6月30日

	日時・会議等	会場	内容
第1回会議	6月30日(金) 14:30～16:30	県庁13階 (第2会議室)	1 任命状交付式 2 ワーキング会議 (1)ワーキング班長選出 (2)話し合い ・令和5年度ワーキングチーム計画 ・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会について ① 開催要項の確認 ②全体会・分科会の説明 ・沖公連だより第37・38号について
第2回	9月14日(木) 14:30～16:30	南部合同庁舎 4階 (第2会議室)	・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会について ①発表原稿の確認 ②分科会進行・役割確認
第3回	10月6日(金) 14:30～16:30	県庁13階 (第2会議室)	・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会について ①最終原稿の確認 ②分科会(進行要領・シナリオ)
第4回	10月27日(金) 14:30～16:30	南部合同庁舎 4階 (第2会議室)	・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会について ①分科会(役割と進行、想定問答概要) ②全体会役割 ③会場確認(使用機器、配置及び動線の確認)
大会前日打ち合わせ	11月16日(木) 13:00～18:00 【参加者】 ◇発表者 ◇司会 ◇コーディネーター ◇運営係 ◇会場係	・石垣市民会館 ・石垣市商工会館	1 分科会運営責任者の挨拶 2 分科会について ①時程及び役割者(配置)の確認 ②分科会の進行ルールについて ③分科会テーマ・討議の柱の確認 ④発表の概要説明(発表者) ⑤討議・想定問答(シュミレーション) ⑥コーディネーター総括 ⑦パソコン・プロジェクター調整
第5回	1月11日(木) 14:30～16:30	南部合同庁舎 4階 (第2会議室)	・第53回沖縄県公民館研究大会八重山大会の総括 ・第54回沖縄県公民館研究大会南部大会について ①趣旨 ②テーマ

V-6 那覇地区社会教育指導員連絡協議会

令和5年度那覇地区社会教育指導員連絡協議会役員

職 名	氏 名	勤 務 先
会 長	安武 美穂	浦添市
副 会 長	片岡 ちあき	那覇市
理 事	瀬底 幸江	浦添市
書記・会計	濱元 三千代	浦添市
監 事	宮城 晴美	那覇市

(参考) 令和5年度沖縄県社会教育指導員連絡協議会那覇地区役員予定者

職 名	氏 名	勤 務 先
会 長	安武 美穂	浦添市
事務局	片岡 ちあき	那覇市
事務局	新里 史子	那覇市

令和4年度那覇地区社会教育指導員連絡協議会事業報告

月	那覇地区事業	那覇地区役員会	県事業
4月	4/25(月) 那覇地区社会教育指導員 連絡協議会総会&研修会 (ワールドカフェ)		4/25(月) 沖縄県社会教育指導員連絡協 議会総会(書面表決)
6月		6/28(火) 第1回 役員会 那覇市石嶺公民館	6/15(水) 第1回 役員会 ちやたんニライセンター
8月		8/24(水) 第2回 役員会 那覇市首里公民館 8/30(火) 第3回 役員会(リモート)	8/31(水) 第2回 役員会 沖縄市立中央公民館
10月		10/17(月) 第4回役員会 那覇市首里公民館	10/12(水) 沖縄県社会教育指導員連絡 協議会研修会 沖縄市立中央公民館 「ミラクルシティコザから見える 復帰50周年」
11月	11/21(月) 那覇地区社会教育指導員 連絡協議会研修会 「なはうらそえブラちょーび ん〜モノレールで空中散歩 〜」那覇と浦添を、歴史を通 して知る」ことを目的にモノレ ール沿線の歴史を学ぶ研修		11/7(月) 第3回 役員会 北谷町桑江区公民館
12月		12/26(月) 第5回 役員会 那覇市首里公民館	
2月			2/27(月) 第4回 役員会 沖縄市立中央公民館
3月		3/13(月) 第6回 役員会 令和4年度 監査 那覇市首里公民館	3/27(月) 第5回 役員会 ちやたんニライセンター
4月		4/12(水) 第7回 役員会 次年度総会について 新旧役員顔合わせ (浦添市立中央公民館分館)	
5月		5/8(月) 第8回 役員会 次年度総会(予算)について 那覇市石嶺公民館	

令和5年度那覇地区社会教育指導員連絡協議会事業計画(案)

月	那覇地区事業	那覇地区役員会	県事業
4月			4/26(水) 沖縄県社会教育指導員連絡協議会 総会
5月	5/15(月) 令和5年度那覇地区社会教育指導員連絡協議会総会 石嶺公民館第 ホール		
6月		6/5(月) 第1回 役員会 浦添市立中央公民館分館	6/27(火) 第1回役員会 ・令和5年度「総会」の振り返り及び研修会について 浦添市立中央公民館分館
7月		7/3(月) 第2回役員会 浦添市立中央公民館分館	
8月			8/ () 第2回 役員会
9月	9/ () 那覇地区社会教育指導員連絡協議会研修会(自主研修)		9/ () 第3回 役員会
10月		10/ () 第3回 役員会 (浦添市)	10/ () 「第30回沖縄県社会教育指導員連絡協議会研修会」 (自主研修)
11月			11/ () 第4回 役員会
12月			
1月			
2月			2/ () 第5回 役員会
3月		3/ () 第4回 役員会 ・令和5年度 監査 ・次年度運営及び総会にむけて	3/ () 第6回 役員会 ・令和5年度総括 ・次年度運営及び総会にむけて

那覇地区社会教育指導員連絡協議会会則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この連絡協議会は社会教育の向上発展、社会教育指導員相互の研修と連携を密にし、資質の向上を図ることを目的とする。

(名称)

- 第2条 この連絡協議会は「那覇地区社会教育指導員連絡協議会」(以下指導員連絡協議会)と称する。

(組織)

- 第3条 1. 指導員連絡協議会は那覇地区(那覇市、浦添市、久米島町、南大東村、北大東村)教育委員会の社会教育指導員及びそれに準ずる者をもって組織する。
2. 前項におけるそれに準ずる者とは、業務受託、指定管理者その他教育委員会との契約に基づいて公民館等の業務に従事する者とする。

(事務局)

- 第4条 1. 指導員連絡協議会に事務局を置く。
2. 事務局は会長の勤務する所在地に置く。

第2章 事 業

(事業)

- 第5条 指導員連絡協議会は第1条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 指導員連絡協議会の会議
(2) 社会教育指導員の研修会
(3) その他指導員連絡協議会が必要と認めたもの。

第3章 会 議

(会議)

- 第6条 会議は次のとおりとする。
(1) 総会
(2) 役員会(但し、臨時開催可)

(総会)

- 第7条 1. 総会は年1回定期に開催し、会長が召集する。
2. 総会は、次の事項を審議する。
(1) 会則の審議及び改正に関する事
(2) 事業計画に関する事
(3) 予算の審議及び決算の承認
(4) 役員の選出に関する事
(5) その他必要な事項

(役員会)

- 第8条 1. 役員会は会長、副会長、理事、書記・会計、監事で構成し、会長が招集する。
2. 役員会は総会に提案すべき事項、その他を審議する。

第4章 役員

(役員)

第9条 指導員連絡協議会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事 若干名
- (4) 書記・会計 1名 (5) 監事 1名

(役員を選出)

- 第10条
- 1. 役員は指導員連絡協議会の総会において選出する。
 - 2. 会長選出は那覇市2期、浦添市1期と交互に選出する。
 - 3. 会長と副会長は、沖縄県社会教育指導員連絡協議会の役員もかねる。その際、地区、県の会長が重複する場合は、総会において協議する。

(役員の職務)

- 第11条
- 1. 会長は指導員連絡協議会を代表し、本会を総括し会議の議長となる。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は欠けた時は、会長の職務を代行する。
 - 3. 理事は役員会を構成し、本会の事業を執行する。
 - 4. 書記・会計は本会の事務・会計を処理する。
 - 5. 監事は本会の会計を監査する。

(役員任期・規程)

- 第12条
- 1. 役員任期は1年とし、再任することができる。
 - 2. 役員任期は次年度総会終了を以て満了するものとする。

第5章 会計

(会計年度)

第13条 指導員連絡協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経費)

第14条 指導員連絡協議会の経費は、年会費及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 会費は定期総会において承認された額を納入するものとする。但し、必要に応じて臨時に徴収することができる。

(会計監査)

第16条 会計は毎年1回監査をうけなければならない。

付則

- 1. この規則は平成14年6月4日から施行する。
- 2. この会則は平成15年6月3日から施行する。
- 3. この会則は平成16年6月8日から施行する。
- 4. この会則は平成17年6月7日から施行する。
- 5. この会則は平成19年5月24日から施行する。
- 6. この会則は平成20年5月19日から施行する。
- 7. この会則は平成22年5月11日から施行する。
- 8. この会則は平成30年5月14日から施行する。
- 9. この会則は令和元年5月13日から施行する。

V-7 沖縄県社会教育指導員連絡協議会

令和5年度

沖縄県社会教育指導員連絡協議会役員

	氏 名	地区名	〒	勤 務 先	電話番号
				住 所	FAX
会 長	やすたけ みほ 安武 美穂	那覇/浦添 (浦添市)	901-2131	浦添市教育委員会 社会教育推進課 浦添市中央公民館分館	098-879-6640
				浦添市牧港3丁目40番6号	098-879-6640
副会長	せそこ まゆみ 瀬底 真弓	島尻 (与那原町)	901-1303	与那原町教育委員会 生涯学習振興課 与那原コミュニティセンター	098-835-8220
				与那原町字与那原712番地	098-835-8617
副会長	いれい ひかる 伊禮 光	中頭 (嘉手納町)	904-0203	嘉手納町教育委員会 嘉手納町中央公民館	098-956-4142
				嘉手納町嘉手納290番地9号 ロータリープラザ	098-957-2474
副会長	かかず じゅんこ 嘉数 順子	国頭 (名護市)	905-0014	名護市地域経済部地域力推進課 名護中央公民館	0980-53-5428
				名護市港2丁目1番1号	0980-53-5440
事務局	しんざと あやこ 新里 史子	那覇/浦添 (那覇市)	900-8553	那覇市教育委員 生涯学習課	098-917-3502
				那覇市泉崎1丁目1番1号	098-917-3521
事務局	かたおか ちあき 片岡 ちあき	那覇/浦添 (那覇市)	902-0064	那覇市教育委員会 那覇市中央公民館	098-917-3442
				那覇市寄宮1丁目2番15号	098-835-4707
理 事	やら のりみち 屋良 宣条	国頭 (宜野座村)	904-1302	宜野座村教育委員会教育課 宜野座村立中央公民館	098-968-8647
				宜野座村宜野座246番地	098-968-5030
理 事	くしけん みちよ 具志堅 美千代	島尻 (南城市)	901-1415	南城市教育委員会生涯学習課 南城市中央公民館(南城市佐敷老人福祉 センター内)	098-917-5404
				南城市佐敷新開1丁目240番地	098-947-3070
理 事	しま ひでき 島 英輝	中頭 (読谷村)	904-0392	読谷村教育委員会 生涯学習課	098-982-9231
				読谷村字座喜味2901番地	098-982-9229
監事 (監査)	やましる ひでこ 山城 秀子	島尻 (糸満市)	901-0611	糸満市教育委員会 生涯学習課	098-840-8163
				糸満市潮崎町1丁目1番地	098-840-8161
監事 (監査)	ひが なみこ 比嘉 奈美子	中頭 (中城村)	901-2493	中城村教育委員会生涯学習課	098-895-2158
				中城村字当間585番地1	098-895-6353

連絡係	たいら やすし 平良 安史	宮古 (宮古島市)	906-8501	宮古島市教育委員会 生涯学習振興課	0980-72-3764
				宮古島市平良字西里1140番地	0980-73-1976
連絡係	まじや えつこ 真謝 悦子	八重山 (石垣市)	907-8501	石垣市教育委員会いきいき学び課	0980-83-0373
				石垣市真栄里672番地	0980-82-0294

令和4年度

沖縄県社会教育指導員連絡協議会事業報告

	事業	役員会	その他(会長・副会長参加出席)
4月	4月25日(月)総会(書面決裁)		
5月			沖縄復帰50周年記念式典 5月15日(日)13～16時沖縄コンベンションセンター 第1回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 5月17日(火)紙面会議
6月		第1回 : 6月15日(水)10:00～ 北谷町ニライセンター会議室 ・新役員顔合わせ・自己紹介 ・第30回沖縄県社会教育指導員研修会について	第2回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 6月14日(火)14:30～16:30県庁13階
7月			御万人すりていCGG運動実行委員会 7月6日(水)15:00～16:30南部合同庁舎4階 青少年健全育成共同アピール記者発表 7月15日(金)10:30～11:20県庁13階
8月		第2回 : 8月31日(水)10時～(台風接近の為 時間短縮) 沖縄市立中央公民館 研修室 第30回沖縄県社会教育指導員研修会の概要 について 日時決定 10月12日(水))沖縄市立中央公民館 研修室、講師詳細、準備ほか	
9月			
10月	10月12日(水)10時～15時30分「第30 回沖縄県社会教育指導員連絡協議 会研修会」テーマ『ミラクルシティコ ザから見る復帰50周年』講師:平一紘 氏、宮島真一氏 沖縄市立中央公 民館		第3回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 10月28日(金)14:00～県庁13階
11月		第3回:11月7日(月)10時～ 北谷町桑江地区公民館 第30回沖縄県社会教育指導員研修会(反省会) ・アンケートの確認	第52回沖縄県公民館研究中部大会 11月18日(金)10時～15:45 (全体会は吉の浦会館、分科会は吉の浦会館、中城村 役場)
12月			・地域づくりの担い手となる人材育成推進事業補助金申請
1月			第64回沖縄県研究大会(後援) 1月27日(金) 宮古島 ・沖公連新聞 研修記事作成
2月		第4回 役員会 : 2月27日(月)13:00～ 沖縄市立中央公民館 研修室	第4回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 2月7日(火)15:00～16:30県庁13階 御万人すりていCGG運動実行委員会 2月14日(火)15:00～16:30県庁13階
3月		第5回 役員会 : 3月27日(月)13:00～ 北谷町ニライセンターセミナー室 ・令和4年度総括 事業報告・会計報告 ・次年度運営について 役員の引継ぎ確認 次年度総会について	

令和5年度

沖縄県社会教育指導員連絡協議会事業計画書（案）

	事業	役員会	その他(会長参加出席)
4月	令和5年度 総会 4月26日(水)10時 北谷町ちやたんニライセンター		
5月			
6月		第1回 役員会 ・ 新役員顔合わせ ・ 第31回研修会について	6月12日(月) 第1回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 第1回 CGG運動実行委員会
7月			7月13日(木) 第2回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 青少年健全育成共同アピール宣言
8月		第2回 役員会 ・ 「第31回研修会」の概要について	
9月			
10月	「第31回社会教育指導員研修会」(自主研修)		
11月		第3回 役員会 ・ 「第31回研修会」報告・反省会 ・ 総会について	11月10日(金) 第3回沖縄県社会教育関係団体等連絡会
12月			
1月			
2月		第4回 役員会 ・ 「次年度運営及び総会に向けて」	2月13日(火) 第4回沖縄県社会教育関係団体等連絡会 第2回 CGG運動実行委員会
3月		第5回 役員会 ・ 「令和5年度総括」 ・ 新旧役員顔合わせ	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この連絡協議会は、沖縄県社会教育の充実発展、指導員相互の資質の向上と緊密な連携、待遇改善と身分保障による指導員の人材確保、各市町村の指導員の設置促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この連絡協議会は「沖縄県社会教育指導員連絡協議会」(以下指導員連絡協議会)と称する。

(組 織)

第3条 指導員連絡協議会は、市町村教育委員会の委嘱を受けた社会教育指導員及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

2 各教育事務所単位に地区社会教育指導員連絡協議会を組織する。

(事務局)

第4条 指導員連絡協議会の事務局を会長の勤務する地区内に置く。

2 事務局は、会長が委嘱する。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 指導員連絡協議会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

2 研修会は、毎年1回以上開催する。

3 広報活動への協力(資料配布)

第3章 役 員

(役 員)

第6条 指導員連絡協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長1名 (2) 副会長3名 (3) 理事3名

(4) 事務局2名 (5) 監事2名

(役員を選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、指導員連絡協議会の総会で選出し各地区代表理事と共に承認を得る。

2 事務局は会長が委嘱する。

(役員的服務)

第8条 会長は指導員連絡協議会を代表し、指導員連絡協議会を統括すると共に会議の議長となり議事を進行する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 事務局は、本会の書記・会計を処理する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、次年度総会終了をもって満了するものとし、再任することができる。

役員が年度途中で退会する場合、該当地区は新役員を報告することができる。

第4章 会 議

(会 議)

第10条 指導員連絡協議会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総 会
- (2) 役員会

(総 会)

第11条 総会は、年1回定期に開催し会長が招集する。

2 社会教育指導員の過半数の出席がなければ、総会を開くことはできない。

3 議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数の時は議長が決するところによる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則の審議及び改正に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 予算の審議及び決算の承認
- (4) 役員の選出に関する事
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長が招集し次の事項を審議する。

- (1) 役員会は、会長・副会長・理事・事務局・監事で構成する。
- (2) 役員会は、総会に提案すべき事項の審議
- (3) 緊急事項については、総会に代わって議決することができる。
但し、次回の総会で報告し承認を得る。

第5章 会 計

(会計年度)

第13条 指導員連絡協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経 費)

第14条 指導員連絡協議会の経費は、会費、補助費、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第15条 指導員連絡協議会の会費は、定期総会において承認された額を納入するものとする。但し、必要に応じて臨時に会費を徴収することができる。

(役員手当)

第16条 本会の役員に手当を支給する。

- (1) 会 長 5,000円
- (2) 副会長 3,000円
- (3) 理 事 3,000円
- (4) 事務局 5,000円
- (5) 監 事 3,000円

役員が途中退会し、新役員を立てない場合、役員手当の支給はしない。

(会計監査)

第17条 指導員連絡協議会の会計は、毎年1回会計監査を受けなければならない。

(書類の保存)

第18条 沖縄県社会教育指導員連絡協議会の関係書類等の保存は属する年度から5年間とする。

(旅 費)

第19条 本会役員が、外部団体の会議に参加する際、必要経費を支給する。
ただし、上限を予算の範囲とする。

附 則

- 1. この規則は、昭和50年9月22日から執行する。
- 2. 昭和56年5月14日改正
- 3. 昭和58年5月28日改正
- 4. 平成元年6月6日一部改正
- 5. 平成6年3月3日一部改正
- 6. 平成7年3月2日一部改正
- 7. 平成8年6月27日一部改正 第11条
- 8. 平成9年6月25日一部改正 第10条、第13条
- 9. 平成15年5月30日一部改正
- 10. 平成17年6月20日一部改正 第9条
- 11. 平成22年6月10日一部改正 平成22年度4月1日より施行
- 12. 平成25年6月13日一部改正 幹事を事務局長とする。
- 13. 平成26年6月19日一部改正 事務局を2名とする。
- 14. 平成30年6月15日一部改正 第16条
- 15. 令和元年6月14日一部改正 第16条
- 16. 令和2年6月 一部改正 第6条、第11条
- 17. 令和4年4月 一部改正 第6条
- 18. 令和5年4月26日一部改正 第9条、第16条、第19条

VI. 公民館のあゆみ

- 
- 1 浦添市立中央公民館のあゆみ
 - 2 中央公民館 歴代館長
 - 3 浦添市立中央公民館利用者団体協議会 歴代会長
※令和3年度解散
 - 4 学習の成果発表
 - 5 公民館関係表彰一覧

VI-1 浦添市立中央公民館のあゆみ

昭和53年	12月25日	浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例を制定
昭和54年	4月1日	浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則を制定
		中央公民館が開館し、西原正次教育長が館長を兼務(4月30日まで)公民館主事他2人の職員が配置
	4月27日	中央公民館落成式が行われる
	5月1日	中央公民館長に玉城幸男が非常勤(初代)館長として就任
昭和56年	3月26日	浦添市学習供用等施設の設置及び管理に関する条例を制定(屋富祖地区・勢理客地区・牧港地区・内間地区供用施設が設置)
昭和59年	4月1日	島袋盛英が二代目館長に発令される
昭和61年	3月29日	浦添市立城間公民館が設置される
昭和62年	2月15日	第34回沖縄県社会教育研究大会において模範公民館として表彰を受ける
	3月14日	第1回公民館まつりが行われる(14日～15日の2日間)
昭和63年	3月5日	第2回公民館まつりが行われる(5日～6日の2日間)
	4月1日	比嘉安正が三代目館長に発令
平成元年	3月18日	第3回公民館まつりが行われる(18日～19日の2日間)
平成2年	3月3日	第4回公民館まつりが行われる(3日～4日の2日間)
平成3年	3月23日	第5回公民館まつりが行われる(23日～24日の2日間)
	4月1日	仲村起徳が四代目館長に発令
	7月26日	浦添市立中央公民館利用者団体連絡協議会の結成総会が開かれる。会長に伊地洋子氏を選出
	12月26日	第21回沖縄県公民館研究大会において、前館長比嘉安正・佐久川昌久(当山)・西原清(安波茶)・仲西信貞(牧港)・名護英治(大平)・牧野茂英(広栄)・宮平昇(小湾)・津波辰夫(城間)・上間仁義(沢岬)の自治公民館長が公民館優良職員として表彰される
平成4年	2月22日	第6回公民館まつりが行われる(22日～23日の2日間)
	12月4日	第22回沖縄県公民館研究大会において、惣慶朝市(屋富祖)・佐久川昌一(経塚)・銘苅嘉一(伊祖)・与那嶺勝彦(牧港ハイツ)・棚原義光(西原一区)の自治公民館長が公民館優良職員として表彰される
平成5年	2月19日	第7回公民館まつりが行われる(19日～21日の3日間)
	11月1日	浦添市立中央公民館が「優良公民館」として、文部大臣賞を受賞する
	11月17日	第23回沖縄県公民館研究大会において、山本英吉(緑が丘)・比嘉正雄(西原二区)自治公民館長が公民館優良職員として表彰される
	11月25日	「優良公民館」文部大臣賞受賞の祝賀会を行う
平成6年	2月18日	第8回公民館まつりが行われる(18日～20日の3日間)
	4月1日	金城光正が五代目館長に発令
	5月1日	月刊公民館で「わが町の公民館」「文化のかおる心豊かなてだこのまちうらそえ」のタイトルで紹介される
	9月21日	第45回九州地区公民館研究大会が行われる(会場：那覇市、浦添市)
	10月30日	第24回沖縄県公民館研究大会において、仲西一郎(宮城)・知念正栄(内間)・名嘉山皇一(浦西)の自治公民館長が公民館優良職員として表彰される

平成 7 年	2月10日	第9回公民館まつりが行われる(10日～12日の3日間)
	12月 1日	第25回沖縄県公民館研究大会において、宮城幸盛(仲間)松田一夫(浅の浦)・新里幸代(前田公務員宿舎)の自治公民館長が公民館優良職員として表彰される
	12月11日	那覇地区公民館連絡協議会研修会(浦添市)で比嘉武宏城間公民館長が「地域の社会教育活動の拠点として」の事例発表を行う
平成 8 年	2月 9日	第10回公民館まつりが行われる(9日～11日の3日間)
	11月 6日	那覇地区公民館連絡協議会研修会(久米島)に3人参加
	11月29日	第26回沖縄県公民館研究大会(宜野座村)において、第3分科会「青少年と公民館」本館が事例発表。公民館優良職員として、仲村良政安川団地自治公民館長が表彰され。
平成 9 年	2月 8日	第11回公民館まつりが行われる(8日～10日の3日間)
	4月 1日	仲本盛義が六代目館長に発令
	5月26日	沖縄県公民館連絡協議会館長研修会で、本館が「公民館利用者団体育成と公民館の利用方法」について事例発表する
	6月 2日	親富祖善繁が七代目館長に発令
	11月28日	第27回沖縄県公民館研究大会(石川市)開催される 金城光正前館長が公民館功労者・具志堅全盛(勢理客自治公民館長)が公民館優良職員として表彰される
平成10年	2月14日	第12回公民館まつりが行われる(14日～16日の3日間)
	7月16日	那覇地区公連絡研修会(南大東村)親富祖館長他職員二人参加
	11月27日	第28回沖縄県公民館研究大会(石垣市)開催される 親富祖館長外1人参加。城間地区公民館長参加。公民館優良職員として、當間盛淳沢岨自治公民館長比嘉勝昭広栄自治公民館長・比嘉常正西原一区自治公民館長、仲間秀信上の自治公民館長が表彰される。1区・上野自治公民館長が表彰される
平成11年	2月13日	第13回公民館まつりが行われる(13日～15日の3日間)
	11月26日	第29回沖縄県公民館研究大会(浦添市、市民会館他4施設)開催される公民館優良職員として、石川仁助前田自治公民館長が表彰される。平成11年度沖縄県社会教育功労者賞表彰に平良研一公運審委員長が表彰される
平成12年	2月12日	第14回公民館まつりが行われる(浦添市生涯学習まつりと同時開催)(12日～14日の3日間)
	4月 1日	小成善徳が八代目館長に発令
	12月 1日	第30回沖縄県公民館研究大会(平良市)開催される。小成館長他1人参加公民館優良職員として、比嘉武宏城間地区公民館長、高宮城百合子(当山)棚原晴美(神森)自治公民館長が表彰される
平成13年	2月17日	第15回公民館まつりが行われる(17日～18日の2日間)
	2月18日	公民館利用者団体連絡協議会が、浦添市教育委員会から社会教育団体表彰を受ける
	5月15日	第一回子どもの心を育む「おもちゃ展」を開催する(15日～25日の11日間)
	9月28日	第31回沖縄県公民館研究大会(豊見城村)開催される 小成館長他1人参加公民館優良職員として、伊礼正二(ニュータウン)・津久井ルリ子(マチナトタウン)・与那城清(グリーンハイツ)自治公民館長が表彰される
平成14年	2月 9日	第16回公民館まつりが行われる(9日～10日の2日間)
	5月24日	第2回子どもの心を育む「おもちゃ展」を開催する(10日

		間)
	7月29日	浦添市自治公民館長連絡協議会結成総会・祝賀会が行われる。会長に大浜勝彦(茶山自治会長)が選出される。結成記念講演「浦添市のまちづくりと自治会自治公民館に期待する」講師:儀間光男市長
	10月30日	宮崎県三股町自治公民館連絡協議会と浦公連の交流研修情報交換会が行われる
平成15年	1月23日	第54回九州地区公民館研究大会沖縄大会が那覇市・浦添市で開催される。第1分科会「生涯学習と公立公民館」パネラー:大湾智子(内間自治会)、第7分科会「自治公民館活動(都市型)」事例発表:大濱勝彦(茶山自治会)
	2月 8日	第17回公民館まつりが行われる(8日~9日の2日間)
	4月 1日	大濱勝彦が九代目館長に発令
	5月14日	第3回子どもの心を育む「おもちゃ展」を開催する(14日~23日の10日間)
	11月14日	第33回沖縄県公民館研究大会(名護大会)が開催される。第1分科会「新時代の公民館運営」事例発表:安里善好(浦添ニュータウン自治公民館)公民館優良職員として、國吉真安(仲西)・棚原正吉(西原1区)・玉城英吉(小湾)・我部政義(浦添ハイツ)・仲里真昌(牧港)・比嘉清(経塚)自治公民館長が表彰される
	11月27日	第15回全国生涯学習フェスティバル開催
平成16年	2月21日	第18回公民館まつりが行われる(21日~22日の2日間)
	5月14日	第4回ちむドンドン「公民館子どもまつり」開催(14日~23日の10日間)
	7月13日	第1回「浦添市自治公民館運営の手引き」作成委員会発足 作成委員:小成善徳(公運審委員長)・宮里啓子(公運審)・安里善好(浦公連会長)・儀保博信(浦公連事務局長)・城間剛(宮城自治公民館長)・大濱館長
	9月29日	平成16年度優良自治公民館表彰に関する推薦選考委員会※本年度からスタート 選考委員:生涯学習振興課(課長、係長)、中央公民館(館長、係長)
	11月19日	第34回沖縄県公民館研究大会宜野湾市大会が開催される。第1分科会「新時代の公民館」事例発表:(中央公民館)。公民館優良職員として、知花秀雄(内間)自治公民館長が表彰される。優良自治公民館として、城間地区公民館、浦添ニュータウン自治公民館の2館が表彰される
平成17年	2月26日	第19回公民館まつりが行われる(26日~27日の2日間)
	5月11日	第5回ちむドンドン「公民館子どもまつり」開催。(11日~15日の5日間)
	6月 6日	「浦添市の自治公民館運営の手引き」発刊
	9月 7日	第56回九州地区公民館研究大会熊本大会に、大濱館長出席第4分科会「成人教育と情報化社会」司会者:大濱館長
	9月30日	条例一部改正により、分館の設置を規定
	10月 1日	中央公民館分館開館
	11月25日	第35回沖縄県公民館研究大会石垣市大会が開催される。第2分科会「青少年健全育成における公民館の役割」事例発表:儀保博信(茶山自治公民館長)が「公民館を活用した総合学習・ボランティア等の取組」を紹介 公民館優良職員として、又吉武市(仲間自治公民館長)、城間剛(宮城)佐久川正廣(大平)・知名弘(緑ガ丘)自治公民館長が表彰される。優良自治公民館として、仲西自治公

平成18年	2月11日	民館、茶山自治公民館が表彰される 第20回公民館まつりが行われる。(20周年記念「祝賀・交流会」) 「公民館20年の足跡」記念パンフレット作成(A4版4ページ)
	4月1日	宮里啓子が十代目館長に発令 中央公民館分館主任主事配置
	4月7日	パソコンを新しく入れ替える
	5月17日	第6回「チムどんどん子どもまつり」開催。(17日～21日の5日間)
	11月17日	第36回沖縄県公民館研究大会那覇地区大会が開催 優良自治公民館として、安波茶自治公民館、沢岬自治公民館が受賞
平成19年	2月10日	第21回公民館まつりが行われる(10日～11日の2日間)
	6月2日	第7回「チムどんどん公民館子どもまつり」を分館で初開催。
	11月22日	第37回沖縄県公民館研究大会宮古地区大会が開催。優良自治公民館として港川、西原二区自治公民館が受賞。 優良職員として、鈴木伸章(安波茶)・照屋ツル子(港川)・宮城富士雄(屋富祖)・當間清春(沢岬)・玉城英子(浦城)・安里善好(浦添ニュータウン)・上原徹(安川)自治公民館長が表彰される
平成20年	2月9日	第22回公民館まつりが行われる(9日～10日の2日間)
	10月28日	「優良公民館」として文部科学大臣表彰を受ける
	11月23日	第1回「子どものまち～公民館子どもフェスタin港川中学校区・学園通り」開催
	11月28日	第38回沖縄県公民館研究大会南部地区大会(豊見城市中央公民館)が開催される。優良自治公民館として宮城、マチナトタウン自治公民館が受賞。優良公民館職員として、与那嶺房子(小湾会計)・又吉実(西原1区自)・儀保博信(茶山)・渡久川智子(マチナトタウン書記会計)、広田清輝(神森)が表彰される
平成21年	2月21日	公民館設立30周年記念第23回公民館まつりが行われる。(21日～22日の2日間)
	4月1日	渡久山ヤス子が十一代目館長に発令
	8月23日	第2回「分館子どもフェスタ～in 港川学園通り」を学園通り夏祭りと共同開催
	8月27日	第60回九州地区公民館研究大会大分大会が開催。第7分科会「豊かな地域づくりを担う自治公民館活動のあり方」で、上原茂経塚自治公民館長が事例発表を行う
	11月27日	第39回沖縄県公民館研究大会北部地区大会(名護中央公民館)が開催。優良自治公民館として、前田・当山・仲間自治公民館が受賞。優良職員として外間順子(マチナトタウン)・大浜明美(浦添ニュータウン書記)が表彰される。
平成22年	2月20日	浦添市施行40周年記念 第24回公民館まつりが行われる(20日～21日の2日間)
	8月29日	第3回「公民館分館子どもフェスタin港川学園通り」を開催
	11月11日	第61回九州地区公民館研究大会沖縄大会が県立武道館、那覇市立公民館6館、浦添市立中央公民館で開催される。第7分科会「自治公民館活動(都市型)」で知念孝内間自治公民館長が事例発表を行う 優良自治公民館として、屋富祖・浦城自治公民館が表彰され、優良職員として久貝玲子(神森書記会計)・稲江哲哉(城間)・古波蔵純子(城間書記)・与座吉男(城間事務)が

平成23年		表彰される
	2月19日	浦添市教育の日関連事業 第25回公民館まつりが行われる。(19日～20日の2日間)
	4月 1日	長田隆子が十二代目館長に発令
	6月 7日	全公連通常総会に長田館長が県公連会長代理で出席
	6月25日	第4回分館子どもフェスタを今年度より分館で開催
平成24年	9月15日	沖縄県公民館研究大会八重山地区大会が開催。第1分科会で「公民館と共に歩む公民館利用団体の活動」のテーマで利団協の照屋津年武事務局長が発表優良自治公民館として、浅野浦自治公民館、緑ヶ丘・経塚自治公民館が受賞。公民館優良職員として、島田勝男(仲西)・金城幸弘(前田)・佐久川正健(大平)・与儀徹(緑ヶ丘)・友利明夫(浅野浦)・嘉数正雄(沢岷自治公民館会計)が表彰される
	2月18日	第26回公民館まつりが行われる(18日～19日の2日間)
	3月22日	平成23年度那覇地区公民館連絡協議会研修会を浦添市立中央公民館で開催。講演「戦後復興期の公民館をたどり、今後を考える」講師 平良研一氏
	3月27日	浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例及び条例施行規則、浦添市立公民館運営審議会規則の全部改正を行う。(利用料金等の改正含む)
	6月 6日	全国公民館連絡協議会総会に長田館長が出席する
	8月 4日	第5回分館子どもフェスタを開催する(分館講座等の成果発表)
	8月30日	第63回九州地区公民館研究大会熊本大会で松本淳自治公民館長(浦添グリーンハイツ)が家庭教育分科会で助言者を務める
	11月12日	中央公民館で初の防火避難訓練を実施
	11月22日	沖縄県公民館研究大会中部大会が読谷村で開催。優良自治公民館として、浦添ハイツ自治公民館、伊祖自治公民館が受賞。優良職員として、渡名喜弘子(伊祖書記会計)・西原小夜子(牧港自治会書記)・洲鎌一成(浦添ハイツ事務局)が表彰される
	11月30日	平成24年度那覇地区公民館連絡協議会研修会を浦添市立中央公民館で開催。講演「防災と公民館活動」講師 鈴木伸章氏(前安波茶自治公民館長)シンポジウム「防災と公民館」を開催
平成25年	1月21日	中央公民館分館で初の防火避難訓練を実施
	2月23日	第27回公民館まつりが行われる(23日～24日の2日間)
	4月 1日	新川純子が十三代目館長に発令
	6月27日	前田小学校3年生90名公民館施設見学
	7月 1日	文部科学省委託事業「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」受託
	7月 5日	本館火災訓練実施
	8月10日	第6回分館フェスタ開催
	8月26日	平成25年度第1回中央公民館運営審議会開催 インターンシップ・琉球大学生を受入れる
	11月 2日	「東日本大震災の被災状況と現在(シンポジウム)」開催
	11月22日	第43回沖縄県公民館研究大会 宮古地区大会(浦添市から12名参加)優良自治公民館(広栄自治公民館:比嘉勝昭)優良職員(中央公民館:長田隆子、茶山自治公民館:名嘉山兼正)
	11月24日	港川中校区一斉防災訓練(津波等の避難訓練と避難受入訓練)実施

平成26年	12月 4日	第2回中央公民館運営審議会開催
	1月29日	総務省・文部科学省等所管国庫補助金会計実地検査
	2月12日	文部科学省委託事業成果報告会で発表(国立オリンピック 青少年記念センターにて)新川館長、前津・佐久川社会教 育指導員3名参加
	2月15日	第28回中央公民館まつり開催(15・16日の2日間)
	4月25日	利用者団体連絡協議会 総会
	5月16日	財務省・実地調査
	5月26日	第1回中央公民館運営審議会開催
	6月25日	前田小学校3年生78名 公民館施設見学
	8月 2日	第7回分館フェスタ開催
	8月13日	分館防火訓練実施
	9月 1日	琉球大学教育学部実習生4名受入れる
	10月 3日	利団協主催 グラウンドゴルフ大会実施
	10月 6日	本館防火訓練実施
	11月21日	第44回沖縄県公民館研究大会南部地区大会(浦添市か ら24名参加)優良自治公民館 表彰(小湾自治公民館:玉 城英吉)優良職員表彰(港川自治公民館:銘苅全郎、内間 自治公民館:知念孝、当山自治公民館:神山高成)
平成27年	2月 3日	第2回公民館運営審議会開催
	2月21日	第29回公民館まつり開催(~22日)
	3月 2日	社会教育関係団体登録説明会実施。
	3月25日	韓国水原市職員(20人、通訳1名)視察団を受入れる。
	5月14日	利用者団体連絡協議会 総会
	7月29日	第1回中央公民館運営審議会開催
	8月 8日	市制45周年記念第8回分館こどもフェスタ開催
	8月27日	九州地区公民館研究大会長崎大会第5分科会にて與那 嶺光圀館長(浦添グリーンハイツ自治公民館)が発表
	9月18日	第2回中央公民館運営審議会開催
	10月30日	利団協主催 グラウンドゴルフ大会開催
	11月18日	公民館・老人福祉センター合同防火訓練実施
	11月20日	第45回沖縄県公民館研究大会北部大会(浦添市から24 名参加)優良職員表彰(県営経塚団地自治公民館:志良 堂勝子、西原自治公民館:棚原春男、港川崎原自治公民 館:比嘉栄幸)
平成28年	2月20日	第30回公民館まつり開催(~21日)
	2月25日	社会教育関係団体登録及び公民館利用者団体登録説明 会実施
	4月 1日	手登根仁美が十四代目館長に発令
	4月22日	利用者団体連絡協議会 総会
	6月 9日	全公連定時総会に手登根仁美が県公連会長代理で出席。
	8月 1日	第1回中央公民館運営審議会開催
	8月 9日	琉球大学教育学部社会教育実習生2名を受け入れる(~1 9日)
	8月13日	第9回分館こどもフェスタ開催
	9月 9日	利団協主催 親睦交流ボウリング大会開催
	11月25日	第46回沖縄県公民館研究大会中部大会(沖縄市民会 館、浦添市から24名参加)優良職員表彰(経塚自治公民 館:上原茂、浦添ニュータウン自治会:松田進)
	12月10日	第31回公民館まつり開催(~11日)
平成29年	12月14日	分館消防避難訓練実施
	1月18日	社会教育関係団体登録及び公民館利用者団体登録説明 会実施

	3月 8日	平成28年度那覇地区公民館連絡協議会研修会を浦添市立中央公民館で開催フォーラム「地域と学校の連携・協働の推進に向けた公民館等の取組」與那嶺光國 氏(浦添グリーンハイツ自治公民館長)、屋部文幹 氏(港川中学校スクールソーシャルワーカー・元小中学校校長)、南信乃介 氏(那覇市繁多川公民館長)コーディネーター:大城喜江子 氏(浦添市立森の子児童センター館長・元那覇市繁多川公民館長)
	3月14日	第2回中央公民館運営審議会開催
	4月21日	利用者団体連絡協議会 総会
	5月29日	平成29年度那覇地区公民館連絡協議会理事会・総会(那覇市牧志駅前ほしぞら公民館で開催)
	6月12日	職員消防避難誘導訓練実施
	6月16日	沖縄県公民館連絡協議会総会・研修会(宜野湾市中央公民館)
	7月 5日	第1回中央公民館運営審議会開催
	8月18日	利団協主催サークル親睦ボウリング大会開催
	8月24日	第68回九州研究大会大分大会手登根館長参加(那覇地区公連より派遣)
	10月27日	第47回沖縄県公民館研究大会八重山大会(浦添市から19名参加)優良自治公民館表彰(牧港自治公民館:又吉隆、大平自治公民館:佐久川正健)優良職員表彰(勢理客自治公民館:具志堅全輝館長)
	11月 6日	第2回中央公民館運営審議会開催
	11月17日	平成29年度那覇地区公民館連絡協議会研修会開催(於:那覇市牧志駅前ほしぞら公民館「LGBTQなどの性の多様性について」)
平成30年	12月 2日	第32回中央公民館まつり開催(～3日)
	1月15日	社会教育関係団体登録及び公民館利用者団体登録説明会実施
	1月31日	第29回全国公民館セミナーへ中曽根敦主任主事参加
	2月18日	浦添市教育委員会表彰(社会教育功労・個人)にて、浦添市立中央公民館社会教育関係団体・サークル「新弦会」代表渡名喜庸功氏が受賞
	4月10日	証紙発売機導入により公民館利用料を納付書方式から変更
	4月20日	利用者団体連絡協議会 総会
	5月30日	平成30年度那覇地区公民館連絡協議会理事会・総会開催(那覇市中央公民館)
	6月 6日	全公連定時総会に手登根仁美が県公連会長代理で出席
	6月19日	沖縄県公民館連絡協議会総会・研修会開催(南風原町立中央公民館)
	8月17日	利団協主催 サークル親睦ボウリング大会開催
平成31年	9月10日	第1回中央公民館運営審議会開催
	11月15日	第69回九州地区公民館研究大会沖縄大会・第48回沖縄県公民館研究大会那覇大会(浦添市から33名参加)
	～16日	優良自治公民館表彰(当山ハイツ自治公民館:翁長幸枝、上野自治公民館:金城武信)優良職員表彰(牧港自治公民館:又吉隆、牧港ハイツ自治公民館:大城清勇)
	12月 1日	第33回中央公民館まつり開催(～2日)
	1月 7日	第2回中央公民館運営審議会開催
	1月15日	社会教育関係団体登録及び公民館利用者団体登録説明会実施
	・17日	
	2月 9日	浦添市教育委員会表彰(社会教育功労・団体)にて、浦添

		市立中央公民館推薦団体、港川自治公民館が受賞
	2月27日	中曽根敦係長、平成30年度社会教育主事講習(B)受講
	3月25日	第3回中央公民館運営審議会開催
令和元年	4月19日	利用者団体連絡協議会 総会
	5月28日	令和元年度那覇地区公民館連絡協議会理事会・総会開催 (那覇市中央公民館)
	5月28日	沖縄県公民館連絡協議会総会・研修会開催(豊見城市立 中央公民館)
	8月 6日	第1回中央公民館運営審議会開催
	8月23日	利団協主催 サークル親睦パークゴルフ大会開催
	10月30日	令和元年度那覇地区公民館連絡協議会研修会・那覇地区 社会教育委員連絡協議会研修会(52名参加)。事例発表 「伝統文化の継承と地域づくりの実践」～歴史的文化の継 承と心のふるさと作り～(浦添市勢理客自治公民館長 具 志堅全輝)(勢理客自治公民館館長 具志堅全輝)
	11月 8日	第49回沖縄県公民館研究大会宮古大会(浦添市から10 名参加)。実践発表:「伝統文化の継承と地域づくりの実 践」～歴史的文化の継承と心のふるさと作り～(浦添市勢 理客自治公民館長 具志堅全輝)。優良自治公民館表彰 (浦西自治公民館)。優良職員表彰(前田自治公民館:石 川仁孝、緑ヶ丘自治公民館:川畑政和、浦西自治公民館: 宜野座富夫、陽迎橋自治公民館:知花聡、県営沢岬高層 住宅自治公民館:新城洋子)
	11月30日	第34回中央公民館まつり開催(～12月1日)
	1月15日	社会教育関係団体(サークル)登録説明会実施
令和2年	2月 8日	浦添市教育委員会表彰(社会教育功労・団体)にて、浦添 市立中央公民館推薦団体、牧港自治公民館、浦西自治公 民館、大平自治公民館、当山ハイツ自治公民館、上野自治 公民館が受賞
	2月26日	新型コロナウイルス感染拡大の為、臨時休館(～5月24 日)※3月23日のみ開館
	3月24日	第2回中央公民館運営審議会開催
	4月 1日	浦添市教育委員会組織再編により、公民館・図書館・社会 教育係(教育総務課)が統合し、社会教育推進課となる 長濱京子が十五代目館長に発令
	5月18日	新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの策定
	5月19日	分館にて新型コロナウイルス持続化給付金事業による外部 貸出開始(～8月31日)
	5月25日	開館(新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限実 施)※定員約半数・利用時間1時間 本館有料コピーサービス開始
	8月 3日	新型コロナウイルス感染拡大の為、臨時休館(～9月7日)
	9月 8日	開館(感染拡大防止のため健康管理チェックシートの提出 義務化)
	10月23日	第50回沖縄県公民館研究大会南部大会(紙面 Web 開 催)。優良自治公民館表彰(内間自治公民館、勢理客自治 公民館、浦添市街地住宅自治公民館)
令和3年	10月26日	公民館屋根防水改修工事実施(～12月21日)
	1月21日	緊急事態宣言発令により、20時閉館(～3月1日)
	4月 1日	利用時間制限を解除(定員の制限は継続)
	4月12日	まん延防止等重点措置発令により、20時閉館(～5月31 日)
	5月24日	緊急事態宣言発令により、臨時休館(～9月30日)

	5月28日	浦添市立中央公民館利用者団体連絡協議会総会(書面決議)
	7月5日	中央公民館東面外壁雨漏り修繕実施(～7月19日)
	7月6日	浦添市公共施設建築基準法第12条点検実施
	9月14日	中央公民館剥離調査実施(～10月29日)
	10月1日	浦添市立中央公民館利用者団体連絡協議会解散。 開館(新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限継続)
	11月17日	第1回中央公民館運営審議会開催。
	11月19日	第51回沖縄県公民館研究大会北部大会開催。優良職員表彰(西原二区自治公民館:新垣有三、県営港川自治公民館:前田榮、仲間自治公民館:又吉武通、宮城自治公民館:知名忍)
	11月29日	新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、本館・分館に顔認証AIサーマルカメラ(非接触型体温計)導入
	12月28日	分館にて消防避難訓練実施
令和4年	2月1日	社会教育関係団体(サークル)登録説明会実施(書面開催)
	3月14日	第2回中央公民館運営審議会開催
	4月1日	施設包括管理を株式会社沖縄日本管財に委託
	5月18日	中央公民館本館外壁落下防止ネット設置工事实施(～7月14日)
	10月12日	第1回中央公民館運営審議会開催
	11月18日	第52回沖縄県公民館研究大会中部大会開催。優良自治公民館表彰(安波茶自治公民館)。優良職員(安波茶自治公民館長:比嘉政喜)。第二分科会「公民館と学校・家庭との連携のあり方」実践発表(陽迎橋自治公民館長・知花聡)
	12月3日	公民館ミニまつり2022開催(～12月4日)展示・サークル見学会実施
	12月8日	中央公民館における社会教育関係団体の見直し及び定期利用団体及び特定利用団体登録要綱策定
	12月28日	分館にて消防避難訓練実施
令和5年	1月6日	浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則第12条(使用料の減免)一部改正
	1月27日	公民館利用団体登録説明会実施
	2月11日	浦添市教育委員会表彰(安波茶自治会長:比嘉政喜)
	3月24日	新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの改訂

VI-2 浦添市立中央公民館 歴代館長

館長就任年月日		館長名	備 考
昭和54年	4.1	－ 西原 正次 教育長	4月のみ兼務
昭和54年	5.1	初代 玉城 幸男	
昭和59年	4.1	2代 島袋 盛英	
昭和63年	4.1	3代 比嘉 安正	
平成3年	4.1	4代 仲村 起徳	
平成6年	4.1	5代 金城 光正	
平成9年	4.1	6代 仲本 盛義	
平成9年	6.2	7代 親富祖善繁	
平成12年	4.1	8代 小成 善徳	
平成15年	4.1	9代 大濱 勝彦	
平成18年	4.1	10代 宮里 啓子	
平成21年	4.1	11代 渡久山ヤス子	
平成23年	4.1	12代 長田 隆子	
平成25年	4.1	13代 新川 純子	
平成28年	4.1	14代 手登根仁美	
令和3年	4.1	15代 長濱 京子	

VI-3 浦添市立中央公民館利用者団体連絡協議会 歴代会長

年 度	会 長	備 考
平成3～5年	初代 伊地洋子	
平成6年	2代 金城 捷進	
平成7～8年	3代 石川 仁助	
平成9～10年	4代 与座 保子	
平成11～14年	5代 大舩 重盛	平成13年2月18日市表彰
平成15～16年	6代 島袋 良昭	
平成17～18年	7代 渡名喜庸功	
平成19～20年	8代 上原 徹	
平成21～25年	9代 伊波 正勝	
平成26～28年	10代 比嘉 繁男	
平成29～令和3年	11代 渡名喜庸功	

※令和3年10月1日解散

VI-4 学習の成果発表

(1) 公民館まつり（昭和 62 年～令和 5 年）

回	実施日		日数	備 考
1	昭和 62 年	3.14～3.15	2	
2	昭和 63 年	3.5～3.6	2	
3	平成 元 年	3.18～3.19	2	
4	平成 2 年	3.3～3.4	2	
5	平成 3 年	3.23～3.24	2	
6	平成 4 年	2.22～2.23	2	
7	平成 5 年	2.19～2.21	3	
8	平成 6 年	2.18～2.20	3	
9	平成 7 年	2.10～2.12	3	
10	平成 8 年	2.9～2.11	3	
11	平成 9 年	2.8～2.10	3	
12	平成 10 年	2.14～2.16	3	
13	平成 11 年	2.13～2.15	3	
14	平成 12 年	2.12～2.14	3	※まなびフェスタ同時開催
15	平成 13 年	2.17～2.18	2	
16	平成 14 年	2.9～2.10	2	
17	平成 15 年	2.8～2.9	2	
18	平成 16 年	2.21～2.22	2	
19	平成 17 年	2.26～2.27	2	
20	平成 18 年	2.11	1	
21	平成 19 年	2.10～2.11	2	
22	平成 20 年	2.9～2.10	2	

23	平成21年	2.21~2.22	2	
24	平成22年	2.20~2.21	2	
25	平成23年	2.19~2.20	2	「集へまなびすと！11万の太陽パワー」(日頃、鍛えし技と知識と力を、地域へ広げよう！)
26	平成24年	2.18~2.19	2	「集へまなびすと！11万の太陽パワー」
27	平成25年	2.23~2.24	2	「遊ぼうよ 学ぼうよ みんなで広げる生涯学習」
28	平成26年	2.15~2.16	2	「わくわくどきどき夢と地域をつなぐ生涯学習」
29	平成27年	2.21~2.22	2	「わくわくどきどき夢と地域をつなぐ生涯学習」
30	平成28年	2.20~2.21	2	学べる喜びかみしめて ~戦後70年、そして未来へ~「30年の歩みあらたな未来へつなぐ」
31	平成28年	12.10~12.11	2	うちすりてい あしばな まなばな公民館まつり
32	平成29年	12.2~12.3	2	うちすりてい あしばな まなばな公民館まつり
33	平成30年	12.1~12.2	2	うちすりてい あしばな！まなばな！公民館まつり
34	令和元年	11.30~12.1	2	公民館にみんなアツまる、アツくなる
	令和2年	新型コロナウイルス感染拡大のため中止		
	令和3年	新型コロナウイルス感染拡大のため中止		
35	令和4年	12.3~12.4	2	新型コロナ感染拡大及び施設老朽化のため、規模を縮小し「 公民館ミニまつり 2022 」として、展示(放課後子ども教室含む)と、サークル見学会のみ実施。

中央公民館 三二まつり 2022

令和4年度中央公民館講座「玄関掲示板に彩りを」チョコレートアート



展示 [3階ホール] サークル見学会 [各部屋]

令和4年 12月 3日(土) 4日(日)

10時～17時

浦添市立中央公民館

浦公カ

浦添市立中央公民館

主催 | 浦添市教育委員会 社会教育推進課

展 示

〔3階ホール〕10時～17時 ※2日間共通

サークル等	内 容
しきなみ短歌会 短歌	短歌・しきなみ誌
秋津書道 書道	書道作品・テキスト紹介
紅香会 書道	書道作品
サンフラワー お花	フラワーアレンジメント
お絵描き会 絵画	絵
袋物サークルさざなみ 手芸	かばん等作品
てだこ陶芸サークル 陶芸	陶芸作品
デジタルアーツ パソコン	アルバム・写真編集ほか
韓国料理オモニ 料理	韓国の食器・料理写真
うらそえ結書の会 書道	活動紹介
社交ダンスサークルフレンドリー 社交ダンス	活動報告
女声合唱団「スウィング」 合唱	団の紹介
民謡友の会 沖縄芸能	活動報告等
ウィンドミル 社交ダンス	サークル紹介
韓国語サークル チング 語学	活動報告等
女声コーラス「ひまわり」 合唱	団員募集・活動報告
浦添市ジュニアストリングス 弦楽器	活動報告
ガールスカウト沖縄県第1団	活動報告

浦添市放課後子ども教室	内 容
はっぴーていだクラブ放課後子ども教室	手作り作品・活動報告
みやぎっ子教室	手作り作品・活動報告
浦添グリーンハイツ放課後子ども支援教室	手作り作品・活動報告
しまくとうば缶空さんしん尊敦クラブ教室	手作り作品・活動報告
ちょうちか風水人クラブ教室	活動報告
まえだっこ子ども教室	活動報告

浦添市立中央公民館（社会教育指導員）	内 容
中央公民館講座	令和4年度 実施報告
あなたに伝えたい市民講座 家庭教育支援	令和4年度 実施報告
自治公民館講座・自主企画まなび助成制度	事業内容及び実施状況

サークル見学会 【各部屋】 10 時 ~ 17 時

3 土 日

時 間	場 所	サークル名 分野
10 時 ~ 12 時	第 1 研修室	女声コーラス「ひまわり」 合唱
	第 2 研修室	浦添英会話 語学
	視 聴 覚 室	浦添ヨガ愛行会 健康・体操
	和 室	ストレッチクラブ 健康・体操
10 時 ~ 14 時	料理実習室	3 時のおやつ 料理
12 時半 ~ 14 時半	第 1 研修室	てだこフォークダンス同好会 ダンス
	第 2 研修室	てだこ詩吟研究会 詩吟
	視 聴 覚 室	フラサークルプアマナ ダンス
	幼 児 室	民謡友の会 沖縄芸能
	第 3 研修室	楼蘭二胡の会 楽器
15 時 ~ 17 時	第 1 研修室	浦添市民合唱団 合唱
	第 2 研修室	浦添少年少女合唱団 合唱
	視 聴 覚 室	和箏の会 沖縄芸能

時 間	場 所	サークル名 分野
10 時 ~ 12 時	第 1 研修室	浦添市民舞団体連絡協議会 民舞
	第 2 研修室	お絵描き会 絵画
	視 聴 覚 室	アロハ・ウクレレ 楽器
	パソコン室	デジタルアーツ パソコン ※ 3 日から変更
10 時 ~ 14 時	料理実習室	わくわく薬膳 Café 料理
12 時半 ~ 14 時半	第 1 研修室	守中太極拳 健康・体操
	第 2 研修室	琉球かれん ホルトの会 楽器
	視 聴 覚 室	ディスコステップ ミュージックフラッシュ ダンス
15 時 ~ 17 時	第 1 研修室	浦なか親子吟友会 詩吟
	第 2 研修室	琉球かれん 仁和の会 楽器

4 日

チョークアート

[玄関掲示板]

令和4年度 中央公民館講座

公民館アンチエイジングプロジェクト「玄関掲示板に彩（いろどり）を」

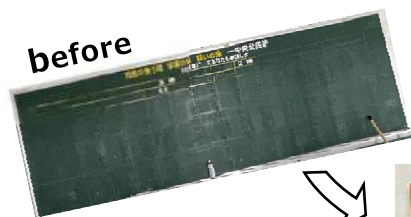
実施 | 令和4年10月30日・11月13日・27日（全3回）

講師 | 毛呂祐子氏（アトリエゆう主宰・県立芸術大学非常勤講師）

築43年の浦添市立中央公民館。経年による老朽化は止められないけれど、中・高校生らの若いチカラと感性で古くなった公民館を内から明るく華やかにしたい。そんな思いから生まれた公民館アンチエイジング（抗老化）プロジェクト。第1弾として、現在使用されていない玄関の掲示板（縦120cm×横360cm）を、新たなウェルカムボードに変身させる講座を開催しました。今回はチョークアートを得意とする県立芸大の学生が制作に協力。チョークアートの技法を学んだ受講者は、「うらそえ」「公民館」をテーマにアイデアを出し合い、黒板の塗料作業から飾りつけまで一丸となって一気に仕上げました。カラフルで明るくなった玄関口。このウェルカムボードが、元気に利用者をお出迎えし、今後の公民館をより活気づけてくれそうです。



before



カラフルで元気あふれるウェルカムボードが完成しました☆

制作

銘苅 唯花（港川中1年）
金原 はな（球陽中1年）
山田 結愛（沖縄尚学中1年）
上原 杏樹（港川中1年）
石川 彩楓（首里高2年）
古堅 まなと（首里高3年）
小祿 美由紀

講師・制作協力

中原 菜海（県立芸大3年）
山脇 優香（県立芸大3年）



(2) 子どもフェスタ（分館子どもフェスタ）

回	実施日		日数	キャッチフレーズ
1	平成20年	11.23	1	第1回 「子どものまち～公民館子どもフェスタ in 港川中学校区・学園通り」開催
2	平成21年	8.23	1	第2回 「分館子どもフェスタ in 港川学園通り」を学園通り夏祭りと共同開催
3	平成22年	8.29	1	第3回 「公民館分館子どもフェスタ in 港川学園通り」を開催
4	平成23年	6.25	1	第4回 「分館子どもフェスタ」を分館にて開催
5	平成24年	8.4	1	第5回 「分館子どもフェスタ」を分館にて開催 分館講座等の成果発表
6	平成25年	8.10	1	第6回 「分館フェスタ」を分館にて開催
7	平成26年	8.2	1	第7回 「分館フェスタ」を分館にて開催
8	平成27年	8.8	1	市制 45 周年記念 「第8回分館こどもフェスタ」を分館にて開催
9	平成28年	8.13	1	第9回 「分館こどもフェスタ」を分館にて開催

※平成28年度を以って終了

VI-5 公民館関係表彰一覧

年月日		表彰大会	表彰者・公民館 ※敬省略	表彰内容
昭和62年	2.15	第34回 沖縄県社会教育研究大会	中央公民館	模範公民館
平成3年	12.26	第21回 沖縄県公民館研究大会	比嘉安正(前館長) 佐久川昌久(当山) 西原 清(安波茶) 仲西信貞(牧港) 名護英治(大平) 牧野茂英(広栄) 宮平 昇(小湾) 津波辰夫(城間) 上間仁義(沢岬)	公民館優良職員
平成4年	12.4	第22回 沖縄県公民館研究大会	惣慶朝市(屋富祖) 佐久川昌一(経塚) 銘苅嘉一(伊祖) 与那嶺勝彦(牧港ハイツ) 棚原義光(西原一区)	公民館優良職員
平成5年	11.1	文部科学大臣賞	中央公民館	優良公民館
	11.17	第23回 沖縄県公民館研究大会	山本英吉(緑が丘) 比嘉正雄(西原二区)	公民館優良職員
平成6年	10.3	第24回 沖縄県公民館研究大会	仲西一郎(宮城) 知念正栄(内間) 名嘉山皇一(浦西)	公民館優良職員
平成7年	12.1	第25回 沖縄県公民館研究大会	宮城幸盛(仲間) 松田一夫(浅の浦) 新里幸代(前田公務員宿舎)	公民館優良職員
平成8年	11.29	第26回 沖縄県公民館研究大会	仲村良政(安川団地)	公民館優良職員
平成9年	11.28	第27回 沖縄県公民館研究大会	金城光正(前館長)	公民館功労者
			具志堅全盛(勢理客)	公民館優良職員
平成10年	11.27	第28回 沖縄県公民館研究大会	當間盛淳(沢岬) 比嘉勝昭(広栄) 比嘉常正(西原一区) 仲間秀信(上野)	公民館優良職員
平成11年	11.26	第29回 沖縄県公民館研究大会	石川仁助(前田)	公民館優良職員
			平良研一(公運審委員長)	沖縄県 社会教育功労者

平成12年	12.1	第30回 沖縄県公民館研究大会	比嘉武宏(城間) 高宮城百合子(当山) 棚原晴美(神森)	公民館優良職員
平成13年	2.18	浦添市教育委員会表彰	公民館利用者団体連絡協議会	社会教育 団体表彰
	9.28	第31回 沖縄県公民館研究大会	伊礼正二(ニュータウン) 津久井ルリ子(マチナタウン) 与那城清(グリーンハイツ)	公民館優良職員
平成14年	11.14	第33回 沖縄県公民館研究大会	國吉真安(仲西) 棚原正吉(西原1区) 玉城英吉(小湾) 我部政義(浦添ハイツ) 仲里真昌(牧港) 比嘉清(経塚)	公民館優良職員
平成16年	11.19	第34回 沖縄県公民館研究大会	知花秀雄(内間)	公民館優良職員
			城間地区公民館 浦添ニュータウン自治公民館	優良自治公民館
平成17年	11.25	第35回 沖縄県公民館研究大会	又吉武市(仲間) 城間 剛(宮城) 佐久川正廣(大平) 知名 弘(緑ガ丘)	公民館優良職員
平成18年	11.17	第36回 沖縄県公民館研究大会	安波茶自治公民館 沢岬自治公民館	優良自治公民館
平成19年	11.22	第37回 沖縄県公民館研究大会	港川自治公民館 西原二区自治公民館	優良自治公民館
			鈴木伸章(安波茶) 照屋ツル子(港川) 宮城富士雄(屋富祖) 當間青春(沢岬) 玉城英子(浦城) 安里善好(浦添ニュータウン) 上原 徹(安川)	公民館優良職員
平成20年	10.28	文部科学大臣賞	中央公民館	優良公民館
	11.28	第38回 沖縄県公民館研究大会	宮城自治公民館 マチナタウン自治公民館	優良自治公民館
			与那嶺房子(小湾) 又吉 実(西原1区自) 儀保博信(茶山) 渡久川智子(マチナタウン) 広田清輝(神森)	公民館優良職員

平成21年	11.27	第39回 沖縄県公民館研究大会	前田自治公民館 当山自治公民館 仲間自治公民館	優良自治公民館
			外間順子(マチナトタウン) 大浜明美(浦添ニュータウン)	公民館優良職員
平成22年	11.11	第61回 九州地区公民館研究大会 沖縄大会	屋富祖自治公民館 浦城自治公民館	優良自治公民館
			久貝玲子(神森) 稲江哲哉(城間) 古波蔵純子(城間) 与座吉男(城間)	公民館優良職員
平成23年	9.15	第41回 沖縄県公民館研究大会	浅野浦自治公民館 緑ヶ丘自治公民館 経塚自治公民館	優良自治公民館
			島田勝男(仲西) 金城幸弘(前田) 佐久川正健(大平) 与儀徹(緑ヶ丘) 友利明夫(浅野浦) 嘉数正雄(沢岬)	公民館優良職員
平成24年	11.22	第42回 沖縄県公民館研究大会	浦添ハイツ自治公民館 伊祖自治公民館	優良自治公民館
			渡名喜弘子(伊祖) 西原小夜子(牧港) 洲鎌一成(浦添ハイツ)	公民館優良職員
平成25年	11.22	第43回 沖縄県公民館研究大会	広栄自治公民館	優良自治公民館
			長田隆子(館長) 名嘉山兼正(茶山)	公民館優良職員
平成26年	11.21	第44回 沖縄県公民館研究大会	小湾自治公民館	優良自治公民館
			銘苅全郎(港川) 知念 孝(内間)	公民館優良職員
平成27年	11.20	第45回 沖縄県公民館研究大会	志良堂勝子(県営経塚団地) 棚原春男(西原) 比嘉栄幸(港川崎原)	公民館優良職員
平成28年	11.25	第46回 沖縄県公民館研究大会	上原茂(経塚) 松田進(浦添ニュータウン)	公民館優良職員
平成29年	10.27	第47回 沖縄県公民館研究大会	牧港自治公民館 大平自治公民館	優良自治公民館
			具志堅全輝(勢理客)	公民館優良職員

平成30年	11.15 ～16	第48回 沖縄県公民館研究大会	当山ハイツ自治公民館 上野自治公民館	優良自治公民館
			又吉 隆(牧港) 大城清勇(牧港ハイツ)	公民館優良職員
平成31年	2.9	浦添市教育委員会表彰	港川自治公民館	社会教育功劳
令和元年	11.8	第49回 沖縄県公民館研究大会	浦西自治公民館	優良自治公民館
			石川仁孝(前田) 川畑政和(緑ヶ丘) 宜野座富夫(浦西) 知花 聡(陽迎橋) 新城洋子(県営沢岬高層住宅)	公民館優良職員
令和2年	2.8	浦添市教育委員会表彰	牧港自治公民館 浦西自治公民館 大平自治公民館 当山ハイツ自治公民館 上野自治公民館	社会教育功劳
	10.23	第50回 沖縄県公民館研究大会	内間自治公民館 勢理客自治公民館 浦添市街地住宅自治公民館	優良自治公民館
			嘉数正雄(沢岬) 金城武信(上野)	公民館優良職員
令和3年	11.19	第51回 沖縄県公民館研究大会	新垣有三 (西原二区) 前田 榮 (県営港川) 又吉武通 (仲間) 知名 忍 (宮城)	公民館優良職員
令和4年	11.18	第52回 沖縄県公民館研究大会	安波茶自治公民館	優良自治公民館
			比嘉政喜 (安波茶)	公民館優良職員
令和5年	2.11	浦添市教育委員会表彰	比嘉政喜 (安波茶)	社会教育功劳

VII . 各 種 統 計

- 
- 1 中央公民館利用状況(本館・分館)
 - 2 中央公民館決算の推移
 - 3 公民館講座アンケート分析(令和4年度)

VII-1 中央公民館利用状況(本館・分館)

(1) 令和4年度 部屋別利用状況(本館)

(人)

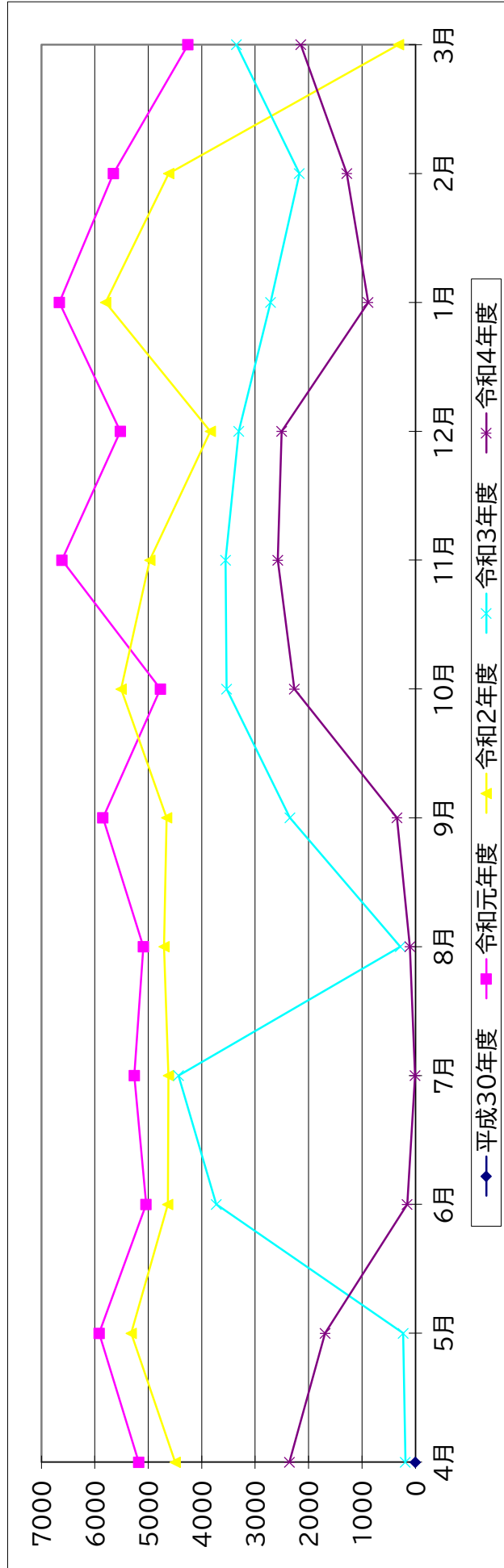
	ホール	第1研修室	第2研修室	和 室	視聴覚室	第3研修室	幼児室	パソコン室	料理室	合 計
4月	943	77	282	86	422	39	77	79	58	2,063
5月	934	78	310	69	364	48	78	98	50	2,029
6月	1,203	141	335	89	517	47	141	186	57	2,716
7月	936	126	294	128	324	4	126	163	48	2,149
8月	580	59	216	74	305	17	59	64	24	1,398
9月	587	95	283	77	445	13	95	163	56	1,814
10月	754	109	280	79	436	22	109	100	67	1,956
11月	662	86	291	99	435	10	86	128	105	1,902
12月	703	113	240	80	306	22	113	130	10	1,717
1月	1,126	87	250	52	384	21	87	113	69	2,189
2月	728	100	376	80	467	20	100	129	137	2,137
3月	696	125	324	78	426	19	125	139	60	1,992
合計	9,852	1,196	3,481	991	4,831	282	1,196	1,492	741	24,062

(2) 令和4年度 部屋別利用状況(分館)

(人)

	ホール	第1研修室	第2研修室	第3研修室	工作室	合 計
4月	428	114	39	102	0	683
5月	482	52	9	99	0	642
6月	569	180	179	2	0	930
7月	857	72	114	13	0	1,056
8月	658	43	42	203	10	956
9月	908	75	138	124	1	1,246
10月	1,148	97	186	153	0	1,584
11月	1,031	114	266	122	46	1,579
12月	745	47	59	101	38	990
1月	567	79	39	136	37	858
2月	566	71	22	202	0	861
3月	594	77	65	225	5	966
合計	8,553	1,021	1,158	1,482	137	12,351

(3) 本館 利用者数 | H30～R4年度

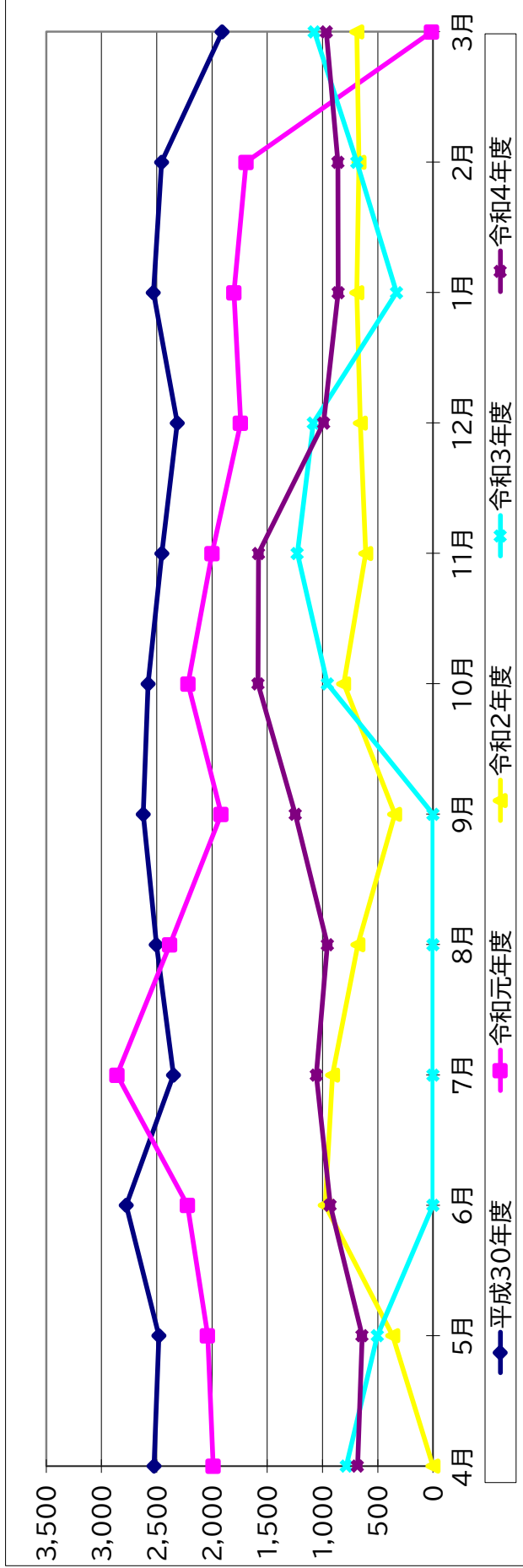


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
平成30年度	5,177	5,919	5,041	5,263	5,090	5,849	4,772	6,618	5,524	6,665	5,655	4,258	65,831
令和元年度	4,497	5,318	4,635	4,621	4,704	4,658	5,508	4,970	3,840	5,800	4,617	317	53,485
令和2年度	188	231	3,727	4,436	284	2,349	3,534	3,553	3,307	2,713	2,172	3,350	29,844
令和3年度	2,357	1,690	154	7	104	347	2,266	2,576	2,504	885	1,284	2,144	16,318
令和4年度	2,063	2,029	2,716	2,149	1,398	1,814	1,956	1,902	1,717	2,189	2,137	1,992	24,062
5年平均	2,856	3,037	3,255	3,295	2,316	3,003	3,607	3,924	3,378	3,650	3,173	2,412	37,908

平成29年度より延べ人数から実人数へ変更

令和2年2月(令和元年度)～令和4年度 新型コロナウイルスの影響による臨時閉館あり。開館後も時間・人数の制限を設けた。※感染状況等に応じて適宜対応

(4) 分館 利用者数 | H29～R4年度



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
平成30年度	2,524	2,480	2,776	2,349	2,503	2,622	2,578	2,453	2,314	2,530	2,456	1,908	29,493
令和元年度	1,989	2,039	2,222	2,859	2,381	1,917	2,217	1,999	1,741	1,801	1,691	11	22,867
令和2年度	0	364	975	909	680	346	808	608	658	690	670	689	7,397
令和3年度	784	503	0	0	0	0	956	1,228	1,083	331	689	1,074	6,648
令和4年度	683	642	930	1,056	956	1,246	1,584	1,579	990	858	861	966	12,351
5年平均	1,196	1,206	1,381	1,435	1,304	1,226	1,629	1,573	1,357	1,242	1,273	930	15,751

平成29年度より延べ人数から実人数へ変更

令和2年2月(令和元年度)～令和4年度 新型コロナウイルスの影響による臨時閉館あり。開館後も時間・人数の制限を設けた。※感染状況等に応じて適宜対応

VII-2 中央公民館決算額の推移 | H30～R4年度

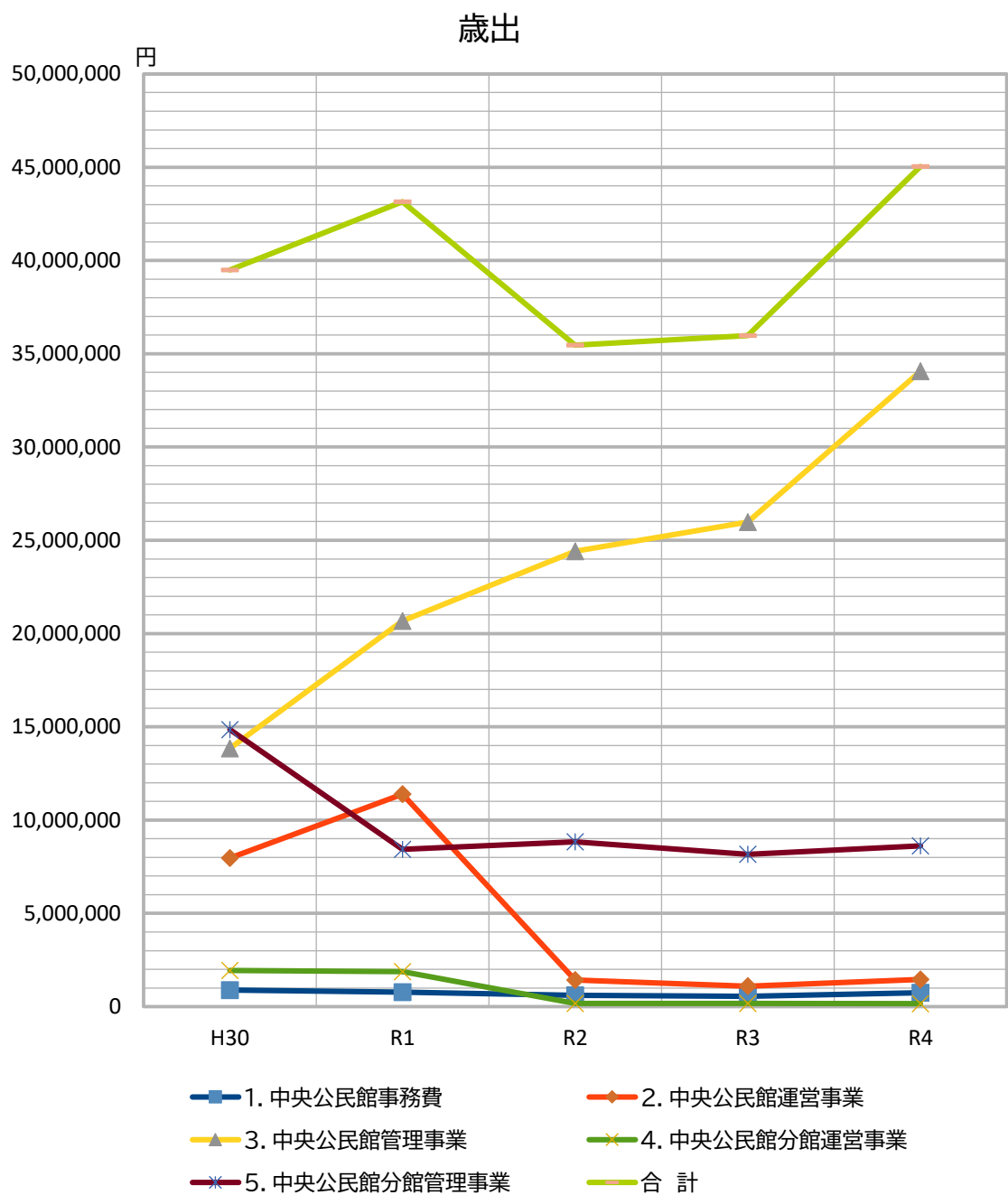


(円)

歳入	H30	R1	R2	R3	R4
1. 使用料及び手数料	3,580,818	3,396,250	3,749,761	1,215,992	2,846,020
2. 財産収入	60,000	60,000	60,000	60,000	0
3. 諸収入	1,866,478	1,797,202	1,441,442	1,425,241	1,983,624
合 計	5,507,296	5,253,452	5,251,203	2,701,233	4,829,644

※R2より社会教育推進課となり、歳入予算も統合されたが公民館分歳入のみ記載。

※「2.財産収入」は分館職員駐車場使用料



(円)

歳 出	H30	R1	R2	R3	R4
1. 中央公民館事務費	888,419	770,031	606,675	552,187	739,974
2. 中央公民館運営事業	7,967,368	11,388,992	1,425,342	1,094,531	1,458,990
3. 中央公民館管理事業	13,845,371	20,676,754	24,418,981	25,983,738	34,061,327
4. 中央公民館分館運営事業	1,939,168	1,869,629	171,415	173,646	162,098
5. 中央公民館分館管理事業	14,853,157	8,438,986	8,836,451	8,164,399	8,616,737
合 計	39,493,483	43,144,392	35,458,864	35,968,501	45,039,126

※R1年度より分館予算の一部を本館へ移行。

※R2年度より会計年度職員制度への移行により臨時・嘱託職員賃金の計上を職員課へ移行。

(2および4の運営事業費減の理由)

VII-3 中央公民館講座アンケート分析（令和4年度）

□ 調査概要

方 法 | 公民館講座受講後、Google フォーム(QRコード読み取り)または紙媒体にてアンケートを実施。

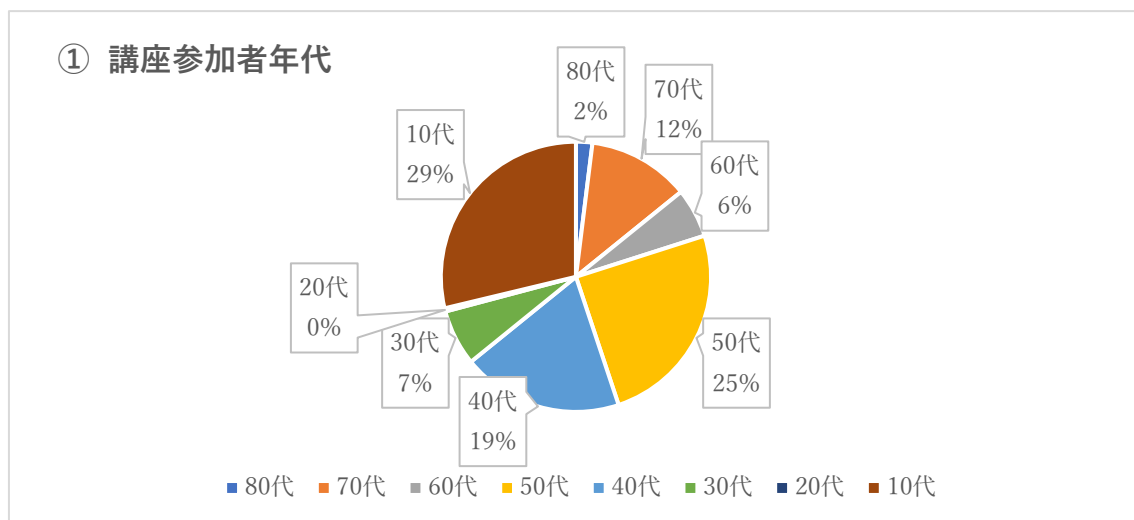
対象者 | 講座受講者数 489 名 ※平和キャラバン(児童数)を除く

回答率 | 71.57%(回答者数 350 名)

※令和4年度から中央公民館講座アンケート分析に、「あなたに伝えたい市民講座」(家庭教育支援講座)が加わっている。

□ 分析項目 ※一部抜粋

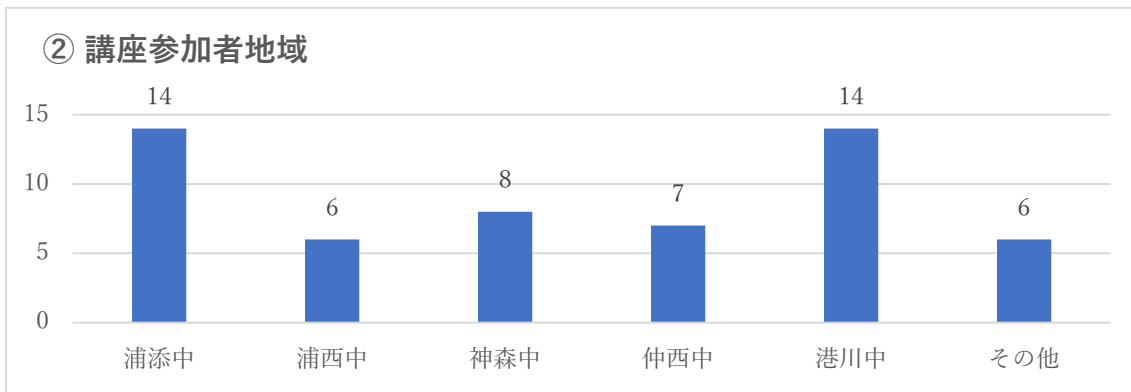
- ① 講座参加者年代
- ② 講座参加者居住区
- ③ 講座の情報源
- ④ 分野の興味・関心(学習ニーズ)



結果 | 講座参加者は多い順に「10代」「50代」「40代」となった。

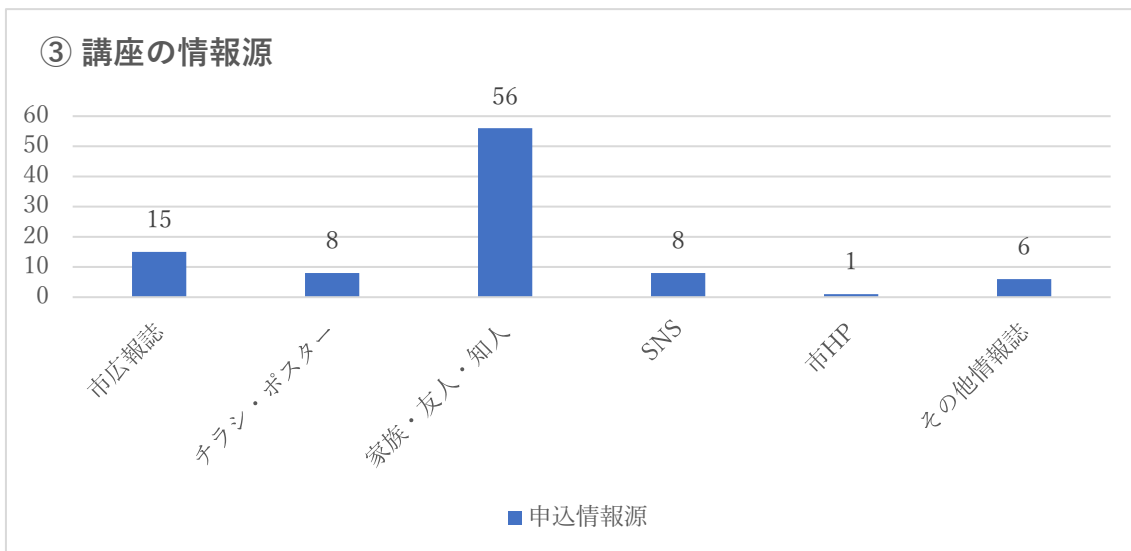
分析 | 10代が最多となる背景には夏休み講座「浦添八景ってなあに？水彩画にチャレンジ！」や、「月と木星・金星きらびやかな冬の星座を探してみよう」のような親子を対象にした講座によるものである。前年度、参加者数が少なかった高校生、大学生に向けた公民館アンチエイジングプロジェクト(芸大生とチョークアート)の実施も影響している。

50代は、どの講座にも満遍なく参加している。



結果 | 講座参加者居住区は多い順に「浦添中校区」、「港川中校区」が同数で、次に「神森中校区」となった。

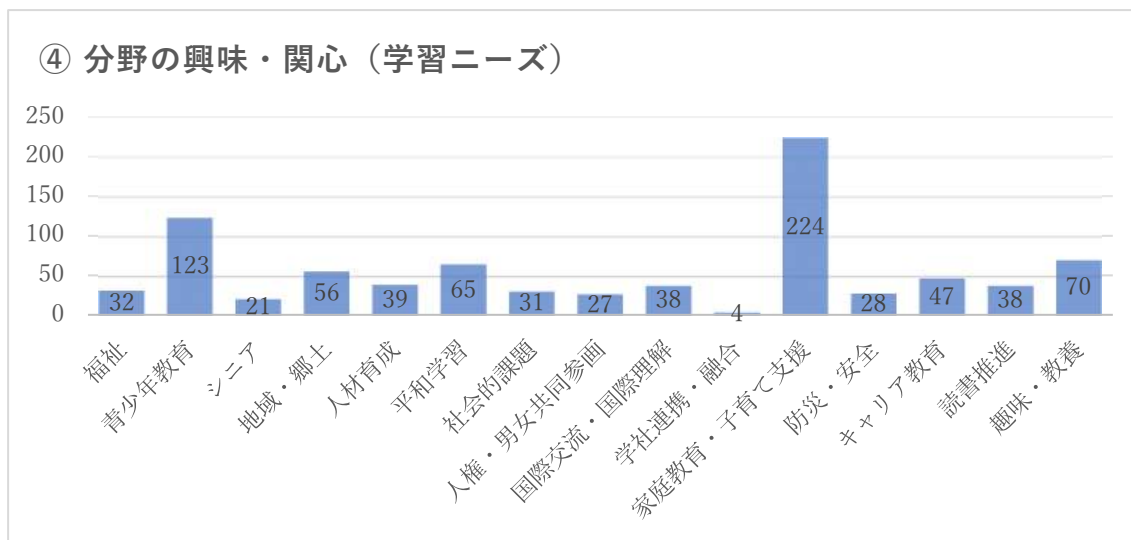
分析 | 全講座でこの項目の集計が行われなかったため、少数の集計となっている。地域間で参加者数に差はあったものの、アンケート記入者数が少ないため、一時的な数の偏りが出た可能性もある。引き続き集計が必要な項目である。



結果 | 講座の情報源は多い順に「家族・友人・知人」、「市広報誌」で「チラシ・ポスター」と「SNS」が同数となった。

分析 | 家族・友人・知人からの誘いが最も多く「人のつながり」が集客につながっていることがうかがえる。

続いて、市広報誌を情報源としている参加者も多く、公民館講座においてとても効果的な広報媒体のひとつである。



結果 | 学習分野の興味・関心は多い順に「家庭教育・子育て支援」「青少年教育」「趣味・教養」となった。

分析 | 令和4年度は、「あなたに伝えたい市民講座」(家庭教育支援講座)全 5 回を中央公民館講座アンケート分析に加えたため「家庭教育・子育て支援」の興味関心が増えている。

また前年に続き「コロナ禍」で、子どもと向き合う時間が多く持たれたことも影響していると思われる。

Ⅷ. 資 料

令和5年度 社会教育推進課 組織図・公民館係 事務分掌

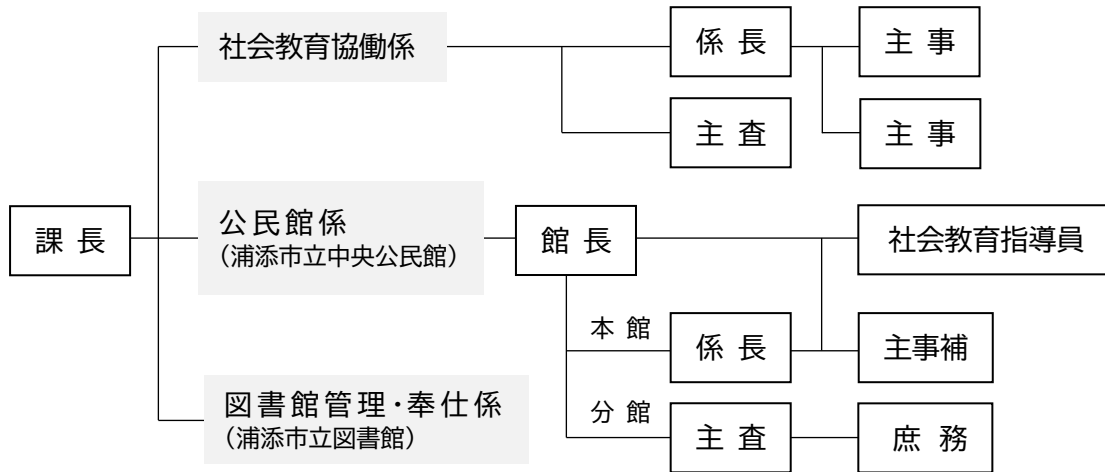
社会教育法 「第5章 公民館」

浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例

浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

令和5年度 社会教育推進課 組織図 ・ 公民館係 事務分掌

□ 組織図



□ 事務分掌

社会教育推進課長

- 1 社会教育協働係、公民館係、図書館管理・奉仕係の運営
- 2 課の統括に関する事

公民館長(会計年度職員)

- 1 公民館運営方針及び重点目標に関する事
- 2 浦添市立中央公民館運営審議会に関する事(正)
- 3 公民館事業(講座の統括)に関する事
- 4 社会教育指導員への助言指導に関する事
- 5 浦添市自治公民館長連絡協議会に関する事 ※顧問
- 6 那覇地区公民館連絡協議会に関する事 ※令和5～6年度会長
- 7 沖縄県公民館連絡協議会に関する事 ※令和5～6年度副会長
- 8 教育委員会運営会議に関する事

公民館係長 | 社会教育主事

- 1 係の統括(予算管理含む)に関する事
- 2 施設管理及び契約事務に関する事
- 3 公民館事業の企画立案に関する事
- 4 公民館の調査報告に関する事

- 5 公民館利用者(定期利用団体)への指導助言に関する事
- 6 館長・社会教育指導員の業務に関する事
- 7 社会教育主事として社会教育の推進に関する事
- 8 那覇地区公民館運営連絡協議会に関する事 ※令和5～6年度事務局
- 9 沖縄県公民館連絡協議会(公民館研究大会)に関する事
- 10 本館の防火管理に関する事
- 11 浦添市立中央公民館運営審議会に関する事(副)
- 12 公民館及び分館の施設再配置検討に関する事(正)
- 13 第4次てだこ障がい者(児)プラン作業部会に関する事
- 14 対外的な業務に関する事
- 15 その他、課長の指示する業務

主事補

- 1 係の庶務に関する事
- 2 窓口業務に関する事
- 3 契約事務に関する事
- 4 施設の備品・消耗品・倉庫管理に関する事
- 5 行政財産の使用許可及び団体との調整に関する事
- 6 行事の共催・後援に関する事
- 7 デジタルの推進・ホームページに関する事
- 8 会計年度職員の任用及び服務等に関する事
- 9 公民館の利用団体登録に関する事
- 10 補助金団体(浦添市自治公民館長連絡協議会)に関する事
- 11 公民館事業に関する事
- 12 その他、係長の指示する業務

主査 ※分館配置

- 1 分館の予算に関する事
- 2 分館の施設管理及び契約事務に関する事
- 3 窓口業務に関する事
- 4 公民館事業の企画立案に関する事
- 5 分館配置の会計年度職員の業務に関する事
- 6 分館の防火管理に関する事
- 7 分館利用者(定期利用団体)への指導助言に関する事
- 8 分館の行政財産使用許可及び団体との調整に関する事
- 9 公民館報に関する事
- 10 公民館及び分館の施設再配置検討に関する事(副)
- 11 その他、課長の指示する業務

庶務(会計年度職員) ※分館配置

- 1 分館の庶務に関する事
- 2 窓口業務に関する事
- 3 分館の備品・消耗品・倉庫管理に関する事
- 4 公民館の利用団体登録に関する事
- 5 公民館事業に関する事
- 6 その他、分館主査の指示する業務

社会教育指導員(会計年度職員)

- 1 中央公民館講座の企画及び運営に関する事
- 2 うらそえ社会教育いきいきまつりに関する事
- 3 自治公民館講座に関する事
- 4 自主企画まなび助成制度に関する事
- 5 家庭教育支援に関する事
- 6 窓口業務に関する事
- 7 公民館広報誌『いきいき』に関する事
- 8 公民館利用者(登録団体)の活動支援に関する事
- 9 市民の学習相談・情報提供に関する事
- 10 社会教育指導員連絡協議会に関する事
- 11 自治公民館との連携及び情報収集に関する事
- 12 平和教育(学校及び地域学校協働活動推進員との連携)に関する事
- 13 新・放課後子ども総合プラン指導者研修会に関する事
- 14 地域及び学習者の学習課題やニーズの把握に関する事
- 15 その他、館長・係長の指示する業務

社会教育法「第5章 公民館」

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

（公民館の職員の研修）

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（基金）

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

（特別会計）

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助）

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助

金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館の事業又は行為の停止）

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては市町村教育委員会、法人の設置する公民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（罰則）

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

○浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例

平成 24 年 3 月 27 日

条例第 12 号

改正 平成 27 年 12 月 24 日条例第 45 号

浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和 53 年 12 月 25 日条例第 31 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 24 条及び第 30 条第 2 項の規定に基づき、公民館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 20 条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

2 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦添市立中央公民館	浦添市安波茶一丁目 1 番 2 号
浦添市立中央公民館分館	浦添市牧港三丁目 40 番 6 号

(事業)

第 3 条 公民館は、市民に対して法第 22 条に掲げる事業のほか、浦添市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業を行う。

(職員)

第 4 条 浦添市立中央公民館(以下「中央公民館」という。)に法第 27 条第 1 項に規定する館長を置く。

2 中央公民館及び浦添市立中央公民館分館(以下「分館」という。)に、主事その他必要な職員を置くことができる。

(入館の制限等)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) その他公民館の管理上必要な支持に従わない者

(公民館を利用できる者)

第 6 条 公民館を利用できる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内に事務所を有する法人その他の団体とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平 27 条例 45・一部改正)

(利用許可)

第7条 中央公民館及び分館(以下「公民館」という。)を利用しようとする者は、教育委員会の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。利用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 教育委員会は、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 法第23条の規定に触れるとき。
- (4) 公民館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

2 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市が主催する場合
 - (2) 市が共催する場合
 - (3) 市が認定する社会教育関係団体が利用する場合
 - (4) 中央公民館に登録する社会教育関係団体が利用する場合
 - (5) その他市長が特に必要と認める場合
- 2 市長は、前項第2号から第5号までに掲げる事由によって、別表に定める使用料の減免をするときには、冷房料については、減免しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平27条例45・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第 11 条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用者が第 7 条第 2 項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用者の管理義務)

第 12 条 利用者は、公民館の利用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則を守り、その利用する施設及び設備について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 利用者は、公民館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更禁止)

第 14 条 利用者は、公民館を利用する場合においては、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第 15 条 利用者は、利用を終了したとき、又は第 11 条の規定により、利用を取り消されたとき、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 利用者は、利用に際し公民館の施設若しくは設備を破損し、汚損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(公民館運営審議会)

第 17 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、中央公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、社会福祉及び地域づくりの向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の定数は、10 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 教育委員会は、委員に特別の事情が生じた場合にはその任期中であってもこれを解嘱することができる。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 27 年 12 月 24 日条例第 45 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例第 6 条に規定する者に係る利用の許可、同条例第 9 条の規定による使用料の徴収及び同条例第 10 条に規定する減免に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。

別表(第9条関係)

(平 27 条例 45・旧別表第 1・一部改正)

館名	区分	使用料(円)	
		室料	冷房料
中央公民館	ホール(舞台を含む。)	1,600	500
	第 1 研修室	500	200
	第 2 研修室	250	100
	第 3 研修室	150	—
	視聴覚室	450	150
	パソコン室	300	100
	料理実習室	550	200
	和室	300	100
	幼児室	200	100
分館	ホール	1,350	450
	第 1 研修室	300	100
	第 2 研修室	400	150
	第 3 研修室	400	150
	工作室	200	—

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりとする。
- 2 1 時間未満の利用の場合は、1 時間とする。
- 3 市民(市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。)以外の者が利用する場合には、この表に定める室料に 100 分の 30 を加算した額とする。
- 4 使用料の計算において、10 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

○浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 24 年 3 月 30 日

教育委員会規則第 2 号

改正 平成 28 年 2 月 3 日教育委員会規則第 4 号

平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 5 号

令和 2 年 3 月 30 日教育委員会規則第 11 号

令和 5 年 1 月 6 日教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例(平成 24 年条例第 12 号。以下「条例」という。)第 18 条の規定に基づき、浦添市立中央公民館(以下「中央公民館」という。)及び浦添市立中央公民館分館(以下「分館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 中央公民館に、公民館係を置く。

(令 2 教委規則 11・追加)

(職員及び職務)

第 3 条 中央公民館に館長を置き、中央公民館及び分館(以下「公民館」という)に公民館主事、その他必要な職員を置く。

2 館長は、教育長の命を受け、公民館の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を指揮監督する。

3 公民館主事は、上司の命を受け、公民館の事業を実施し、その他必要な事務を行う。

4 その他の職員は、上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(令 2 教委規則 11・旧第 2 条繰下)

(非常勤の館長)

第 4 条 館長は、非常勤とすることができる。

2 非常勤の館長の勤務は、週 3 日以内とする。

3 非常勤の館長の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。ただし、再任を妨げない。

4 非常勤の館長が欠けた場合における補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 31 教委規則 5・一部改正、令 2 教委規則 11・旧第 3 条繰下・一部改正)

(開館時間)

第5条 公民館の開館時間は午前8時30分から午後9時までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(令2教委規則11・旧第4条繰下)

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、毎年12月28日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(令2教委規則11・旧第5条繰下)

(利用許可の申請)

第7条 [条例第7条](#)の規定により公民館の利用許可を受けようとする者は、公民館利用許可申請書により教育長に申請しなければならない。

2 [前項](#)の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(令2教委規則11・旧第6条繰下)

(利用の許可)

第8条 教育長は、[前条第1項](#)の規定による申請を許可したときは、公民館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

(令2教委規則11・旧第7条繰下)

(利用許可の変更等)

第9条 [前条](#)の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、利用する日の5日前までに公民館利用許可変更(取消)申請書(以下「利用許可変更(取消)申請書」という。)に利用許可書を添えて教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認めるときは、この限りでない。

2 教育長は、[前項](#)の規定による申請を許可したときは、公民館利用許可変更(取消)通知書(以下「利用許可変更(取消)通知書」という。)を交付する。

(令2教委規則11・旧第8条繰下)

(使用料の納付)

第10条 [条例第9条第1項](#)に規定する使用料は、利用する日までに納付しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(令2教委規則11・旧第9条繰下・一部改正)

(使用料の還付)

第 11 条 条例第 9 条第 2 項ただし書きの規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力又は公民館の管理上の理由により利用ができなくなった場合 10 割
- (2) 利用者が利用許可取消申請書を利用日の 5 日前までに提出した場合 10 割
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書により、教育長に申請しなければならない。この場合において、利用者は利用許可書又は利用許可取消通知書を添えなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、公民館使用料還付通知書を交付するものとする。

(平 28 教委規則 4・一部改正、令 2 教委規則 11・旧第 10 条繰下)

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 10 条の規定による使用料の減免については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 条例第 10 条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合 免除
- (2) 条例第 10 条第 1 項第 2 号の規定に該当する場合 5 割減額
- (3) 条例第 10 条第 1 項第 3 号の市が補助団体と認定する場合 免除
- (4) 条例第 10 条第 1 項第 4 号の社会教育関係団体のうち、特定利用団体に該当する場合 免除
- (5) 条例第 10 条第 1 項第 4 号の社会教育関係団体のうち、定期利用団体に該当する場合 5 割減額
- (6) 条例第 10 条第 1 項第 5 号の規定に該当する場合 免除又は 5 割減額
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が認める場合は、この限りでない。
- 3 教育長は、前項の規定による申請があつたときは、これを審査し、公民館使用料減免通知書を交付するものとする。

(平 28 教委規則 4・一部改正、令 2 教委規則 11・旧第 11 条繰下、令 5 教委規則 1・一部改正)

(遵守事項)

第 13 条 公民館を利用する者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用責任者は、利用の際に職員に申し出ること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (3) 許可をした場所以外で喫煙、飲食し又は火気を使用しないこと。

- (4) 許可なく物品を展示又は販売し、その他これに類する行為をしないこと。
- (5) 利用後は利用した施設設備等をもとの状態に戻し、備品、器具等は所定の場所へ返還すること。
- (6) 利用許可を受けた施設又は設備以外のものを利用しないこと。
- (7) 利用する施設、設備及び備品等は損傷がないように取り扱うこと。
- (8) その他管理上の必要から職員が行う指示又は指導すること。

(令 2 教委規則 11・旧第 12 条繰下)

(損害及び賠償)

第 14 条 利用者は、公民館の施設、設備又は備付物件を破損し、汚損し、又は滅失したときは、すみやかにその旨を所定様式により、教育長に届出なければならない。

- 2 教育長は前項に規定する届出があったときは、当該利用者に対し損害賠償を命ずることができる。
- 3 利用者は、賠償の請求を受けたときは、30 日以内に賠償を行わなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、賠償額の減免及び期限の延長をすることができる。

(令 2 教委規則 11・旧第 13 条繰下)

(事務所の設置)

第 15 条 公民館内に社会教育関係団体の事務所を置くことができる。

- 2 前項による設置にあたっては、公民館の諸規定を遵守し、特殊事項については、教育長の指示に従うものとする。

(令 2 教委規則 11・旧第 14 条繰下・一部改正)

(委任)

第 16 条 この規定に定めるもののほか、公民館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(令 2 教委規則 11・旧第 15 条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の浦添市立中央公民館の設置及び管理運営に関する条例施行規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成 28 年 2 月 3 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 15 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日教育委員会規則第 11 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 6 日教育委員会規則第 1 号)

(施行日)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号 削除

様式第 2 号 削除

様式第 3 号 削除

様式第 4 号 削除

様式第 5 号 削除

様式第 6 号 削除



浦添市立中央公民館 館報

令和5年8月発行(2023)

編集・発行 | 浦添市教育委員会 社会教育推進課

〒901-2114 浦添市安波茶1丁目1番2号

電話 098-879-5503

FAX 098-879-5530